

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

2021 年度

海事の国際的動向に関する調査研究事業報告書
(海上安全)

2022 年 3 月

公益社団法人 日本海難防止協会

ま え が き

この報告書は、当協会が日本財団の助成金を受けて、海難防止事業の一環として2021年度に実施した「海事の国際的動向に関する調査研究（海上安全）」事業の内容をとりまとめたものである。

2022年3月
公益社団法人 日本海難防止協会

委員会等の名称、構成は次のとおりである。

「海事の国際的動向に関する調査研究委員会(海上安全)」

1. 委員 (順不同、敬称略)

委員長	竹本 孝弘	東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門教授
委員	岡村 知則	(独)海技教育機構航海訓練部船員課長
〃	奥藪 淳二	海上保安大学校准教授
〃	吉野 高広	日本水先人会連合会常務理事
〃	竹林 哲哉	(一社)日本船主協会海務部副部長
〃	中田 治	(一社)日本船長協会常務理事
〃	岩瀬 恵一郎	(一社)日本旅客船協会労海務部長
〃	松本 冬樹	(一社)大日本水産会事業部長
〃	三次 亮	全国漁業協同組合連合会漁政部次長
〃	丸山 謙一郎	(一財)日本船舶技術研究協会研究開発グループ主任研究員
〃	西室 麻里花	(一財)日本船舶技術研究協会基準・企画グループ基準ユニット長
〃	宮野 直昭	(公財)海上保安協会常務理事

2. 関係官庁等 (順不同、敬称略)

長谷川 裕康	水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室長
前田 崇徳	国土交通省海事局総務課国際企画調整室長
貴島 高啓	〃
峰本 健正	国土交通省海事局安全政策課長
高木 正人	国土交通省海事局外航課長
宮沢 正知	〃
藤林 健太郎	運輸安全委員会事務局総務課国際渉外室長
坂本 誠志郎	海上保安庁総務部情報通信課長
内海 雄介	海上保安庁総務部国際戦略官
清水 巖	〃
橋本 昌典	海上保安庁警備救難部国際刑事課長
小幡 章博	〃
筒井 直樹	海上保安庁警備救難部警備課長
川上 誠	海上保安庁警備救難部救難課長
木下 秀樹	海上保安庁海洋情報部技術・国際課長
中林 久子	海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室長
岩川 勝	海上保安庁交通部企画課長
内田 浩平	海上保安庁交通部航行安全課長
藤吉 克博	海上保安庁交通部航行安全課航行指導室長

3. 上記委員等のほか、次の諸氏に格別のご協力をいただいた。(順不同、敬称略)

千原 光輝	水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室生産技術班漁船国際専門官
三浦 太樹	国土交通省海事局総務課国際企画調整官付
奥川 雄士	国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室課長補佐
井原 拓真	〃
堀内 隆史	国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室自動運航戦略官
大田 大地	国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室主査
清水 勇吾	〃
池田 隆之	国土交通省海事局外航課海運涉外室長
小澤 卓弥	運輸安全委員会事務局総務課国際涉外室国際係
岡田 直樹	海上保安庁総務部情報通信課専門官
伊藤 大輝	海上保安庁総務部情報通信調査係長
永野 達也	海上保安庁総務部情報通信調査係
奥村 太	海上保安庁総務部国際戦略官付企画係長
榎本 貴行	海上保安庁総務部国際戦略官付企画係
綿貫 陽介	海上保安庁警備救難部国際刑事課海賊対策室課長補佐
佐々木 慧	海上保安庁警備救難部警備課第一係長
徳 玲希	海上保安庁警備救難部救難課専門官
柴田 理香	〃
稲葉 亮太	海上保安庁警備救難部救難課国際救難係長
新村 陽輔	海上保安庁海洋情報部技術・国際課海洋情報涉外官
太田 毅徳	〃
富山 栄隆	海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室主任水路通報官
野口 英毅	海上保安庁交通部企画課国際・技術開発室専門官
中島 智哉	海上保安庁交通部企画課国際・技術開発室国際企画係長
福井 久祐	海上保安庁交通部企画課国際・技術開発室国際企画係
宮地 龍啓	海上保安庁交通部航行安全課企画調査係長
小西 貴彦	海上保安庁交通部航行安全課企画調査係
森本 真人	海上保安庁交通部航行安全課航行指導室海務第一係長

4. 事務局

大久保 安広	(公社)日本海難防止協会専務理事
佐々木 幸男	(公社)日本海難防止協会専務理事
池寄 哲朗	(公社)日本海難防止協会企画国際部長
尾崎 直樹	(公社)日本海難防止協会企画国際部主任研究員/国際室長

目 次

1	調査研究の概要	3
2	IMO 委員会	
	第 8 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会 (NCSR8)	7
	第 103 回海上安全委員会 (MSC103)	13
	第 104 回海上安全委員会 (MSC104)	83
3	調査研究事項	
	自動運航船の国際的動向について (2021 年度)	137
4	調査研究委員会	
	第 1 回委員会議事概要	145
	第 2 回委員会議事概要	148
	第 3 回委員会議事概要	151
<参考資料>		
	IMO 2021 年会議プログラム	157
	IMO 2022 年会議プログラム	161

1 調査研究の概要

1 事業の目的

海上安全の分野における国際的な動向を調査・研究し、もって官民一体となった我が国対応のあり方の検討に資する事を目的とする。

2 方策

- (1) IMO 各委員会における審議結果の報告と対処方針の検討
- (2) 調査テーマに基づいた調査の報告と検討
- (3) 調査結果の発表

3 事業の年間実施結果

令和3年

4月12日

〈第1回委員会（リモート形式）〉

- ・令和3年度委員会実施計画（案）の承認
- ・令和3年度調査テーマ（案）の承認
- ・IMO 第102回海上安全委員会（MSC102）審議結果の報告
- ・IMO 第8回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会（NCSR8）対処方針（案）の検討

4月19日～23日（リモート形式）

IMO 第8回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会（NCSR8）

4月19日

〈第2回委員会（リモート形式）〉

- ・第1回委員会議事概要（案）について
- ・IMO 第103回海上安全委員会（MSC103）対処方針（案）の検討

5月5日～14日（リモート形式）

IMO 第103回海上安全委員会（MSC103）

9月16日～17日（リモート形式）

研究調査：Autonomous Ship Expo Virtual Live 2021 参加

9月28日

〈第3回委員会（リモート形式）〉

- ・第2回委員会議事概要（案）について
- ・IMO 第8回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会（NCSR8）審議結果の報告
- ・IMO 第103回海上安全委員会（MSC103）審議結果の報告
- ・IMO 第104回海上安全委員会（MSC104）対処方針（案）の検討

10月4日～8日（リモート形式）

IMO 第104回海上安全委員会（MSC104）

10月7日（イベント開催日：オープンソース）

研究調査：International MARISSA Day3 ”Autonomous into the future”

2 I M O 委員会

第 8 回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 (NCSR8)

第 103 回海上安全委員会 (MSC103)

第 104 回海上安全委員会 (MSC104)

IMO 第 8 回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会(NCSR8) 議題

日程：令和 3 年 4 月 19 日（月）～4 月 23 日（金）

場所：IMO 本部（ロンドン/英国）/リモート会議形式

- 議題1. 議題の採択
- 議題2. 他の IMO 構成機関の決定事項
- 議題3. 航路指定措置及び義務的船位通報制度
- 議題4. 日本の地域的航法衛星システムである準天頂衛星システム(QZSS)の承認及び船上衛星航法システム受信機の性能基準の策定
- 議題5. 極海域を航行する non-SOLAS 船のための安全措置
- 議題6. 他の既存規則の関連改正を含む、GMDSS 近代化のための SOLAS 条約附属書第Ⅲ章及びⅣ章の改正
- 議題7. 無線通信 ITU-R 研究グループ及び ITU 世界無線通信会議関連事項への対応
- 議題8. 援助を必要とする船舶の避難場所に関する指針(決議 A. 949(23))の改正
- 議題9. 海上安全情報(MSI)に関するガイドラインを含む、GMDSS サービスの発展
- 議題10. 船舶及び航空の手順の調和を含む、全世界海上搜索救助サービスの策定
- 議題11. 2 年間の進捗状況報告及び NCSR9 の暫定議題
- 議題12. 2022 年の議長及び副議長の選出
- 議題13. その他の事項
- 議題14. 第 103 回海上安全委員会への報告の検討

作業部会等開催予定

WG1: 議題 3, 5, 8 関連

D G: 議題 8, 9 関連

令和3年4月27日
海事局 安全政策課

我が国の衛星測位システム「みちびき」 船舶での国際的な利用について基本合意

～国際海事機関（IMO）第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会^{（※1）}
（NCSR 8）の結果概要～
（日程：令和3年4月19日～23日、オンライン会議）

我が国独自の衛星測位システム「みちびき」について、船舶用衛星航法システム^{（※2）}の基準に適合していることが確認されました。今後はIMO海上安全委員会にて、最終承認を受ける予定です。これにより、外洋のみならず沿岸航行時等の精度や信頼性の基準^{（※3）}に適合する世界初の衛星航法システム^{（※4）}となります。

- 我が国は、平成30年5月の第99回IMO海上安全委員会（MSC 99）において、我が国独自の衛星測位システムで高精度な位置情報を提供する「みちびき」を船舶用の衛星航法システムとして位置付けることを提案し、NCSRで検討が行われてきました。
- 今次会合では、「みちびき」の性能が、衛星航法システムとして必要な基準に適合しているか検討が行われ、結果、外洋のみならず沿岸航行時等に求められる高い精度や信頼性を満足する世界初のシステムであることが確認されました。
- 今後はMSCにおいて、最終承認のための検討が行われます。「みちびき」が、IMOで正式に衛星航法システムとして位置付けられることで、我が国関係船舶のみならず、諸外国の船舶にも広く利用されることで、海上輸送の安全性向上が期待されます。

みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）の概要



出典：<https://qzss.go.jp/>

衛星測位システムとは、衛星からの電波によって位置情報を計算するシステムのことで、米国のGPSがよく知られており、みちびきを日本版GPSと呼ぶこともあります。4機以上の衛星で衛星測位は可能ですが、安定した位置情報を得るためには、より多くの衛星が見える必要があります。みちびきはGPSと一体で利用できるため、多くの可視衛星数を確保し、安定した高精度測位を行うことを可能とします。

○ その他の審議事項は別紙をご参照ください。

- ※1 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、捜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会。
- ※2 海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき船舶に搭載される衛星測位システムの受信機等で使用される測位システムは、測位精度等のIMO基準への適合を確認し、IMOによる船舶用の衛星航法システム（WWRNS：World-Wide Radio Navigation System）認証を受けることが必要。
- ※3 基準（IMO総会決議 A. 1046 (27)）の例
測位精度（外洋航行時誤差100m以内、沿岸航行時誤差10m以内）
信頼性（外洋航行時：システム稼働率99.8%、沿岸航行時：システム稼働時、各15分間で99.97%の連続稼働を追加要求）
- ※4 既存の船舶用の衛星航法システム認証を受けた測位システムであるGPS（米国）、GLONASS（ロシア）、Galileo（欧州）、BeiDou（中国）及び IRNSS（インド）はいずれも外洋航行時の航行支援のための運用基準にのみ適合



【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室 植村、奥川
代表：03-5253-8111（内線 43-556）
直通：03-5253-8631 FAX:03-5253-1642

国際海事機関（IMO）第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会

（NCSR 8）の主な結果概要

みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）の承認

我が国は、平成30年5月の第99回IMO海上安全委員会（MSC 99）において、我が国独自の衛星測位システムで高精度な位置情報を提供する「みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）」を国際的に利用される船舶用の衛星航法システム^{（※2）}として位置付けることを提案し、以降、NCSR^{（※1）}において検討が行われてきました。

今次会合では、「みちびき」の性能が船舶用の衛星航法システムとして外洋のみならず、沿岸航行及び入出港時に必要な測位精度や信頼性等の基準に適合しているか検討が行われ、審議の結果、必要な基準^{（※3）}に適合していることが確認されました。

外洋のみならず、船舶が輻輳する沿岸航行時等の航行支援のための運用基準に適合する衛星航法システムはこれが世界初^{（※4）}です。今後はMSCにおいて、最終承認のための検討が行われる予定です。船舶用の衛星航法システムとして、正式に位置付けられることで、我が国関係船舶のみならず、諸外国の船舶にも広く利用されることで、海上輸送の安全性向上が期待されます。

海上における遭難及び安全の世界的な制度（GMDSS）近代化のための条約改正案の最終化

海上における遭難及び安全の世界的な制度（GMDSS）は、30年以上前の技術を前提に構築され、これまで大きな見直しはなされていませんでした。そこで、平成21年5月に開催されたMSC 86において、システム全体の性能の維持・向上を目的として、その見直しの検討開始が合意されて以降、IMOではGMDSSの近代化のための条約や関連機器の性能基準等の改正について検討が行われてきました。

今次会合では、救命艇用 VHF 無線電話装置の有効期限の明確化など我が国の提案を反映したうえで GMDSS の要件を近代化するための海上人命安全条約（SOLAS）改正案が最終化され、その承認のため MSC に送付されることとなりました。併せて、GMDSS 関連機器の性能基準の改正が合意されました。今後は、MSC での承認・採択を経て、令和 6 年 1 月 1 日より、近代化された GMDSS が運用されることとなります。これには、中・短波帯の GMDSS 無線設備に対する自動接続システム搭載義務化などが含まれ、より安全な船舶の運航に貢献することが期待されます。

※1 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、捜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会。

- ※2 海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき船舶に搭載される衛星測位システムの受信機等で使用される測位システムは、測位精度等のIMO基準への適合を確認し、IMOによる船舶用の衛星航法システム（WWRNS：World-Wide Radio Navigation System）認証を受けることが必要。
- ※3 基準（IMO総会決議 A. 1046(27)）の例
測位精度（外洋航行時誤差100m以内、沿岸航行時誤差10m以内）
信頼性（外洋航行時：システム稼働率99.8%、沿岸航行時：システム稼働時、各15分間で99.97%の連続稼働を追加要求）
- ※4 既存の船舶用の衛星航法システム認証を受けた測位システムであるGPS（米国）、GLONASS（ロシア）、Galileo（欧州）、BeiDou（中国）及び IRNSS（インド）はいずれも外洋航行時の航行支援のための運用基準にのみ適合

IMO 第 103 回海上安全委員会 (MSC103) 議題

日程：令和 3 年 5 月 5 日（水）～5 月 14 日（金）

場所：IMO 本部（ロンドン/英国）/リモート会議形式

- 議題1. 議題の採択
- 議題2. 他の IMO 構成機関の決定事項
- 議題3. 義務要件の検討と採択
- 議題4. 新規則の実施に関するキャパシティブUILDING
- 議題5. 自動運航船(MASS)の利用のための規制の枠組みに係る取組み(RSE)
- 議題6. 燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させるための更なる方策の策定
- 議題7. 目標指向型基準(GBS)
- 議題8. 内航フェリーの安全性向上のための施策
- 議題9. 海事保安の確保
- 議題10. 海賊及び船舶に対する武装強盗
- 議題11. 海を介した危険な混合移民
- 議題12. 総合安全評価(FSA)
- 議題13. 第 7 回人的因子訓練当直小委員会(HTW7)からの報告
- 議題14. 第 8 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR8)からの報告
- 議題15. 第 7 回船舶設計・建造小委員会(SDC7)からの報告
- 議題16. 第 7 回船舶設備小委員会(SSE7)からの報告
- 議題17. 委員会の作業の方法に係る手続きの実施
- 議題18. 新規作業計画
- 議題19. 2021 年の議長及び副議長の選出
- 議題20. その他の事項
- 議題21. 第 103 回海上安全委員会の報告書の検討

作業部会等開催予定

WG1: 議題 5 関連

WG2: 議題 10 関連

D G: 議題 3 関連

令和3年5月18日
 海事局 安全政策課
 外航課
 海技課

自動運航船の国際ルール策定に向けた議論が進展

～国際海事機関（IMO）海上安全委員会^{（注1）}第103回会合（MSC 103）の開催結果～
 （日程：令和3年5月5日～5月14日、オンライン会議）

今次会合では、自動運航船の国際ルールの策定に向け、海事関連条約等のうち、新たに改正や解釈の整理が必要となるものが特定されました。また、今後優先して検討を進めるべき事項も整理されました。これにより、今後、自動運航船の国際ルール作りが一層加速することが期待されます。

また、我が国等からの提案を受け、航行安全に寄与する機器である「VHFデータ交換システム（VDES）」を海上人命安全条約（SOLAS条約）^{（注2）}上の航海機器として位置付けるための審議を開始することが合意されました。

1. 自動運航船の国際ルール策定に向けた論点整理

IMOでは、自動運航船の国際ルールの策定に向け、2018年より自動運航船が既存規制体系に及ぼす影響を分析するための論点整理のための検討を、有志国^{（注3）}が分担して進めてきました。

この検討において、我が国は、海上人命安全条約（SOLAS条約）の多くの章（構造、貨物及び燃料油の運送等）等の分析結果のとりまとめなど全体41規程のうち約半数（19規程）を担当するなど、国際的に主導的な役割を担ってきました。

今次会合では、その検討が完了し、海事関連条約等の一部については自動化レベルに応じ条約改正や解釈の整理が必要との結論になりました。その中で、早期導入が期待される「船員の意思決定をサポートする自動化システムを搭載する自動運航船」についてはSOLAS条約第IV（無線通信）、V（航海の安全）及びXI-2（海上保安）章に自動化システムの定義を置く必要があるとされた以外は、ほとんど条約改正や解釈が不要との結論になりました。また、今後の基準作成に向けた作業計画策定、自動運航システムの適用等に関するガイドライン策定等が今後の優先検討事項として合意されました。

我が国は、引き続き、IMOの議論を主導し、自動運航船の実用化に向けた環境を整備することで、海難事故の減少や船員労働環境の改善、我が国海事産業の国際競争力強化の実現を図ってまいります。

<今後の優先検討事項>

- 自動運航船の関係基準作成に係る作業計画策定
- 自動運航船の定義と自動化レベルの見直し
- 自動運航に関する用語の定義の策定
- 自動運航船固有の優先課題への対応
 （例. 自動運航船における「船長」、「遠隔支援センター」等の基準上の位置付け等）
- 自動運航システムの適用等に関するガイドライン策定



自動運航船の将来イメージ

2. VHFデータ交換システム（VDES）導入に係る審議開始

VDESは、我が国が世界市場で高いシェアを有する「船舶自動識別装置（Automatic Identification System（AIS））^{（注4）}」の上位互換となる航海機器として民間で開発が進められているものです。その特徴は、AISの機能に加え、より高いデータ通信能力（速度、容量）^{（注5）}を有することであり、将来的には海上安全に係る画像情報等の送受信も可能となり、船舶の安全向上が期待できます。

今次会合では、VDESをSOLAS条約上の航海機器と位置付け、AISの代替機器として、VDES搭載の選択を可能とするための条約改正に向けた検討に着手すべきとの我が国等による提案が、多くの国の賛同を得て承認されました。

今後、2024年以降の早期発効を目指し、条約改正及び性能基準策定について、2022年に開催予定の航行安全・無線通信・搜索救助小委員会（NCSR）^{（注6）}より検討を開始することが合意されました。

その他の主な審議結果は別紙をご参照ください。

- ※1 船舶の構造・設備、危険物の取扱い、海上の安全に関する手続き、人的要因、その他海上の安全に直接影響のある事項を審議し、関連する国際条約の採択、改正及び各国への通知、条約の実施を促進する措置の検討等を実施する委員会
- ※2 1974年の海上における人命の安全のための国際条約／同条約の1988年の議定書
- ※3 日本、米国、フランス、オランダ、インド、ノルウェー、フィンランド、トルコ、中国等の有志国
- ※4 船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報交換を行うシステム
- ※5 通信速度は9,600bpsから307.2kbps（最大）に高速化、通信容量は4チャンネルから18チャンネルに拡大
- ※6 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、搜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会

【問い合わせ先】代表：03-5253-8111

海事局安全政策課 宅見、大田（内線43-562、43-564）直通：03-5253-8631 FAX：03-5253-1642

海技課 長谷川（内線45-336）直通：03-5253-8649 FAX：03-5253-1646

（別紙の「1. 条約等改正案の採択」のSTCW条約関連）

外航課 宇貞（内線43-324）直通：03-5253-8620 FAX：03-5253-1645

（別紙の「3. COVID-19 関連」）

海上安全委員会第 103 回会合 (MSC 103)

その他の主な審議結果

1. 条約等改正案の採択

前回会合 (MSC 102) において承認された条約等改正案が採択されました。

主なものは以下のとおりです。

- ・特定の貨物船の貨物倉に水面探知器の設置を義務化する SOLAS 条約^(※1) 改正 (2024 年 1 月 1 日発効予定)
- ・自由降下式救命艇に要求される試験要件を緩和する SOLAS 条約改正 (2024 年 1 月 1 日発効予定)
- ・高電圧の定義「1,000 ボルト以上の交流又は直流」を追加する STCW 条約^(※2) 及び関連コードの改正 (2023 年 1 月 1 日発効予定)

※1 1974 年の海上における人命の安全のための国際条約／同条約の 1988 年の議定書

※2 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

2. 新規作業計画

新規作業計画案が審議され、今後、担当小委員会で新規議題として検討が進められることとなりました。主なものは以下のとおりです ([]内は、担当小委員会)。

- ・VHF データ交換システム (VDES:VHF Data Exchange System) の導入のための検討 [航行安全・無線通信・捜索救助小委員会 (NCSR)]
- ・デジタル航海データシステム (NAVDAT:Digital Navigational Data System) の性能基準の検討 [航行安全・無線通信・捜索救助小委員会 (NCSR)]
- ・コンテナ船の火災安全対策の検討 [船舶設備小委員会 (SSE)]
- ・非常用曳航設備の大型船への適用拡大に関する検討 [船舶設計・建造小委員会 (SDC)]

3. COVID-19 関連

コロナ禍における船員の円滑な交代を目的として、各国港湾の公衆衛生管理や入国管理等の手続きに関する情報を関係者が共有できるデータベースが、IMO の海事関係総合情報システム (GISIS: Global Integrated Shipping Information System) 上に構築されたことが、事務局より報告されました。今後、各国港湾の手続きに関する情報の入力が可能となるため、事務局は各加盟国に対し、今後このデータベースを活用するよう推奨しました。

4. 船用燃料油の使用の安全性を高める措置の検討

2019 年 6 月の MSC 101 から、燃料油の品質等に起因する安全上の課題や対策等について審議が行われています。今回会合では、引火点基準に適合しない燃料油が確認された場合の対応、引火点以外の燃料油の性状に関連した安全関連情報の収集等について検討が進められました。MSC 105 (2022 年 5 月予定) に向けて、ドイツをコーディネータとする検討グループが設置され、更なる検討を進めていくこととなりました。

5. 議長・副議長の選挙

本委員会の議長・副議長の選挙が行われ、新たに米国のマイテ・メディナ氏が議長として、ギリシャのセオフィロス・モザス氏が副議長として選出されました。

以上

海上安全委員会
第103回会議
議題項目数 21

MSC 103/21
2021年5月25日
原本: 英語

第103回海上安全委員会報告

目次

セクション	ページ
1 序論 - 議題の採択	4
2 その他のIMO組織の決定	5
3 強制規則の改正の検討及び採択	5
4 新規措置実施のための能力構築	14
5 自動運航船(MASS)利用の規制面における論点整理	14
6 燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる追加措置の策定	22
7 目標指向型新造船基準	29
8 国内連絡船の安全性を向上させる措置	29
9 海上保安強化措置	32
10 海賊行為及び船舶に対する武装強盗	36
11 危険な海上混合移民	44
12 総合安全評価(FSA)	44
13 人的因子、訓練及び当直維持 (第7回小委員会から提起された緊急事案)	44
14 航行安全、通信及び捜索救助	47
15 船舶の設計及び建造	51

16	船舶設備	51
17	委員会の作業方法の適用	54
18	作業プログラム	54
19	2021年の議長及び副議長の選出	62
20	その他の業務	62
21	第103回会議に関する委員会報告の検討	67

附属書リスト

附属書 1	決議MSC.482(103) - 1974年海上人命安全国際条約(SOLAS条約)の改正
附属書 2	決議MSC.483(103) - 2011年のばら積み運搬船と油タンカーの検査の際の検査強化プログラムに関する国際規則(ESPコード)の改正
附属書 3	決議MSC.484(103) - 火災安全設備に関する国際規則(FSSコード)の改正
附属書 4	決議MSC.485(103) - 救命設備に関する国際規則(LSAコード)の改正
附属書 5	決議MSC.486(103) - 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW)の改正
附属書 6	決議MSC.487(103) - 船員の訓練及び資格証明並びに当直規則(STCWコード)のパートAの改正
附属書 7	決議MSC.488(103) - 救命設備の試験に係る勧告改正版の改正(決議MSC.81(70))
附属書 8	自動運航船(MASS)利用の規制面における論点整理の結果
附属書 9	決議MSC.489(103) - ギニア湾における海賊行為及び武装強盗に対する推奨行動
附属書 10	SDC及びSSE 小委員会の2カ年状況報告
附属書 11	SDC及びSSE 小委員会の暫定議題
附属書 12	海上安全委員会の2カ年状況報告

- 附属書 13 海上安全委員会の2年後の議題
- 附属書 14 **MSC 104**及び**MSC 105**の議題に含める重要項目
- 附属書 15 決議**MSC.490(103)** -船員への新型コロナウイルスワクチン接種を優先するための
推奨行動
- 附属書 16 代表団及びオブザーバーの声明

1 序論 - 議題の採択

1.1 第103回海上安全委員会会議は、**Mayte Medina** (メイテ・メディナ) 議長 (米国) のもと、2021年5月5日から14日まで、リモートで開催された。委員会副議長の**Theofilos Mozas** (テオフィロス・モザス) 氏 (ギリシャ) も出席した。

1.2 本会議には、文書**MSC 103/INF.1**に記載された加盟国及び準加盟国、国連の各プログラム及び専門機関その他団体の代表、協力に合意した政府間組織のオブザーバー並びに諮問的立場にある非政府組織のオブザーバーが参加した。

事務局長の開会挨拶

1.3 事務局長が参加者を歓迎して開会挨拶を行った。挨拶の全文は、以下のリンク先にあるIMOウェブサイトからダウンロードできる。

<https://www.imo.org/en/MediaCentre/SecretaryGeneral/Pages/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings.aspx>

海難事故

1.4 委員会は、2021年5月3日にサラワク沖で操業中に傾き、その後沈没したオフショア・ジャックアップ・リグ、**ヴェレストナガ (Velesto NAGA) 7号**の事故に関する、マレーシア代表団からの情報に注目した。同代表団は、また、船員をキーワーカーとして、各国の新型コロナウイルスワクチン接種事業で優先権を与えようという事務局長の呼びかけに賛意を示した。同代表団の声明の全文は附属書16に記載されている。

リモート会議を円滑に進めるためにとられた措置

1.5 委員会は、2020年9月に開催された全IMO委員会の臨時合同会議 (**ALCOM/ES**) において、全委員会が、コロナ禍における委員会リモート会議を円滑に進めるための暫定ガイダンスを承認したこと、そして、特に以下について同意したことを想起した。

- .1 各委員会の手続き規則の規則3の一部を放棄し、リモートでの会議開催を認めること、
- .2 リモート会議開催を円滑に進めるため、電子的に送付された信任状を、原本が後に提出されるという条件で、承認すること、及び、
- .3 有効な認証情報を提出し、オンライン会議登録システム (**OMRS**) に登録され、リモート会議の参加者としてリストに掲載された加盟国を、委員会の手続き規則28 (1) に基づき「出席」したものとみなすこと。

議題及び関連事項の採択

1.6 委員会は議題 (**MSC 103/1**) を採択し、基本的には文書 **MSC 103/1/1** の注釈及び暫定タイムテーブル (改正**MSC 103/1/1** 附属書) に従って作業することに合意した。

認証情報

1.7 委員会は、本会議に出席した110代表団の認証情報が正当かつ適切なものであることを確認した。

2 その他のIMO組織の決定

2.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 104に持ち越した。

3 強制規則の改正の検討及び採択

一般

3.1 1974年SOLAS条約締約国政府に対し、以下の改正案を検討し、採択するよう求めた。

- .1 同条約第VIII条の規定に基づく、SOLAS第II-1章及び第III章の改正
- .2 同条約第VIII条及び規則X-1/2の規定に基づく、2011年のばら積み運搬船と油タンカーの検査の際の検査強化プログラムに関する国際規則(2011 ESP コード)の改正
- .3 同条約第VIII条及び規則VII/11.1の規定に基づく、液化ガスばら積み輸送用船舶の構造及び設備に関する国際規則(IGCコード)の改正
- .4 同条約第VIII条及び規則II-2/3.22の規定に基づく、火災安全設備に関する国際規則(FSSコード)の改正、及び
- .5 同条約第VIII条及び規則III/3.10の規定に基づく、救命設備に関する国際規則(LSAコード)の改正

3.2 1974年SOLAS条約締約国の3分の1以上が、同条約第VIII条(b)(iii)及び第VIII条(b)(iv)に基づき、拡大海上安全委員会による上述の改正の検討及び採択に立ち会った。1974年SOLAS条約及びその下で必須となる規則の改正案は、同条約第VIII条(b)(i)に従い、2020年11月13日付サーキュラーレター第4339号により、全IMO加盟国及び条約締約国政府に回覧された。

3.3 上述の改正案の採択に関連して、委員会には検討の上、以下を行うよう求めた。

- .1 救命設備の試験に係る勧告改正版の派生的な改正草案の採択、及び、
- .2 SOLAS第III章及びLSAコードの改正草案の任意早期実施に関するMSCサーキュラー案の承認

3.4 1978年のSTCW条約締結国は、同条約第1章とSTCWコードのセクションA-I/1に関する改正案を検討し、採択するよう求められた。条約締約国の3分の1以上が、同条約第XII条(1)(a)(i)及び規則II/1.2.3の規定に基づき、拡大海上保安委員会による上述の改正の検討及び採択に立ち会った。STCW条約とSTCWコードの改正案は、同条約第XII条(1)(a)(i)に基づき、2020年11月13日付サーキュラーレター第4340号により、全IMO加盟国及び条約締約国政府に回覧された。

3.5 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書(1988年満載喫水線に関する議定書)の署名国政府は、同議定書の附属書Bの附属書Iの第II章、第III章の改正案の検討及び採択を行うよう求められた。議定書署名国政府の3分の1以上が、同議定書の第VI条2(c)、2(d)項の規定に従い、拡大海上保安委員会による上述の改正の検討に立ち会った。改正案は、同議定書の第VI条2(a)項に従い、2020年11月13日付サーキュラーレター第4341号により、全IMO加盟国及

び議定書署名国政府に回覧された。

1974年SOLAS条約の改正案

3.6 委員会は、MSC102が下記に関する1974年SOLAS条約の附属書の第II-1章、第III章の改正草案を承認したことを想起した。

- .1 ばら積み貨物船を除くマルチホールド貨物船(複数の船倉を持つ貨物船)及びタンカーの水位検知器に関する新規則 II-1/25-1 (MSC 102/24、17.23項) 及び
- .2 救命艇への乗船と着水手順に関する規則III/33.2 (MSC 102/24、19.20.1項)

3.7 この件に関し、委員会は、水位検知器と船倉に設置するビルジ警報装置の違いに関する新規SOLAS 規則II-1/25-1案についてコメントしている文書MSC 103/3/3(ベルギー他)を検討した。

3.8 文書MSC 103/3/3に提案された変更に合意した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあるが、文書MSC 103/WP.5の附属書1に記載された通りに修正された1974年SOLAS条約附属書第II-1章、第III章の改正案の内容を承認した。

改正案の発効日

3.9 委員会は、本会議で採択されるよう提案された1974年SOLAS条約の附属書の第II-1章、第III章の改正案が、同条約の第VIII条 (b) (vi) (2) (aa)、第VIII条 (b) (vii) (1) 及び1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、2023年7月1日には受諾されているものとみなし、2024年1月1日に発効することに合意した。

ばら積み貨物船及びばら積み貨物船以外のシングルホールド貨物船の水位検知器の性能基準(決議MSC.188(79))の改訂案

3.10 委員会は、新規SOLAS規則II-1/25-1草案(3.40項参照)の採択から派生する改正として、ばら積み貨物船及びばら積み貨物船以外のシングルホールド貨物船の水位検知器の性能基準(決議MSC.188(79))の改訂を提案する文書103/3/4(ベルギー他)を検討した。

3.11 IACSのオブザーバーから、性能基準の改訂案作成の申し出であったことに言及した上で、委員会は、以下につき合意した。

- .1 アウトプットの範囲を拡大すること、「ばら積み貨物船及びばら積み貨物船以外のシングルホールド貨物船の水位検知器の性能基準の改訂(決議MSC.188(79))」へ名称を変更すること、
- .2 マルチホールド貨物船の検知器に関する規定を含む形で性能基準を見なおし、ビルジ警報装置と水位検知器の同等性に関する検討をするよう、SDC小委員会に指示すること、及び
- .3 アウトプットの目標達成年次を2022年まで延長すること。

2020年SOLAS統合版の正誤表

3.12 委員会は、2020年SOLAS統合版の正誤表が、2021年3月に発行されたこと、IMOの公式ウェブサイトの「補遺」のセクションから、無料でダウンロードできることに言及した。

1974年SOLAS条約に基づく強制規則である2011年EPSコード、IGSコード、FSSコード及びLSAコードの改正案

2011EPSコードの改正案

3.13 委員会は、文書MSC 102において、二重船殻構造油タンカーの更新検査の際の厚さの測定値の最低限に関する、2011年ESPコード附属書BパートAの附属書2(二重船殻の油タンカー更新検査の際の厚さの測定値の最低限)の改正案が承認されたこと(MSC 102/24、17.24項)を想起した。

3.14 同文書に関し、コメントの提出がなかったことに言及した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあるが、文書MSC 103/WP.5の附属書2に記載された2011ESPコードの改正案の内容を承認した。

改正案の発効日

3.15 委員会は、本会議で採択されるよう提案された2011年ESPコードの改正案が、MSC92で合意されたコードの定期更新実施の手順(DE 57/25、24.5項)に従い、2022年7月1日には受諾されているものとみなし、2023年1月1日に発効することに合意した。

IGSコードの改正案

3.16 委員会は以下のことを想起した。

- .1 MSC101において、貨物船の水密扉に関するSOLAS、MARPOL、1988年満載喫水線に関する議定書、IBCコード及びIGCコードの必須要件を見直し、矛盾点を解消する新規アウトプットに関して合意していること、及び策定される改正が新造船に適用されるべきであることに関して合意していること(MSC 101/24、21.26項)。
- .2 SDC7は、改正されたコードが既存の船舶に影響を与えないこと、それゆえ、委員会が、そのコードをその発効日からすべての船舶に適用することを検討する可能性があることを予期したうえで、新造船のみを対象とした2024年1月1日の採択・発効を目指し、改正案を作成し、適宜承認を受けるためMSC102及びMEPC76に提出した。(SDC 7/16、12.11及び12.13項)
- .3 MSC102において、貨物船の水密扉に関するIGCコードの第2章(船舶の残存能力及び貨物タンクの配置)の改正案が、変更なく承認された(MSC 102/24、17.28項)。

3.17 この件に関し、委員会は、海上では「常時閉状態」のヒンジ式水密扉を速動または単動式の要件に含めるべきだという、IGCコード改正案の変更を、MARPOL、1988年満載喫水線に関する議定書及びIBCコードの改正案への同様の変更とともに提案する文書MSC 103/3/5(オーストラリア他)を検討した。

3.18 続く討論で、委員会は、以下の点に言及した。

- .1 提案された変更は、小さな変更であるが、海上では、通常、常に閉状態に保たれるヒンジ式水密扉の要件に介在する矛盾点を解消するものであり、入り口ドアの

水密性を高め、もって安全性を高めるであろう。

- .2 提案された変更により、以前は存在しなかった新たな要件が加えられ、それゆえ、矛盾が生じるだろう。この変更は、合意されたアウトプットの範囲外である。
- .3 **SOLAS**条約には、ヒンジ式水密扉の使用に関する詳細な記載がなく、本提案は矛盾を生じさせるものではない。適用規定を含むことの必要性に関しては、次回会議で再検討すべきだ。
- .4 提案された変更は編集上のものに見えるが、その影響は重大となりえ、運航の安全に影響する可能性がある。提案された変更では、新造船の手動扉は水の流入点とみなされ、それゆえ、事実上、同種の扉の使用は漸次廃止されることになるだろう。
- .5 提案された変更はあいまいなので、船舶設計者に見落とされ、後の段階で、構造の変更が必要となる可能性がある。
- .6 この変更について合意が得られた場合、**SDC**小委員会が責任をもって既存のガイダンスとこの件に関する解釈を検討する。

3.19 発言者の多くが、文書**MSC 103/3/5**により提案された変更に対抗であること、**IGC**コードの改正案の適用規定に、将来の討論が保証されていることを考慮して、委員会は、

- .1 文書**MSC 103/3/5**により提案された変更について、その変更が、**1988**年満載喫水線に関する議定書の改正案にも適用されることを指摘し、合意に至らず(**3.33**項参照)、
- .2 適用規定の必要性に関する検討と、**1988**年満載喫水線に関する議定書と**IGC**コードの改正案の採択を**MSC104**に持ち越し、関連文書の提出を求め、
- .3 関連の**MARPOL**と**IBC**コードの変更の検討を続けるべく、本会議での討論の結果を**MEPC 76**に伝えることで合意した。

FSSコードの改正案

3.20 委員会は、**MSC102**にて、貨物船及び旅客船の船室バルコニーに設置される個別に識別可能な火災検知装置の障害切り分け要件に関する**FSS**コード第9章(固定式火災検知警報装置)の改正案が承認されたこと(**MSC 102/24**、**19.8**項)を想起した。

3.21 この件に関するコメントの提出がなかったことに言及した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあるが、文書**MSC 103/WP.5**の附属書4に記載された**FSS**コードの改正案の内容を承認した。

改正案の発効日

3.22 委員会は、本会期で採択するよう提案された**FSS**コードの改正案が、**SOLAS**条約の第VIII条(b)(vi)(2)(aa)、第VIII(b)条(vii)(1)及び**1974**年**SOLAS**条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(**MSC.1/Circ.1481**)に従い、**2023**年7月1日には受諾されているものとみなし、**2024**年1月1日に発効することに合意した。

LSAコードの改正案

3.23 委員会は、MSC102にて、船が静水上を速度5ノットで前進しているときに、着水、牽引することができるという救命艇の要件の適用から、自由降下式救命艇を除外することに関するLSAコード第IV章(救命艇)の改正案が承認されたこと(MSC 102/24、19.20項)を想起した。

3.24 この件に関するコメントの提出がなかったことに言及した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあるが、文書MSC 103/WP.5の附属書5に記載された、LSAコードの改正案の内容を承認した。

改正案の発効日

3.25 委員会は、本会期で採択するよう提案されたLSAコードの改正案が、SOLAS条約の第VIII条(b)(vi)(2)(aa)、第VIII条(b)(vii)(1)及び1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、2023年7月1日には受諾されているものとみなし、2024年1月1日に発効することに合意した。

1978年STCW条約とSTCWコードの改正案

1978年STCW条約の改正案

3.26 委員会は、MSC102にて、「high voltage (高電圧)」の新たな定義の追加に関する1978年STCW条約第1章(一般条項)の改正案が承認されたこと(MSC 102/24、13.9項)を想起した。

3.27 この件に関するコメントの提出がなかったことに言及した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあるが、文書MSC 103/WP.5の附属書6に記載された1978年STCW条約の改正案の内容を承認した。

改正案の発効日

3.28 委員会は、本会期で採択するよう提案された1978年STCW条約の改正案が、SOLAS条約の第XII条(1)(a)(vii)(2)、第XII条(1)(a)(ix)及び同条約の規則I/1.2.3に従い、2022年7月1日には受諾されているものとみなし、2023年1月1日に発効することに合意した。

STCWコードの改正案

3.29 委員会は、MSC102において、STCWコードA-I第1節の「operational level (作業者レベル)」の定義に、「electro-technical officer (エレクトロテクニカルオフィサー)」資格を含めるという改正案が、2010年のマニラ改正の中で本資格が導入されたことによる当然の帰結として承認されたこと(MSC 102/24、13.10項)を想起した。

3.30 この件に関するコメントの提出がなかったことに言及した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあるが、文書MSC 103/WP.5の附属書7に記載された、STCWコードの改正案の内容を承認した。

改正案の発効日

3.31 委員会は、本会期で採択するよう提案されたSTCWコードの改正案が、2022年7月1日には受諾されているものとみなし、2023年1月1日に発効することに合意した。

1988年満載喫水線に関する議定書の改正案

3.32 委員会は、MSC102にて、1988年満載喫水線に関する議定書の附属書Bの附属書Iの規

則22(1)(g)の若干の修正と、貨物船の水密性扉についての矛盾点に関する規則27(13)(a)(満載喫水線決定の規則)改正案が承認されたこと(MSC 102/24、17.28項)を想起した。

3.33 この件に関し、文書MSC 103/3/5(オーストラリア他)の1988年満載喫水線に関する議定書の上記改正案の変更提案を検討した。IGCコードに対する同一の変更提案に関し下された以前の決定で、適用規定に関するさらなる討論を保証したこと(3.19項参照)を想起した上で、委員会は、1988年満載喫水線に関する議定書の附属書Bの附属書Iの規則22(1)(g)の若干の修正と、規則27(13)(a)の改正案の採択をMSC104まで持ち越し、その間、意見の提出を求めることとし、MEPC76に適宜 意見を通知することに合意した。

関連の任意規則

LSAの試験に関する勧告改訂版の改正案

3.34 委員会は、MSC102が、SOLAS第III章とLSAコードの改正に起因する救命設備の試験に係る勧告改訂版(決議 MSC.81(70))の派生的な改正案を、SOLAS規則III/33及びLSAコード第IV章の改正案(3.40と3.44項参照)とともに、本会期での採択に向けて、原則的に承認したこと(MSC 102/24、19.21項)を想起した。

3.35 改訂勧告の改正案に対するコメントの提出がなかったことに言及した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあるが、文書MSC 103/WP.5の附属書9に記載された改正案の内容を承認した。

SOLAS条約第III章とLSAコードの改正案の任意早期実施に関するMSCサーキュラー案

3.36 委員会は、SSE7が、委員会に、自由降下式救命艇の試験要件に関する、SOLAS規則III/33.2及びLSAコードの4.4.1.3.2項の改正案を採択するとともに、SOLAS条約第III章とLSAコードの改正案の任意早期実施に関するMSCサーキュラー案を承認するよう求めてきたこと(SSE 7/21、15.7項)を想起した。

3.37 MSCサーキュラー文書案に関するコメントの提出がなかったことに言及した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあるが、文書MSC 103/WP.5の附属書9に記載されたサーキュラー案の内容を承認した。

草案作成部会の設置

3.38 以上の問題を検討した上で、委員会は、強制規則改正草案作成部会を設置し、適宜、採択又は承認に向けた検討のために、本会議のコメント及び決定を考慮しつつ、以下を作成するよう指示した。

- .1 関連のMSC決議を含む、改正1974年SOLAS条約第II-1章と第III章の改正案、
- .2 関連のMSC決議を含む、2011年ESPコードの附属書BのパートAの附属書2の改正案、
- .3 関連のMSC決議を含む、FSSコード第9章の改正案、
- .4 関連のMSC決議を含む、LSAコード第IV章の改正案、
- .5 関連のMSC決議を含む、1978年STCW条約第I章の改正案、

- .6 関連のMSC決議を含む、STCWコード第I章パートAの改正案、
- .7 関連のMSC決議を含む、救命設備の試験に係る勧告改正版（決議MSC.81(70)）の改正案及び、
- .8 SOLAS条約第III章とLSAコードの改正案の任意早期実施に関するMSCサーキュラー案。

草案作成部会の報告

3.39 草案作成部会の報告(MSC 103/WP.7)を検討した上で、委員会は、これを概ね承認し、以下の議決を行った。

1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の採択

1974年SOLAS条約附属書第II-1章、第III章の改正

3.40 109の1974年SOLAS条約締約国・地域政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成した同条約附属書第II-1章、第III章の改正案の最終文言(MSC 103/WP.7、附属書 1)を検討し、附属書 1に記載された決議 MSC.482(103)により、全会一致で採択した。

3.41 決議MSC.482(103)の採択において、拡大委員会は、1974年SOLAS条約第VIII条(b)(vii)(2)及び1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、採択された条約の改正が2023年7月1日には受諾されているものとみなし(同条約第VIII条(b)(vi)(2)に規定されたとおり、同日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、2024年1月1日に発効することを同条約第VIII条(b)(vi)(2)(aa)に従って決定した。

2011年ESPコードの改正

3.42 109の1974年SOLAS条約締約国・地域政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成した2011年ESPコードの附属書BのパートAの附属書2の改正案の最終文言(MSC 103/WP.7附属書2)を検討し、附属書2に記載された決議 MSC.483(103)により、全会一致で採択した。

3.43 決議MSC.483(103)の採択において、拡大委員会は、1974年SOLAS条約第VIII条(b)(vi)(2)(bb)に従い、採択された2011年ESPコードの改正が2022年7月1日には受諾されているものとみなし(同条約第VIII条(b)(vi)(2)に規定されたとおり、同日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、2023年1月1日に発効することを決定した。

FSSコードとLSAコードの改正

3.44 109の1974年SOLAS条約締約国・地域政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成した、

- .1 FSSコード第9章(MSC 103/WP.7附属書3)及び
- .2 LSAコード第IV章(MSC 103/WP.7附属書4)

の改正案の最終文言を検討し、附属書3及び4にそれぞれ記載された決議MSC.484(103)及び485(103)により、全会一致で採択した。

3.45 上記決議の採択において、拡大委員会は、1974年SOLAS条約第VIII条(b)(vi)(2)(aa)に従い、採択されたFSSコードとLSAコードの改正が2023年7月1日には受諾されているものとみなし(同条約第VIII条(b)(vi)(2)に規定されたとおり、同日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、2024年1月1日に発効することを決定した。

1978年STCW条約とSTCWコードの改正の採択

1978年STCW条約の改正の採択

3.46 108の1978年STCW条約締約国・地域政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成した1978年STCW条約第1章の改正案の最終文言(MSC 103/WP.7、附属書5)を検討し、附属書5に記載された決議 MSC.486(103)により、全会一致で採択した。

3.47 決議MSC.486(103)の採択において、拡大委員会は、1978年STCW条約第XII条(1)(a)(vii)(2)に従い、採択された1978年STCW条約の改正が2022年7月1日には受諾されているものとみなし(同条約第XII条(1)(a)(ix)に規定されたとおり、同日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、同条約第XII条の規定に従い、2023年1月1日に発効することを決定した。

STCWコードの改正の採択

3.48 108の1978年STCW条約締約国・地域政府代表団を含む拡大委員会は、草案作成部会が作成したSTCWコード第1章パートAの改正案の最終文言(MSC 103/WP.7、附属書6)を検討し、附属書6に記載された決議 MSC.487(103)により、全会一致で採択した。

3.49 決議MSC.487(103)の採択において、拡大委員会は、1978年STCW条約第XII条(1)(a)(vii)(2)に従い、採択されたSTCWコードの改正が2022年7月1日には受諾されているものとみなし(同条約第XII条(1)(a)(ix)に規定されたとおり、同日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、同条約第XII条の規定に従い、2023年1月1日に発効することを決定した。

任意規則の改正採択及び新設の承認

3.50 委員会は、草案作成部会が作成した任意規則の改正及び新設任意規則の最終文言(MSC 103/WP.7、附属書7及び8)を検討し

- .1 附属書7に記載された、救命設備の試験に係る勧告改正版(決議MSC.81(70))の改正に関する決議MSC.488(103)を採択し、
- .2 SOLAS条約第III章及びLSAコードの改正案の任意早期実施に関するMSC.8/Circ.2を承認した。

事務局への権限付与

3.51 委員会は、本会期で採択された改正の正本を準備する際に、変更された条項の番号の引用更新を含め、特定された編集上の修正を加える権限及び間違い又は漏れがあった場合には委員会に知らせる権限を事務局に認めた。

3.52 さらに委員会は、報告書の各附属書に纏められた改正の最終文言が清書されるように(すなわち、修正履歴が残らないように)取り計らうよう事務局に要請した。

4 新規措置実施のための能力構築

4.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC 104に持ち越した。

5 自動運航船(MASS)利用の規制面における論点整理(RSE)

5.1 委員会は、MSC102が、本議題項目の検討をMSC103に持ち越し(MSC 102/24、1.13、5.1項)、その結果、MSC102に提出された本項目に関する文書すべてが本会期で検討されることを想起した。

5.2 委員会は、さらに、MSC 100が、作業計画、手続など、MASS利用の規制面における論点整理(RSE)の枠組みを承認したこと(MSC 100/20、5.28と5.29項及び附属書2)を想起し、この計画によると、RSEは2020年5月のMSC102で完了しているはずだったが、コロナ禍により、作業に遅れが生じ、本会期にて完了することとなったことに言及した。

5.3 RSEを完成させ、その後加盟国がMASSに関する実質的な作業の提案を提出できるようにするという上記の目的を達成するために、委員会は、さらに、MASS運航に対処し、将来の検討課題を特定するため、RSEの目的を現存の規制枠組みが受ける影響の度合いの評価に限定するという以前の決定を想起し、したがって、勧告について協議や決定を下すことが目的ではないことを確認した。

RSEの進捗

5.4 RSEの進捗に関し、委員会は、作業経過を報告し、合意されたRSE完了までの時系列を記載した文書MSC 102/5(事務局)に言及した。

MASSに関する会期間作業部会の報告

5.5 委員会は、ヘンリック・トゥンフォルズ(Henrik Tunfors)議長(スウェーデン)のもと、2019年9月2日から5日まで開催された会期間作業部会の報告書(MSC 102/5/1)を検討し、基本的には承認した上で、以下の措置を講じた。

5.6 委員会は、部会が、RSEの第一段階の結果を検討したこと、部会が、検討されたすべての規則につき第二段階を開始し、第二段階以降にガイダンスとして使用される事項の検討を始めたことに言及した。

5.7 委員会は、RSEから期待されるアウトプットの検討について、そして、その検討が必要なフォーマット及び必要な参考情報の内容に関する指針をMSC102に提供したことも言及した。部会が、最終的に、委員会の合意を得なければいけないRSEのアウトプットとして、以下が含まれるべきであることについても合意したと言及した。

- .1 経緯、特に、RSEの過程で従った手順などのセクション、
- .2 MASSの運航によって影響を受けると予想される、委員会の権限下の各規則のあらゆる自立性の程度に関する情報、
- .3 その規則の中で、適宜、MASS運航に対処する最適な方法、
- .4 対処が必要なテーマ／潜在的な不備の特定、

-
- .5 考え得る規則間の関連性の特定、
 - .6 共通のテーマと潜在的な不備を考慮した上で、用語、規則に対処する順番など、以後作業の優先順位の特定制、
 - .7 **RES**実施前及び実施中に作成された資料、特に、**IMO**文書、の引用。
- 5.8 この件に関連して、委員会は、
- .1 **MSC102**に提出する第二段階のアウトプットに関する報告書の書式について及び合意された書式に従って報告書を任意提出した加盟国があることに言及し、
 - .2 今後、**MASS**に関し実施されるあらゆる作業の規制枠組みの変更を提案する時には、変更する根拠を示す必要があるという部会の合意を承認し、
 - .3 **RSE**の未完了の仕事を検討し、**MSC102** (コロナ禍の影響で、現状では、**MSC103**、5.1項参照)で**MASS**作業部会を設置する必要があるという部会の見解を承認した。

RSEの第二段階の結果

- 5.9 委員会は、総会で検討はしなかったものの、加盟国が、任意で、**MASS**作業部会に直接提出した、**RSE**の第二段階の結果を記載した報告書、すなわち、**MSC 102/5/3** (マーシャル諸島)、**MSC 102/5/4** (ベルギー他)、**MSC 102/5/5** (インド)、**MSC 102/5/6** (フランス)、**MSC 102/5/8** (リベリア)、**MSC 102/5/9** (中国)、**MSC 102/5/10**、**MSC 102/5/11**及び**MSC 102/5/12** (フィンランド)、**MSC 102/5/13** (フランス、スペイン)、**MSC 102/5/15** (トルコ)、**MSC 102/5/17** (米国)、**MSC 102/5/19**から**MSC 102/5/24**まで (日本)、**MSC 102/5/25** (ノルウェー)、**MSC 102/5/26** (日本)及び**MSC 103/5/4** (日本) (第2段階についてコメントしている部分のみ)、に言及した。

共通の潜在的な不備やテーマ

- 5.10 **RSE**実施中に特定された共通の潜在的な不備やテーマにつき、委員会は、以下の文書を検討した。
- .1 主要な問題について共通で目標指向型の理解の形成を提案し、**RSE**の第一段階で特定された共通の潜在的な不備・テーマの一覧を提示する**MSC 102/5/7** (ドイツ)、
 - .2 文書**MSC 102/5/1**、**MSC 102/5/2**、**MSC 102/5/7**についてコメントしている**MSC 102/5/30** (韓国)、
 - .3 **RSE**の第一段階で共通の潜在的な不備・テーマとして特定された問題に関するいくつかの文書についてコメントしている**MSC 103/5/1** (韓国)、
 - .4 文書**MSC 102/5/7**の提案を支持する文書**MSC 103/5** (**IACS**)の該当する部分、
 - .5 文書**MSC 102/5/7**と**MSC 103/5**についてコメントし、**RSE**の最終化を促進し、将来の作業に優先順位をつけるよう提案する**MSC 103/5/2** (イラン・イスラム共和国)。
- 5.11 委員会は、上述の文書内の情報について言及し、以下の文書を**MASS**作業部会に付託することに合意した。

- .1 **MSC 102/5/7**; 対処する必要のあるテーマや潜在的な不備を特定する際に、同文書の一覧表を考慮するように部会に指示した。
- .2 **MSC 102/5/30、MSC 103/5、MSC 103/5/1、MSC 103/5/2**; 対処する必要のあるテーマや潜在的な不備を特定する際に、同文書の情報を考慮するように部会に指示した。
- .3 文書**MSC 103/5**と**MSC 103/5 (IACS)**の該当する部分; 特に、将来の作業の優先順位を検討する際に、同文書の情報を考慮するように部会に指示した。

5.12 委員会は、文書**MSC 102/5/1**にコメントし、船長の役目に関して特定された共通の潜在的な不備を強調し、**MASS**に関する**IMO**の将来の作業について勧告を行いながら文書**MSC 102/5/2 (IFSMa)**の検討を行った(5.31から5.36項も参照)。検討の後、委員会は、この特定の項目に関する作業を請け負うことに合意した時点で同文書の27項により示唆された次のステップを検討することに同意し、したがって、同文書の検討を、適宜、先送りすることに合意した。

5.13 委員会は、**CMI**の**MASS**国際作業部会が、委員会の管轄下にある規則について分析した結果を取り纏めた要約を含み、またいくつかの規則に係る横断的問題についても特定した文書**MSC 102/5/16 (CMI)**内の情報について言及した。**CMI**が行った作業の妥当性を認識したうえで、委員会は、必要に応じて、同文書の検討を先送りすること、また新たな情報を入手次第提供するように**CMI**に依頼することに合意した。

将来の作業の優先順位

5.14 **MASS**に関する将来の作業の優先順位の決定に関し、委員会は、日本が提出した以下の文書を検討した。

- .1 将来の作業の優先順位付けに関し検討すべき要素を提案し、**RSE**以後の手順に関する提案をする**MSC 102/5/27**、
- .2 **MSC 102/5/9、MSC 102/5/11、MSC 102/5/15、MSC 102/5/27**の、特に、**SOLAS**条約の第IV、V及びXI-2章に係る第二段階の結果に関してコメントしている**MSC 103/5/4 (5.9項も参照)**。

5.15 これに続く協議で、以下の見解が表明された。

- .1 **MASS**の運航が、技術の発展に則し、また、社会に受容されることで、段階的に実施されることから、**MASS**に関する協議を段階的に進めることを支持する。
- .2 **MASS**が現実化する過程で、自動運航の度合いに合わせるため、また、潜在的な需要ではなく、現実の需要に即して**IMO**規則を策定するために、漸進的、段階的な取組みをするという考え方を支持する。
- .3 **MASS**運航に内在する全ての課題を対象とする世界的取組みとは違う道をたどっていることから、文書**MSC 102/5/27**で提案された段階的な取組みは支持されなかった。
- .4 **MASS**規制枠組み策定の次の段階は、**IMO**の規制枠組み作成を加速し、経験、特に、「自動度1」における経験を得るために、ガイドラインを策定することであるべきだ。

5.16 協議の後、委員会は、文書MSC 102/5/27とMSC 103/5/4をMASS作業部会に付託し、部会に、両文書内の情報と総会でのコメントを考慮して、将来の作業の優先順位付けを検討するよう指示した。

5.17 委員会は、さらに、文書MSC 102/5/1、MSC 102/5/7、MSC 102/5/27、MSC 102/5/32で言及した、「共通の潜在的な不備」、「適切な手順」、「自動化の度合い」などといった問題について、また、ISOが開発したMASS用語(MSC 102/5/18)についてコメントしている文書MSC 103/5 (IACS)の該当部分の検討をし、同文書の検討を続けるようMASS作業部会に付託するとともに、将来の作業の優先順位付けを検討する際には同文書内の情報を特に考慮に入れるよう指示した。

5.18 委員会は、中国が提出した以下の文書、すなわち

- .1 文書MSC 102/5/1にコメントし、RSEの結果に含まれるべき優先事項として検討すべき5つの政策問題を提案するMSC 102/5/32、
- .2 RSE終了後の作業調整、MASS使用のため完了する必要がある仕事、将来MASSを使用するために、解決しなければならない政治的、技術的課題に対する勧告を行うMSC 103/5/6。

について検討し、両文書の検討を続けるようMASS作業部会に付託するとともに、将来の作業の優先順位付けを検討する際には同文書内の情報を特に考慮に入れるよう指示した。

5.19 委員会は、いくつかの戦略的展望をもって、段階的にMASSを開発することを提案した文書MSC 103/5/11(ロシア連邦)を、自動制御及び遠隔操作の利用も含め、制御方法にかかわらず、すべての運航機能が十分に発揮されることを仮定する「完全なる機能的等価性」という方法論的原則を提示する文書MSC 103/5/12(ロシア連邦)とともに検討し、両文書の検討を続けるようMASS作業部会に付託するとともに、将来の作業の優先順位付けを検討する際には同文書内の情報を特に考慮に入れるよう指示した。

用語に関する国際的合意の形成

5.20 MASS用語に関する国際的合意形成に関し、委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 ISO TC8が、MASS用語に関する国際的合意形成のために進めている作業に関する報告をするMSC 102/5/18 (ISO)、
- .2 MSC 102以降、ISO TC8がMASS用語に関し行った作業の最新情報を提供するMSC 103/5/3 (ISO)、
- .3 ISOによる MASS用語の標準化作業(MSC 102/5/18)についてコメントし、ISOの用語はRSEの最終結果にもとづいたものであるべきであると提案するMSC 102/5/31(韓国)、
- .4 ISO基準が、「automatic(自動的)」と「autonomous(自律的)」の明確な定義をしていないこと及び提案された「RCC」という略号がすでに使用されており、したがって、その使用を支持できないことを述べる文書MSC 103/5 (IACS)の該当部分及び、
- .5 文書MSC 102/5/18、MSC 102/5/7、MSC 103/5にコメントし、文書MSC 103/5

に示されたIACSの見解を支持し、ISOの提案した用語を支持しないとするMSC 103/5/2 (イラン・イスラム共和国)。

5.21 ISOのオブザーバーは、文書MSC 102/5/18、MSC 103/5/3に言及して、RCCという用語が削除され、ISOの「自律性」の定義は、表現法は違うものの、RSEで使われているものに即したものであると、委員会に伝えた。また、オブザーバーは、次の会議にはMASS用語の最新版を提出することを目標に、加盟国や国際機関に対し、MASS用語を改善するための勧告をISOに提出するよう求めた。このプロセスはこの問題に関して予定されている国際投票によって支持されるであろう。

5.22 検討の後、委員会は、

- .1 ISOに、MASS用語についての作業を継続する際、委員会での協議、特に、文書MSC 102/5/31、MSC 103/5、MSC 103/5/2で提起された問題などを考慮すること、作業の進展に関し委員会に遅滞なく報告するよう求め、
- .2 LEG委員会、FAL委員会など、IMOの他組織に加え、さまざまな団体、業界において、MASSの進展が検討される現状では、特に、調和がとれ詳細に定義された用語の策定が必須であることに合意し、かつ、
- .3 文書MSC 103/5/3の検討を続けるようMASS作業部会に付託した。

今後の作業

5.23 委員会は、これまで蓄積してきた実経験にもとづいた、実際の運航状態での遠隔操作局の設計、設置、使用に関するテストの結果に関する文書MSC 103/5/10 (ロシア連邦)の提示した情報に言及した。委員会は、関連の問題につき作業を実施する合意が得られるまで、適宜、同文書の検討を先送りすることに合意した。

5.24 MASSの試運転、その後の運航の実施のための各国の法整備に関し、委員会は、ロシア連邦が提出した以下の文書を検討した。

- .1 MASSの試運転、その後の運航の実施のための国内の法整備に関し実施された作業について通告するMSC 102/5/14、
- .2 自動運航船に関する法案作成の進捗状況を通告し、文書MSC 102/5/14で初期段階の情報を提示したMASS関連の法整備において、さらに検討すべき問題を強調するMSC 103/5/7及び、
- .3 文書MSC 102/5/14で初期段階の情報を提示した試運転実施のための国内法整備に関する最新情報を提供するMSC 103/5/8。

5.25 文書MSC 103/5/7内の提案、特に、MASS運航の民事責任の問題を検討する必要がある提案に同意を示す代表団があった。

5.26 協議の後、委員会は、上記文書に言及された問題について、さらに検討すべきであるということ、民事責任に関しては、法律委員会で検討する必要があることで意見の一致をみた。これら特定の議題が作業プログラムの一部となった時のみ、これらの作業を実施することができることに言及した上で、委員会は、これら3つの文書の検討を、適当な時期まで、先送りすることに合意した。

5.27 委員会は、文書MSC 102/5/3に基づき、COLREG 1972の全面見直しを行うこと、MASS及びあるいは、従来の操船法で運航される船舶の運航に影響をあたえる問題をすべて特定することを提案した文書MSC 103/5/5 (中国)を検討し、この議題について作業を行う合意が得られるまで、

適宜、本文書の検討を先送りすることに合意した。

5.28 MASSの通信の規制、運用を包括する新たな規則の策定を提案した文書**MSC 102/5/28** (IMSO)に記載された情報に言及した上で、委員会は、この議題について作業を行う合意が得られるまで、適宜、本文書の検討を先送りすることに合意した。

海上安全委員会、法律委員会、簡易化委員会間での作業調整

5.29 海上安全委員会、法律委員会、簡易化委員会合同の**MASS**に関する検討に関し、委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 上記委員会が、おのおのの権限のもとにある条約の主要な潜在的不備とテーマにつき、合同で検討することを提案した文書**MSC 102/5/2 (IFSMA)** 及び
- .2 共通する潜在的な不備、テーマを検討する**LEG/MSF/FAL**合同作業部会の設置を呼びかける文書**MSC 102/5/30** (韓国)。

5.30 この件に関し、委員会は、主要な問題、共通の潜在的な不備、テーマに関する将来の作業が、委員会の間で調整されるべきであること、その調整が、合同作業部会の設置、もしくは、共通の課題について委員会同士で積極的に連絡を取るなど、その他の方法により実現できることを委員会が、すでに、認識していることを想起した。

5.31 委員会は、緊急に、急速に変化する業界と技術開発に追いつく必要があれば、**MSC/LEG/FAL**合同作業部会を設置することで、**MASS**に関する作業を加速できるという、いくつかの代表団の見解を指摘した。そのほか、**UNCLOS**に示されている国際海洋法に照らして、設置の法的な影響を念頭におく必要を強調する代表団があった。

5.32 **MASS**関連の規制作業を調整するために、**MSC/LEG/FAL**合同作業部会を設置することに広く支持があったが、委員会は、各委員会が、管轄規則の規制面における論点整理 (**RSE**)をまだ完了していないこと、合同部会が**MASS**に関する作業を将来実施するためには、共通の潜在的な不備とテーマを特定し、全委員会が将来の作業の優先順位を決定する必要があることを認識したうえで、現時点で作業部会を設置するのは時期尚早であるということで合意した。関連して、委員会は、合同作業部会を設置するには、新規アウトプットが必要で、**3**つの委員会すべてがそのアウトプットに同意し、それを承認する必要があることを想起した。

5.33 協議の後、委員会は、合同作業部会で検討する将来の作業の特定のための前提条件として、**RSE**を完了したのちに、合同作業部会の設置について決定をすること、それまでの間、将来の作業の一貫性を保つために、共通の問題について委員会間の連絡を積極的にとりつつ、作業を進めることに合意した。

MASSに関する直近の継続作業

5.34 **MASS**技術の開発及び試運転が業界で急速に進んでいることを指摘しながらも、一部の代表団は**MASS**に関する常設議題項目を委員会の議題に含めること、および新たに出現した**MASS**という船の運航に対する規制上の対応をタイムリーに行うための会期間作業部会を設置することを支持した。

5.35 この件に関し、委員会は、「船長の役目」の検討や用語の見直しなど、優先度の高い項目については、規則に関する規制作業を開始する前に、検討し結論を出すべきであるとの見解、さらに、これからの作業の優先順位を詳細に記したロードマップが必要だという見解に言及した。

5.36 **MASS**常設議題項目に関する提案を検討するにあたり、委員会は、**MASS**に関する作業を進めるには、集中的取組みが必要であり、将来出される規制枠組の変更の提案には正当な理由付

けが必要であるという会期間作業部会の結論を委員会が既に是認していることを考慮し、常設議題は、**MASS**の規制構築の複雑さに対処する効率的な方法ではないと結論付けた(5.8.2項参照)。

5.37 委員会は、将来的に、会期間**MASS**作業部会を設置すること、今後の作業をすぐに始められるように**RSE**で特定された共通の潜在的な不備、テーマと今後の作業の優先順位に基づき、対応する業務指示書を策定することに合意したが、現在のアウトプットが、**MASS**に関する規制面における論点整理の完了に限定されており、それ以上の作業には、新たなアウトプットの提案が必要となることに言及した。

5.38 上記に照らし、かつ、**MASS**作業部会が、アウトプットの提案の議論、承認以前に、会期間作業部会に今後課されるいかなる作業についてもその業務指示書を起草する立場にないことに留意して、委員会は、新たなアウトプットが承認されるまで、現在のアウトプットの範囲を越えて、**MASS**に関する新たな作業を実施しないことに合意し、結果として、必要に応じて、新たなアウトプットについての提案を将来の委員会の会議に提出するよう関心のある加盟国に呼びかけた。

MASSの試運転

5.39 **MASS**の試運転の結果と、それから得られた教訓を、適切な手段を使って**IMO**に報告することを管轄官庁に奨励する**MASS試運転の暫定ガイドライン(MSC.1/Circ.1604)**に留意しつつ、委員会はロシア連邦と日本による以下の文書に言及した。

- .1 **MASS**の試運転、その後の運航を実施するための国内法整備に役立つ**MASS**試運転に関する情報を提供する**MSC 102/5/29**、
- .2 文書**MSC 102/5/29**に概説されたロシア連邦が実施した自動及び遠隔操船試験事業の暫定的な結果を提供する**MSC 103/5/9**及び、
- .3 暫定ガイドラインに従い、**NYK**グループが行った**MASS**試運転に関する情報を提供する**MSC 102/INF.8**(日本)。

5.40 この件に関し、委員会は、記録として、本作業を進めることを支持する立場を維持しつつ、暫定ガイドラインに準拠した**MASS**試運転の認可に関するパナマ代表団の声明(附属書16に全文を記載)に言及した。

5.41 委員会は、人工知能を含む、遠隔・自動操船技術に関する文書**MSC 102/INF.17**(フィンランド)に含まれる情報について言及した。

作業部会の設置

5.42 委員会は、自らの管轄下にある既存の規制の枠組みが、**MASS**運航に対応するために受ける影響の度合いに関する評価案を含む文書**MSC 103/WP.11**(**MASS**作業部会長)に言及し、それを**RSE**の結果作成の土台となる文書として使うことに合意した。

5.43 委員会は、**MASS**作業部会を設置し、ヘンリック・トウンフォルズ(**Henrik Tunfors**)氏(スウェーデン)を部会長に指名し、委員会に、総会でのコメントや決定を考慮に入れ、かつ、文書**MSC 102/5/1**と文書**MSC 103/5/4**の該当する部分を考慮に入れて、**RSE**の第二段階の結果(**MSC 102/5/3**、**MSC 102/5/4**、**MSC 102/5/5**、**MSC 102/5/6**、**MSC 102/5/8**、**MSC 102/5/9**、**MSC 102/5/10**、**MSC 102/5/11**、**MSC 102/5/12**、**MSC 102/5/13**、**MSC 102/5/15**、**MSC 102/5/17**、**MSC 102/5/19**、**MSC 102/5/20**、**MSC 102/5/21**、**MSC 102/5/22**、**MSC 102/5/23**、**MSC 102/5/24**、**MSC 102/5/25**及び**MSC 102/5/26**)を検討し、文書**MSC 103/WP.11**の附属書として使用し、少なくとも、以下を含む**RSE**の結果を作成するよう指示した。

- .1 MASS運航により影響を受けると予想される、海上安全委員会の管轄下にあるすべての規則のあらゆる自律性の度合いに関する情報、
- .2 それらの規則の中で、必要に応じMASS運航に対応する最適な方法、
- .3 文書MSC 102/5/7、MSC 102/5/30、MSC 103/5、MSC 103/5/1及びMSC 103/5/2を考慮に入れて、対処が求められる共通のテーマ、潜在的不備の特定、
- .4 考え得る規則間関連の特定、及び
- .5 共通のテーマ、潜在的な不備と文書MSC 102/5/27、MSC 102/5/32、MSC 103/5、MSC 103/5/2、MSC 103/5/3、MSC 103/5/4、MSC 103/5/6、MSC 103/5/11、MSC 103/5/12を考慮して、用語及びそれぞれの規則に対処する順番など、今後の作業の優先順位をつけること。

作業部会の報告

5.44 MASS作業委員会の報告書(MSC 103/WP.8)を検討した上で、委員会は、基本的に報告書を承認し、以下の措置を講じた。

規制面における論点整理(RSE)の完了

5.45 委員会は、附属書8に記載した規制面における論点整理の結果を承認した。

5.46 MASS運航のための規制枠組みの構築に関する今後の作業を加速するため及びRSEの結果の透明性を増し、さらに、結果が今後の作業のためのプラットフォームとして、多くの人の使用に供するため、委員会は、MSC.1/Circ.1638を使ってRSEの結果を周知することに合意した。

MASS運航のための新たなアウトプットの提案

5.47 委員会は、IMOの規制枠組みの中で、MASSに対処する最良な方法は、目標指向型のMASS規則の策定を通じた包括的な取組みの中にあるのではないかといい言及した。委員会は、さらに、新たなMASS規則の導入でさえも、既存のIMO規則の改正が必要となる可能性があることに留意しつつ、作業部会が、個々のIMO規則でMASS運航に対応する可能性も検討し、この件に関し、「高」「中」「低」程度の優先度の規則をそれぞれ記載したRSEの結果の表3から5まで(附属書8参照)を考慮に入れることに合意したと言及した。(MSC 103/WP.8、12から14項も参照)

5.48 この件に関し、委員会は、最善の方法を実現する策に関するアウトプットの提案を提出するよう(5.38から5.47項まで参照)、さらに、MASS運航から得た経験を報告するように、加盟国に呼びかけた。

アウトプットの完了

5.49 本アウトプットに関する作業を完了した上で、委員会は、この作業完了は、IMOの規制枠組みの中でMASS運航に対応するスタート地点でしかないが、規制が技術的發展に後れを取らないための集中的協議への道をひらく、きわめて重要な第一歩であったと謝意を込めて言及した。

6 燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる追加措置の策定

背景

6.1 委員会は、MSC101が、燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる推奨暫定措置(決議MSC.465(101))を採択し、関連する行動計画(MSC 101/24附属書13)を承認し、燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる追加措置の策定のための作業を継続するためのコレスポネンスグループを設置したこと(MSC 101/24、8.18項)を想起した。

6.2 委員会は、MSC102が、この議題項目に関する検討を当会議に先送りしたことも想起した。

MSC101及びMEPC75の成果

6.3 委員会は、以下を想起した。

- .1 MSC101が引火温度に関する要件への不履行を報告するためのGISISプラットフォームの開発の必要性に合意したこと、
- .2 MSC101がMARPOL条約の附属書VI(MEPC75/5/1)の規則18の下、MEPC74で設定されたデータ収集・解析に関するコレスポネンスグループに参加するよう、関心のある当事者に呼びかけたこと、
- .3 MSC101が事務局に、GISISモジュール関連の成果をMEPCコレスポネンスグループに提供するよう要請したこと。

6.4 委員会はまた、MSC 101がMEPC 75に対し、GISISの追加項目の報告に関する調査結果、特にSOLAS規則II-2/4.2.1に規定された要件を満たさない燃料を燃料供給業者が納入したことが確認された事例のGISISモジュールでの報告に関して助言するよう要請したことを想起した。

6.5 関連して、委員会は、MEPC75が、データ収集・分析に関するコレスポネンスグループの報告書(MEPC 75/5/1)の検討を、MEPC76に先送りしたことに言及した。(MEPC 75/18、5.15項)

コレスポネンスグループの報告

6.6 委員会は、燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる追加措置の策定に関するコレスポネンスグループの報告を含む文書MSC 102/6(ドイツ)の検討をした。関連して、委員会は、報告書についてコメントする以下の文書も検討した。

- .1 文書MSC 102/INF.19に記載された事例からの教訓(燃料油タンカーの爆発3件、燃料油ブースター装置の構成部品の爆発2件、特に、燃料油内の粘性の高い物質に対する特別な予防・危険低減措置に関する教訓)、文書MSC 102/INF.18に記載された事例からの教訓(有害化合物(有機塩素化炭化水素)をふくむ不適合燃料油により生じた機械的事故と、その事故から学んだ3つの教訓、特に、海運会社は、暫定措置として、燃料油の検査・認証のしくみ、不適合な燃料油の調査・報告の体系を確立することを検討すべきであること)について言及しているMSC 102/6/1(中国)、
- .2 解決されていない、あるいは、コレスポネンスグループの作業範囲を越えるものと決定された事項の解決策を提案するMSC 102/6/2(クック諸島、ICS)、
- .3 特に、燃料油の試料の検定手順と、船舶が行った試験で不適合を示唆する結果が出た場合にとる措置についてコメントしているMSC 103/6(日本)及び

- .4 加盟国に、おのこのの主要な燃料積み込み港で海運業界に燃料油の成分分析サービスを提供することを奨励し、バラスト水管理(BWM)条約の経験蓄積フェーズの実地経験を参照することを提案し、加盟国に、確認された燃料油の安全に関する問題事案をIMOに報告するよう奨励するMSC 103/6/1(中国)。

確認された事例の報告

6.7 燃料油の供給会社が、引火温度に関する要件(MSC 102/6、4から11項まで及び附属書1)を満たせなかったことが確認された事例の報告に関する部会の協議を考慮して、委員会は、作業部会(6.16項参照)に、文書MSC 102/6の附属書1に従い、かつ、文書MSC 102/6/1、MSC 103/6、MSC 102/INF.18及びMSC 102/INF.19を考慮に入れて、燃料油の供給会社が、引火温度に関する要件を満たせなかったことが確認された事例の報告に関する必須要件を新規に策定するよう指示した。

引火温度要件に適合しない燃料油を供給したことが確認された業者に対する処置

6.8 委員会は、SOLAS規則II-2/4.2.1(MSC 102/6、12から19項まで及び付随書2)に規定された要件に適合しない燃料油を供給したことが確認された業者に対する処置についての部会の協議を検討し、以下の見解について言及した。

- .1 燃料供給業者の免許制度を作るという提案は、コレスポネンスグループがすでに検討した。
- .2 燃料供給業者の免許制度の仕組みづくりは支持されており、それはMEPCと調整して実施されるべきである。
- .3 作業部会に、安全の観点から、燃料供給業者の免許制度についてさらに検討するよう、指示すべきである。
- .4 部会の中で燃料供給業者の免許制度に関する検討の優先順位は低い。

6.9 検討の結果、委員会は作業部会に以下の指示を与えた。

- .1 燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる追加措置(6.16.5項)の一つとして、燃料供給業者の免許制度の実施にかかる検討を続け、委員会に、今後の最善策について助言する、
- .2 SOLAS契約締結国政府が、文書MSC 102/6の付随書2に基づき、文書MSC 102/6/2を考慮したうえで、SOLAS規則II-2/4.2.1に規定された要件に適合しない燃料油を供給したことが確認された業者に対して適切な措置をとることができる必須要件を新しく策定する。

給油の時の実際の燃料ロットの引火温度の証拠書類提出

6.10 部会の、給油の時の実際の燃料ロットの引火温度の証拠書類提出に関する要件の検討で(MSC 102/6、20から26項まで及び付随書3)、委員会は、以下の見解について言及した。

- .1 引火温度をさらに規制する利点及び有効性が証明されておらず、現実的に、60°Cの要件を満たしているという声明があるにも拘わらず、実際の引火温度の

情報を求めることに利点はない。

- .2 文書**MSC 102/6/2**、14項にある提案は、特に、試料採取場所の義務化に関して、慎重に検討されるべきである。
- .3 給油時の実際の燃料ロットの引火温度に関する証拠書類を提供すべきで、燃料供給業者は、**SOLAS**要件に従い、引火温度を証明すべきである。
- .4 事件の調査を通じて、ロット間の引火温度の大きな違いが見つかった。その違いが船舶と船員の安全に与える影響に対処すべきである。

6.11 検討の結果、委員会は、文書**MSC 102/6**の附属書3及び文書**MSC 102/6/2**を考慮して、給油時の実際の燃料ロットの引火温度の証拠書類提出に関する新規必須要件の策定を進めるよう作業部会に指示した。

供給された燃料油の引火温度の要求不適合を示唆する試験結果が出た場合に対処するための船舶へのガイドライン

6.12 委員会は、供給された燃料油が**SOLAS**規則II-2/4.2.1に準拠していない可能性を示唆する試験結果が出た場合に、船舶が対処するためのガイドラインに関する部会の協議 (**MSC 102/6**、27から33項まで及び附属書4)を検討し、以下の見解について言及した。

- .1 船舶の燃料の任意試験を奨励し、その試験で不適合の可能性を示唆する結果が得られた場合にとられた措置を慎重に検討すべきである。
- .2 予定の航路を外れさせ、航海に不当な遅れを生じさせ、結果、船の任意試験実施に負の誘因となる可能性のある措置をとることは避けるべきである。
- .3 引火温度が60° C未満であることはまれで、引火温度の測定値が60° Cより数度低くても、既存の運航手順で事故は防げるはずで、引火温度が限界値より多少低い状況にも対処できるよう、安全手続き、安全装置を設計すべきである。
- .4 委員会は、供給された燃料が**SOLAS**の要件より若干低いかもしれないことを示唆する検査結果がでた場合の実用的、かつ、実施可能な対策に関するガイドラインを策定すべきである。
- .5 不適合燃料のタンクから取り除く要件を、慎重に検討するべきであり、かつ、
- .6 作業部会は、供給された燃料油が**SOLAS**規則II-2/4.2.1に準拠していない可能性を示唆する試験結果が出た場合に、船舶が対処するためのガイドラインを策定することを支持し、文書**102/INF.19**を考慮に入れるべきである。

6.13 検討の結果、委員会は、作業部会に、文書**MSC 102/6**の附属書4、文書**MSC 102/6/1**、**MSC 102/6/2**、**MSC 103/6**及び**MSC 102/INF.19**に記載された要件案を考慮に入れて、供給された燃料油が**SOLAS**規則II-2/4.2.1に準拠していない可能性を示唆する試験結果が出た場合に、船舶が対処するためのガイドラインの策定を指示した。

引火温度以外の燃料油のパラメーターに関する措置

6.14 引火温度以外の燃料油のパラメーターに関する実施可能な措置に関する情報検討の後（MSC 102/6、34から36項まで及び附属書5）、委員会は、作業部会に、文書MSC 102/6の附属書5、文書MSC 102/6/1、MSC 102/6/2、MSC 103/6/1、MSC 102/INF.18及びMSC 102/INF.19を考慮の上、引火温度以外の燃料油のパラメーターに関する措置を含む新たな実施可能な措置を検討し、委員会に今後の最善の進め方について助言をするよう指示した。

燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる措置の活動計画

6.15 コロナ禍及びその結果生じた本議題項目のもとにある作業の延期により、燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる措置の活動計画（MSC 101/24附属書13）の更新が必要となる可能性に言及した上で、委員会は、作業部会に、当会議での進捗を考慮に入れて、計画を更新するよう指示した。

作業部会の設置

6.16 上述の議題を検討した上で、委員会は、燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる措置に関する作業部会を設置し、総会でのコメント、決定を考慮に入れて、以下の通り指示した。

- .1 文書MSC 102/6の附属書1に基づき、文書MSC 102/6/1、MSC 103/6、MSC 102/INF.18及びMSC 102/INF.19を考慮して、燃料供給業者が引火温度要件を満たすことができなかったことが確認された場合の報告に関する追加必須要件を策定すること、
- .2 文書MSC 102/6の附属書2に基づき、文書MSC 102/6/2を考慮して、SOLAS条約締結国政府が、SOLAS規則II-2/4.2.1に適合しない燃料油を供給したことが確認された燃料供給業者に対し、必要な措置をとるための追加必須要件を設定すること、
- .3 文書MSC 102/6の附属書3及び文書MSC 102/6/2を考慮して、給油時の燃料ロットの実際の引火温度に関する証拠書類提出に関する追加必須要件を策定すること、
- .4 文書MSC 102/6の附属書4に記載された要件案、文書MSC 102/6/1、MSC 102/6/2、MSC 103/6及びMSC 102/INF.19を考慮して、供給された燃料油がSOLAS規則II-2/4.2.1に準拠していない可能性を示唆する試験結果が出た場合に、船舶が対処するためのガイドラインを策定すること、
- .5 文書MSC 102/6の附属書5、文書MSC 102/6/1、MSC 102/6/2、MSC 103/6/1、MSC 102/INF.18及びMSC 102/INF.19を考慮して、引火温度以外の燃料油のパラメーターに関する措置を含む実施可能な追加措置を検討し、委員会に今後の最善の進め方について助言をすること、
- .6 文書MSC 101/24の附属書13に基づき、本アウトプットで作業する活動計画を見直し、更新すること、
- .7 コレスポネンスグループを再設置するかどうかを検討し、再設置する場合は、委員会で検討するための業務指示書を準備する。

作業部会の報告

6.17 作業部会の報告書(MSC 103/WP.10)を検討した上で、委員会は、基本的に報告書を承認し、以下の措置を講じた。

燃料供給業者が引火温度要件に適合できなかったことが確認された事例の報告

6.18 委員会は、燃料供給業者がIMOの引火温度要件に適合できなかったことが確認された事例の報告に関するSOLAS条約改正案につき部会が行った作業の進捗に言及した。(MSC 103/WP.10、15項及び附属書1)

不適合な燃料油を供給した業者に対する措置

6.19 委員会は、最低引火温度の要件に適合しない燃料油を供給したことが判明した燃料供給業者に対する措置に関するSOLAS条約の改正案につき部会が行った作業の進捗に言及した。(MSC 103/WP.10、19項及び附属書2)

給油時の実際の燃料ロットの引火温度を証明する書類の提出

6.20 委員会は、給油時の実際の燃料ロットの引火温度を証明する書類の提出に関する必須要件の策定につき部会が行った作業の進捗に言及した。(MSC 103/WP.10、25項及び附属書3)

不適合燃料油に対して船舶が対処するためのガイドライン

6.21 委員会は、燃料供給業者が引火温度要件に適合しない燃料油を供給した可能性を示唆する試験結果が出た場合に船舶が対処するためのガイドライン策定につき部会が行った作業の進捗に言及した。(MSC 103/WP.10の30項及び附属書4)

追加措置

6.22 委員会は、MSCとMEPC間の調整に関する部会の審議に言及した上で(MSC 103/WP.10の10、21及び34項)、当該アウトプットの下で、燃料油が、船舶、もしくは、船員の安全を脅かした、あるいは、機械の性能に悪影響を与えた事例の情報を提出するよう加盟国に呼びかけた。(MSC 103/WP.10の32項)

6.23 燃料供給業者の免許制度に関する部会の審議に言及した上で(MSC 103/WP.10の33から36項まで)、委員会は、各加盟国に対して管轄の燃料供給業者にこの制度を適用することについて検討するよう呼びかけた。

6.24 これに関連して、委員会は、燃料油の安全性は最も重要な問題であり、安全対策の強化は加盟国が行うべきであり、したがって、この文脈ではより強い表現を使用すべきであり、委員会は加盟国に対し、その管轄内で操業する燃料供給業者に対する免許制度の実施を検討するよう促すのではなく、実施するよう奨励すべきであるというギリシャ代表団の声明にも言及した。

6.25 さらに、委員会は、部会が、コレスポネンスグループが設置された場合、その作業を支援するために、関連の情報と引用文献(MSC 103/WP.10の38項及び附属書5)の一覧表を準備したことに言及した。(6.27項参照)

追加措置の活動計画

6.26 委員会は、本議題項目の作業の更新された活動計画(MSC 103/WP.10の40項及び附属

書6)を承認し、「燃料油の使用に関連する船舶の安全性を向上させる追加措置の策定」に関するアウトプットの目標完了時期を、**2023年**に延期した。(MSC 103/WP.10の41項)

コレスポネンスグループの再設置

6.27 上記の課題を検討した上で、会議間に作業を進めるため、委員会は、ドイツ政府の調整の下¹、燃料油の安全性に関するコレスポネンスグループを再設置し、以下の職務を与えた。

- .1 作業完了に向けて、文書MSC 103/WP.10の附属書1に基づき、燃料供給業者がIMOの引火温度要件を満たさない燃料油を供給したことが確認された場合の報告に関するSOLAS条約の新たな改正案を、燃料供給業者にフィードバックが届くように考慮して、策定する。
- .2 作業完了に向けて、文書MSC 103/WP.10の附属書2に基づき、最低引火温度要件を満たさない燃料油を供給したことが明らかになった燃料供給業者に対する措置に関するSOLAS条約の新たな改正案を策定する。
- .3 作業完了に向けて、必要に応じ、文書MSC 103/WP.10の附属書3とMEPC 76の結果を考慮に入れて、給油時の実際の燃料ロットの引火温度を証明する書類提出に関する新たな必須要件を策定する。
- .4 文書MSC 103/WP.10の附属書4を考慮に入れて、燃料供給業者がSOLAS規則II-2/4.2.1に適合しない燃料油を供給した可能性を示唆する試験結果が出た場合に船舶が対処するための新たなガイドラインを策定する。
- .5 引火温度以外の燃料油のパラメーターに関する情報を収集し、可能な措置を検討する。
- .6 報告書を文書にてMSC105に提出する。

7 目標指向型新造船基準

7.1 委員会は、本議題の検討をMSC104に先送りした。

8 国内連絡船の安全性を向上させる措置

背景

8.1 委員会は、MSC101が以下に合意したことを想起した。

¹ 調整担当者

クリスチャン・アルゲイアー (Christian Allgeier) 氏
海洋安全部 (Maritime Safety Division)
連邦運輸デジタルインフラ省 (Federal Ministry of Transport and Digital Infrastructure)
Robert-Schuman-Platz 1
53175 Bonn, Germany
Tel: +49 (0)228 99-300-4631
Email: christian.allgeier@bmvi.bund.de

- .1 委員会の暫定議題に、新たな項目「国内連絡船の安全性を向上させる措置」を加え、4会期でその議題に関する作業を完了すること、
- .2 国内連絡船の安全性に関するモデル規制を策定すること、
- .3 国内法にそのモデル規制を取り入れるための指針を提供すること、
- .4 国内連絡船の安全性に関するオンラインの教材を開発すること、
- .5 IMOの統合技術協力プログラム(ITCP)を使って、技術支援を必要とする国への支援の提供を継続すること。

8.2 委員会は、MSC101が作業計画(MSC 101/24の附属書30)を承認したことを想起し、事務局に、関心のある当事者と共同で作業を主導し、進捗状況をMSC102に報告するよう要請し、加盟国、特に、中国と国際機関に積極的に作業に貢献するよう呼びかけた。

8.3 委員会は、MSC102でこの議題が当会期に先送りされたことで、目標完了時期が影響を受けたこと、それゆえ、文書MSC 103/8附属書2に示したように、作業完了に全体で4会期必要とされているにもかかわらず、2023年には完了するだろうとする現状予測に合意したと言及した。

進捗報告書

8.4 文書MSC 102/8(事務局)を検討し、MSC101以降の進捗状況に関する情報を提供した上で、委員会は、

- .1 事務局が、MSC101で合意したように、関係者と共同で、規則モデル案の基本的構造の策定を続けてきたこと、本会議で検討するための拡張構造を提出したことに言及し(MSC 102/8、1.4項及び附属書2)、
- .2 国内連絡船の安全性の現実及び潜在的な不備の一覧表を承認し(MSC 102/8、3項)、
- .3 進捗動向に留意して、カリキュラムを策定、あるいは、その他の適切な手順を踏みながら関心を抱いたIMLIの生徒が、規則モデルを自国の国内法制度に取り入れる作業に着手できるよう取り計らうことをIMLIに呼びかけ、(MSC 102/8、4.3項)
- .4 2019年10月に、ナイジェリアのラゴスで開催された、国内連絡船・非従来型船舶の安全に関する地域ワークショップの、国内連絡船の安全性に関するモデル規則の枠組みを説明する短い文書を作るという成果を承認し、(MSC 102/8、4.4項)
- .5 必要に応じて今後調整される可能性のある作業計画の更新に言及し、(MSC 102/8、5項及び附属書2)
- .6 枠組みモデル規則の将来を、国内連絡船の安全に係る単独の条約の策定の可能性を含めて検討し(MSC 102/8、8項)、関係者に、今後の委員会の会議で詳細な検討ができるよう、関連のコメントと提案を提出するよう呼びかけ、
- .7 枠組みモデル規則案を、IMO単独、合同、あるいは、共同のものとするかの決定

にかかる複雑さと、その決定の将来ありうる規則改正への影響について言及した上で(MSC 102/8、10項)、現時点では、規則を関係者と協力して作成したものと見なすことに合意し、今後の委員会の会議で検討ができるように、関連のコメントと提案を提出するよう関係者に呼びかけ、

- .8 原則的に、現在進行中の見直し(MSC 102/8、11項及び附属書3)及び検討(MSC 103/8附属書1)の対象になっている国内連絡船の安全に関する枠組みモデル規則の基本構造を承認し、
- .9 事務局が、モデル規則の採択を受けて(MSC 102/8、12項)、国内連絡船の安全に関するオンライン教材開発を進める方法について審議を続け、将来の委員会の会議で検討する選択肢を提出すると言及し、
- .10 国内連絡船の安全に関する取組みの監視、管理を補助するために、新たなGISIS国別海事概要モジュールに組み入れることが可能な、国内連絡船の安全に関するデータベースをIMOと国際連合アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)が共同で作成する可能性があることに言及した(MSC 102/8、13項)。

2020年バンコク宣言

8.5 アジア太平洋地域の国内連絡船の安全性の向上、及び、国内連絡船の安全に関するモデル規則の策定に関するバンコク宣言(MSC 102/8/Add.の附属書)を検討した上で、委員会は、宣言を承認した。

8.6 委員会は、当初、2020年3月17日、18日にタイのバンコクのUNCCで開かれる予定であったが、新型コロナウイルスの影響からオンライン開催となったアジア太平洋地域の安全な海上交通を支援する国内連絡船の安全性の向上に関する専門家部会会議の全参加者に謝意を示した。

モデル規則、手引書及びオンライン・トレーニングの策定に関する提案

8.7 国内連絡船の安全に関するモデル規則、その規則を国内法に取り込むための手引書及びオンライン・トレーニングの開発との関連で、委員会は下記文書を検討した。

- .1 教育と訓練の見地から国内連絡船の安全に関するオンライン・トレーニング・コースの開発を提案し、その概要を示し、今後策定されるモデル規則及び関連のガイドラインとの整合性を図るMSC 102/8/1(中国)、
- .2 MSC101の決定に従い、モデル規則の国内法への取り込みに関する手引書の枠組み案を提示するMSC 102/8/2(中国)、
- .3 中国が、国内連絡船の安全に関し、過去3年間に行ったワークショップ、トレーニングで特定された問題に対処する措置を提案するMSC 102/8/3(中国)、
- .4 国内連絡船の大きさ、設計、運航の特性と目的が違うので、モデル規則は、本質的に、規定的であってはいけないことを強調するMSC 102/8/4(インドネシア)、
- .5 文書MSC 102/8(事務局)へコメントし、国内連絡船の事故原因の中で多くの重要な問題及び対処されるべき重要な問題をモデル規則案に含めるための提案を含むMSC 102/8/5(イラン・イスラム共和国)及び、

- .6 文書**MSC 102/8**に記された事務局の取組みを支持し、枠組みモデル規則の策定と並行して検討されるべき国内連絡船の安全性強化に関わる重要事項を示唆する**MSC 102/8/5**(フィリピン)。

8.8 引き続き行われた協議の中で、特に以下のような意見が表明された。

- .1 モデル規則案(**MSC 103/8**の附属書2)は、本質的に、枠組みであって、そえゆえ、規定的ではない。
- .2 規則には柔軟性があるので、関心のある国は規則をその国のニーズに合わせる事ができる。
- .3 技術協力が国内連絡船の安全性強化に重要な役割を果たす。

8.9 協議の後で、委員会は、貴重な提言を行った中国、インドネシア、イラン・イスラム共和国、フィリピンに謝意を表し、国内連絡船の安全に関する協議を進めるにあたり、事務局と関係当事者が、上記文書の内容を考慮に入れるべきであることに合意した。

8.10 委員会は、船舶の浸水に対する膨張式浮力補助装置に関する文書**MSC 102/INF.12**、連絡船用のシミュレーションのデータに基づく事故対応意思決定補助装置に関する文書**MSC 102/INF.13**の中に韓国が提供した情報に言及した。

国内連絡船の安全に関するモデル規則

8.11 委員会は、国内連絡船の安全に関する作業の最新情報を提供する文書**MSC 103/8**(事務局)を検討する途上で、更新された作業計画(**MSC 103/8**の附属書2)と、本文書の附属書1に記載したモデル規則に関する以下のコメントに言及した。

- .1 モデル規則規定の中には、さらに徹底的検討が必要なものがある。
- .2 モデル規則の権限移譲に関する記述を明確にすべきである。
- .3 モデル規則と**IMO**が発出し公開されているグローバル規則との関係を明確化するべきである。
- .4 モデル規則に記載されている船長の責任について、**ISM**コードの規定を考慮して、再検討すべきである。
- .5 モデル規則の任意性は確認されたが、使用されている言語は強制的である。

8.12 モデル規則案については、おおむね支持はされたものの、さらに手を加える必要があることには合意しながら、委員会は、今後もモデル規則の策定を進めるため、文書**MSC 103/8**の附属書1に基づき、文書**MSC 102/8**、**MSC 102/8/追加.1**、**MSC 102/8/1**、**MSC 102/8/2**、**MSC 102/8/3**、**MSC 102/8/4**、**MSC 102/8/5**及び**MSC 102/8/6**と、会議で表明されたコメントを考慮し、**MSC104**の中に国内連絡船の安全に関する作業部会を設置することで合意した。委員会は、次回会議で、作業を加速するためのコレスポンスグループの必要性について検討することにも合意し、加盟国と関心のある当事者にモデル規則の改正に関する提案を、**MSC104**に提出するよう呼びかけた。

8.13 上記決定に従い、委員会は、事務局に更新した作業計画を**MSC104**で検討するために、

提出するよう要請した。

8.14 委員会は、関係者、特に、**ESCAP**と**INTERFERRY**と協力して規則の策定を進めた事務局及び領海内での国内連絡船の安全性の観察のために便宜供与したタイ国政府に謝意を示した。

8.15 フィリピン代表団及び**UNESCAP**、**INTERFERRY**のオブザーバーの声明の全文は附属書16に記載されている。

9 海上保安強化措置

海上保安に関する最近の動向

9.1 委員会は、**MSC101**以降の海上保安に関する新たな出来事を報告する文書**MSC 103/9** (事務局)を検討し、事務局により現在実施されている**EU**の資金援助を受けた2件の港湾安全対策事業に関する情報を含む、**ITCP**の一環としての海上保安に関連する活動の実施に関する情報に言及し、**IMO**の技術支援の提供にあたり、運用レベルに加え、戦略レベルにも留意して、海上保安への脅威とリスクに対処する「政府、業界一体の」取組みを促進することを奨励した。

9.2 この件に関連して、委員会は、**SOLAS**条約締結国政府に以下を奨励した。

- .1 **GISIS**の海上保安モジュール内の情報、特に、港湾施設保安計画に関する情報を見直し、更新すること、
- .2 指定された国内連絡先の事務的作業負荷を軽減するために、**GISIS**の海上保安モジュールとの情報交換の電子転送という新しい選択肢の使用を検討すること、
- .3 国家海上保安委員会及び国家海上保安戦略を含む効果的な海上保安統治機構を構築する、また、当該組織がすでに存在する国ではそれを強化すること、
- .4 新たに出現してきた安全に対する脅威を考慮して、**SOLAS**条約第**XI-2**章、**ISPS**コードを含む**IMO**の保安対策を、産業界と協力して、継続して効果的に実施し、適宜、**IMO**の技術支援を継続的に要請すること、
- .5 海上保安強化のためのグローバルプログラムに基づく、技術支援の継続的提供を支援するため、国際海上保安信託基金(**IMST**基金)への資金拠出を検討すること。

9.3 加えて、委員会は、**GISIS**の海上保安モジュールから、**SafeSeaNet**ネットワークへ情報をダウンロードするためのウェブサービスを開発するという、**EMSA**のオブザーバーからの申し出に言及したうえで、この件に関し事務局と協議するよう薦め、今後の会議に最新情報を提供するよう要請した。

サイバー空間での船舶と港湾のリスク管理

9.4 委員会は、2017年に海上サイバーリスク管理のガイドライン(**MSC-FAL.1/Circ.3**)を承認した際、ガイドラインが、効果的なサイバーリスク管理を支援する機能的要素を含むことに言及しつつ、それが**ISM**コード及び**ISPS**を補完するものであることを強調したことを想起し、船上のサイバーセキュリティに関する業界のガイドラインを含むより詳細なガイドラインの参考文献を提供した。

9.5 委員会は以下の文書を検討した。

- .1 附属書に記載した船上のサイバーセキュリティに関するガイドライン第4版を承認し、MSCのサーキュラーとして配布するよう、委員会に求める文書MSC 103/9/1 (ICS他)、
- .2 IAPH港湾コミュニティ・サイバーセキュリティ・ノート及び策定中の港湾及び港湾施設のサイバーセキュリティ・ガイドラインの最新情報を提供する文書MSC103/9/2 (IAPH) 及び
- .3 統合されたサイバーレジリエンスに関する勧告(勧告 166)の発行により、MSC-FAL.1/Circ.3の枠組みの中で、IACSによる追加サイバー・セーフティ対処法及び
- .4 進行中の作業についての最新情報を提供する文書MSC103/INF.8 (IACS)。

9.6 続いておこなわれた協議の中で、委員会は、船上のサイバーセキュリティに関するガイドラインの利用が任意であり、MSCのサーキュラーを使ってこのガイドラインを発行したことには、委員会がガイドラインをその細部にいたるまですべて承認したという意味ではなく、むしろ、その有用性を認識し、その利用を促進するためだったことに言及した。作成中のIAPHの港湾及び港湾施設のサイバーセキュリティ・ガイドラインに関し(9.5.2項参照)、委員会は、IMOの作業の範囲外であるかもしれないが、今後の会議では、このようなガイドラインの港湾への法的影響を検討する必要があるという見解に言及した。

9.7 協議の後、委員会は

- .1 船舶と港湾のサイバーセキュリティのリスク管理に関する取組みに関し提供された情報に謝意をもって言及し、
- .2 MSC.1/Circ.1639を使って、船上のサイバーセキュリティに関するガイドライン第4版を配布することを承認し、
- .3 事務局に、海上サイバーセキュリティに関するガイドライン(MSC-FAL.1/Circ.3)の4.2項を、統合されたIACSのサイバーレジリエンスに関する勧告(勧告166)を含める形で、更新し、FAL委員会の同意の決定をもって、更新されたガイドラインを、MSC-FAL.1/Circ.3/Rev.1として発行するよう、要請した。

紅海における海上保安

9.8 委員会は、MSC100で、ハイリスク海域を航行することの心理的・精神的影響への対処法に関する勧告案を検討する中で、HTV小委員会で、この件を協議するべきであるとの見解があったことを想起した。

9.9 この件に関し、委員会は、紅海で最近起こった商船を巻き込む事件の情報を提供し、同海域の海上保安に関し深刻な懸念を示し、IMOに紅海をハイリスク海域として認識するよう提案し、域内協働強化を求め、委員会に必要な勧告及び指針を作成するよう要請する文書MSC 103/9/3(イラン・イスラム共和国)を検討した。

9.10 続く協議の中で、いくつかの代表団は、航行の自由に対する障害には十分な注意を払うべきではあるが、同様の懸念や提案を示唆している旗国はほかになく、また、全加盟国が、同様の事件の発生をGISISに報告するように奨励されていることを理由に、紅海をハイリスク海域として認識すべ

きであるという提案に反対した。紅海沿岸の国の代表団の中には、自国が紅海の安全を保証するために必要な対策はすべて取っていること、アラブ・紅海沿岸アフリカ諸国会議などを通じて、航行の安全を維持するために周辺諸国と協力していることを簡単に説明した。アラブ首長国連邦代表団は、IMOにはハイリスク海域を指定する権限がない見解を表明し、サウジアラビア代表団は、この見解を支持した。海事業界による海事業界のためのガイダンスとその改訂版を提示するBMP5に定義されているように、ハイリスク海域の変更は、IMOが実施可能、あるいは、実施する必要のある行動ではない。イラン・イスラム共和国代表団は、SOLAS条約とISPSコードの保安要件の実施と、要件への適合の遵守を保証する域内協力強化の必要性を強調した。委員会に必要な勧告と指針の作成を要請する件について、委員会で検討すべき具体的な提案はないことが確認された。エジプト、エリトリア、フランス、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の代表団の声明の全文は附属書16に記載されている。

9.11 この件に関し、委員会は、インド洋西部の既存のハイリスク海域に関する議題項目10の協議の中で(10.5から10.9項までを参照)、委員会が、そのような海域を宣言、あるいは、定義する権限を持っていないと述べたことを想起した。結果、委員会は、本件に関する権限を持っていないことを認め、それゆえ、文書MSC 103/9/3の提案を支持しなかった。

乗客フローの促進と管理

9.12 委員会は、海上環境一般、特に、クルーズ船と連絡船の乗客フローの促進と管理のための対策を開発するWCO主導の取組みに関する文書MSC 102/9/1及びMSC 102/INF.23を更新し、その中で、事前乗客情報(API)と乗客予約記録(PNR)のデータ基準及び転送方法の必要性につき協議する文書MSC 103/9/4(WCO)を検討した。

9.13 続く協議の中で、以下の見解が表明された。

- .1 WCOに対し、安全性を強化し、クルーズ船の迅速、かつ、効果的な運航を実現し、税関当局及びその他の入出国関係機関が直面する問題に対する対応を支援する電子システムを含む、乗客フローの促進と管理のための手続き標準化作業を継続していることに謝意が示された。
- .2 上記のシステムが国際的基準に基づくものであり、新しい要件はすべて、既存の国際的優良事例にあわせ標準化されることが必須である。クルーズ船の運航地域は、一年の間に、定期的に変わり、そのたびに、異なる地域、国の異なるシステムに適合させることは、不経済で、非効率である。
- .3 これらの取組みは、乗客と船員のシームレスな乗船・旅行経験を犠牲にするものであってはならず、海上交通に不必要な混乱を招くものであってならない。PNRの基準、PNRに関する規則の開発に関する法的、技術的、財政的課題が、浮かび上がる。
- .4 新しいシステムは、多くの運航会社がすでに完全に準拠している、米国の既存の事前乗客情報システムに限りなく近いものでなければならず、また開発中の欧州出入国管理制度と欧州渡航情報認証制度に即したものでなければならない。

9.14 協議の後、委員会は、

- .1 税関当局にISPSコードを確実に周知させる優良事例概説作成への支援を考慮することを含む、乗客フローの促進と管理に関するWCOの取組みに関し提供さ

れた情報、特に、クルーズ船に関する報告書—クルーズ船の管理向上手順に関する情報に言及した。

- .2 加盟国に対して、クルーズ船の乗客管理及び到着前保安情報分野において、関連諸団体との既存の協力関係、情報交換を含み各国内の事例を共有するよう呼びかけた。
- .3 寄港前にクルーズ船から規制機関へ行う情報提供を促進するため、そして、可能であれば同様の情報提供をクルーズ船以外の船舶にも拡大するため、加盟国に対して、関連する国際基準・規則を策定するWCOの旅客フロー管理促進作業部会をはじめ、関連のWCOの作業機関に、定期的に参加することを検討するよう呼びかけた。この基準・規則は、特に新しい国際的なAPI基準、PNR基準を設けたり、既存の基準を更新したりしつつ、最終的に公表されることになる。
- .4 事務局に、WCOの旅客フロー管理促進作業部会の会合に出席し、作業の進捗状況を、今後の委員会会合に報告し、かつ、FAL委員会に、作業部会の審議の結果を伝えるよう要請した。

10 海賊行為及び船舶に対する武装強盗

海賊行為と武装強盗事件に関する情報共有を含む、MSC101以降の動向

10.1 委員会は、ジブチ行動指針の実施に関連する統計と最新情報を含む、MSC101以降の海賊行為及び船舶に対する武装強盗事件に関する動向及びギニア湾の状況と、イエメン沿海の海運に対するリスクについて報告する文書103/10及び102/10(事務局)を検討し、特に、以下について言及した。

- .1 2020年に、既遂、もしくは、未遂の226件の海賊行為及び船舶に対する武装強盗事件がIMOに報告された。世界で事件数が前年と比べ17%増加したことになる。2020年に海賊行為と武装強盗の最も多かった海域は、西アフリカ(87件)、マラッカ海峡とシンガポール(48件)、南シナ海(37件)だった。ギニア湾(西アフリカ)での件数は、2019年と比べ20件増え、合計112人の船員の誘拐・行方不明が報告された。
- .2 ギニア湾での取組みについて、事務局は、ヤウンデ行動指針(YCC)の実施のための地域間調整センター(ICC)への支援を、2020年も継続した。IMOは、YCC実施の現状を評価するための、一連の専門家レベルの対話を促進し、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)、中部アフリカ諸国経済共同体(ECCAS)、ギニア湾委員会(GCC)に対する勧告を提出した。
- .3 新しいUNDPのイエメン沿海の爆発物汚染に関するプロジェクトの目的は、爆発物の影響を受けることなく、ある程度確信をもって船舶の運航ができる安全海域を作ること及び脅威が大きく、影響が大きいとみなされる爆発物を除去することである。海運に影響を与える可能性のある、留意すべき出来事については、水路通告で情報を提供する。

10.2 事務局が提出した情報について検討した上で、委員会は、

- .1 加盟国に、海賊・武装強盗事件を、MSC.1/Circ.1333/Rev.1の補遺5にある書式を使って事務局、marsec@imo.orgに通報するよう要請し、

- .2 加盟国に、**GISIS**の連絡先モジュールを使って、海賊行為・武装強盗の情報を伝達するために、各国の国内連絡先に関する情報を提供し、更新し続けるよう要請し、
- .3 加盟国に、船上の民間契約武装警備員(**PCASP**)に関する港湾・沿岸国の要件に関する情報について質問票—(**MSC-FAL.1/Circ.2**)の記入を完了し、また、その更新を続け、事務局に**marsec@imo.org**を通じて質問票を送付し、**IMO**のウェブサイトに掲示するよう要請し、
- .4 **ICC**に提供された支援を含む、ジブチ行動指針とヤウンデ行動指針の実施の継続を保証するためにとられた努力に言及し、
- .5 海運会社、船長、船員に、ギニア湾海域での海賊行為・武装強盗からの保護に関するガイダンスの最新版—ベストマネージメントプラクティス(**BMP**)西アフリカーなど、既存の**IMO**の指針及び世界的海賊対策ガイダンスを継続して忠実に適用するよう喚起し、
- .6 加盟国に、ソマリア沖に海軍艦艇等の派遣を継続することを、旗国に、その国旗を掲げた船舶に対する脅威の監視を継続すること及び**ISPS**コードに従い、適切なセキュリティ・レベルの設置を呼びかけ、
- .7 イエメン沿海に敷設された機雷及び手作りの爆発物による、海運及び港湾への脅威を含む、イエメン紛争に関する**UNDP**提供の情報に言及し、
- .8 加盟国に対し、決議**A.1069(28)**にそって、**IMO**と協力し、当該地域の加盟国の要請に応じ、地域内での取組みを支援し、**IMO**の**WCA**海上保安信託基金に財政的貢献をすることを考慮するよう呼びかけた。

アジア海賊対策地域協力協定(**ReCAAP**)の進捗報告

10.3 委員会は、感謝を込めて、**ReCAAP-ISC**が実施した活動と、アジアにおける船舶への海賊行為・武装強盗の状況に関する最新情報を提供する文書**MSC 103/INF.7**、**MSC 102/INF.11 (ReCAAP-ISC)**に記載された情報に言及し、**ReCAAP-ISC**の、**IMO**の海賊報告への継続的支援に謝意を示した。これに関連して、**ReCAAP-ISC**のオブザーバーは、2021年の第1四半期に、アジアでの海賊行為等の件数が減ったという情報を含む、声明(附属書**16**に記載)を発表した。

10.4 委員会は、**ReCAAP-ISC**の事件分類の制度についてコメントし、いわゆる軽微な窃盗事件を武装強盗として報告することで生じる評判の低下に関する懸念を表明する、インドネシア政府の声明と、その声明に対し回答として、軽微な窃盗という定義はなく、許可なく乗船することはすべて、船員への脅威となる犯罪であるというオブザーバーの声明に言及した。両声明の全文は附属書**16**に記載されている。

インド洋での海賊行為の**HRA**の見直しに対するコメントと分析

10.5 委員会は、**MSC101**にて、船員の安全を保証するという最優先の目標を維持しながら、域内の海賊行為の脅威をよりよく反映するための、2019年のハイリスク海域(**HRA**)の地理的境界の見直しに関する、海域海運関係の記者からの情報に言及したことを想起した。

10.6 委員会は、ケニア政府が、文書MSC 103/10/2で示したインド洋の海賊のHRAの前の見直しに対するコメントと、その解析を検討した。同文書で、ケニア政府は、解析から判明したケニア領海の状態に関する重要な検討について記載している。別の声明の中で、ケニア政府代表団は、前回のHRA見直し以来、ケニア領海では襲撃事件が一回も起こっていないことを証拠として、ケニア政府とアフリカ連合ソマリア平和維持軍 (AMISOM) のソマリア人海賊による脅威の軽減に対する貢献の概要を説明し、現在の境界の定義が、モンバサ港に依存しているケニア経済及び広く東アフリカ地域の経済に及ぼしている負の効果を説明し、適切な組織に、HRAから赤道以南の特別隣接海域を除外することを検討することを推奨するよう、委員会に呼びかけた。声明の全文は附属書16に記載されている。

10.7 これに関し、委員会は、HRAの新たな見直しが2021年2月に始まっていること、関心のある国、組織との協議を求めていることを委員会に伝える文書MSC 103/10/4 (ICSほか)の中、業界のコメントも検討した。

10.8 続く協議の中で、発言した代表団は、すべて、文書MSC 103/10/2のケニアの提案を支持し、海賊の脅威の抑制のためのケニアの取組みを称賛した。ケニア政府は、その取組みの最新情報を、国連総会で毎年繰り返し採択される海洋及び国際海洋法に関する決議の中で提供できるのではないかと提案が出された。海運業界のオブザーバーは、業界とケニア政府が、進行中の見直しの一環として、すでに2回協議を行ったこと (MSC 103/10/4)、ケニア政府の懸念はよく理解できるものの、懸念の赤道以南の海域はソマリアの領海であり、船員の安全を保障するという包括的な目的を忘れてはいけない、と説明した。HRAの見直しが、海運業界と適切な機関によって実施されることを懸念する声上がり、IMOと関心のあるすべての国、組織にその見直しに加わるよう推奨した。

10.9 上記の観点より、委員会は、当該の問題に関する作業を、沿岸国政府と軍当局など、域内関係者ととも継続するよう、海運業界と適切な機関に勧めた。

ギニア湾における海賊行為及び船舶に対する武装強盗

10.10 委員会は、MSC101で、ギニア湾では、重要な関係者すべてが協調して取り組むこと、すなわち、加盟国、海運産業、国際機関が、船員の安全のためにパートナーとして取り組むことが必要で、良い結果を出すためには、沿岸諸国が脅威に対し大きな努力を払うことが必須であるという事務局長の発言に言及したことを想起した。

10.11 委員会での発言の中で、事務局長は、ギニア湾の現状、特に、世界的コロナ禍にもかかわらず、攻撃の件数の増加がみられていることが、船舶と乗組員の安全に対する深刻な脅威となっている現状に深刻な懸念を表明した。事務局長は、サーキュラーレター4382号で強調したように、関係者の取組みの調整をすすめるため、また、域内の能力開発プログラムの向上のためにあらゆる対策を講じていると強調した。事務局長は、同地域内の沿岸国が共同で行っている取組み、特に、Deep Blue Projectを実施しているナイジェリアの取組みを評価した。事務局長は、将来の成功への願望を表明し、決意を示すため、海賊行為に対する国際的、地域内、国内の取組みへの支援を強化するため、作業部会設置を支持した。

10.12 委員会は、同海域を航行中の船舶で任務にあたっている船員を保護するという新たな緊急性を考慮し、また時間の都合上、ギニア湾での海賊行為及び船舶に対する武装強盗に関するすべての文書、すなわち、文書MSC 103/10/3とMSC 102/10/1 (ギリシャ)、MSC 103/10/5とMSC 102/10/5 (ナイジェリア)、MSC 103/10/6 (中国)、MSC 102/10/2 (フランス)、MSC 102/10/3とMSC 102/10/6 (ICS他)及びMSC 102/INF.22 (ガーナ)を海賊に関する作業部会に直接照会するという議長の提案に同意した。

10.13 ポルトガル代表团は、事務局長の当該海域での海賊行為を阻止する行動実施の呼びかけに同意した上で、今会期中に作業部会を招集するなどといった、新たな取り組みをすることを支持した。この協議では、ギニア湾の脅威に対処する、既存の地域間枠組みであるヤウンデ・アーキテクチャーに対するポルトガルの継続的な支持と同様に、**G7++フレンズ・オブ・ベイ・オブ・ギニア**の中で行われている作業を考慮に入れるべきである。声明の全文は附属書16に記載されている。

10.14 ナイジェリア代表团は、沿岸国の主権の尊重が、効果的域内協力を保証するのに重要だと述べ、ナイジェリア海事安全庁(NIMASA)の指令、管理、通信、コンピュータ、諜報活動担当部門、国際海事局(IMB)、ギニア湾の海洋状況把握機構(DMAT-GoG)センター間の強固な協力を可能にするための小委員会設置など、同国による新たな取り組みについて、委員会に伝えた。ナイジェリアとヤウンデに本部を置くICCは、域内及び国際的取り組みを活性化するため、新たな協力のためのフォーラム、ギニア湾海事協力フォーラム(GOG-MCF/SHADE GoG)を形成し、ギニア湾での活動の認識の共有と対立排除を促進することを目指した。声明の全文は附属書16に記載されている。

10.15 アルゼンチン代表团は、同地域の国による取り組みを認識し、事件の増加に対する懸念を共有し、この件につき作業部会で対処することを支持し、関連して、国連安全保障理事会が、ギニア湾の状況に、国連憲章第VII章にもとづいて対処していない状況、それゆえ、海賊行為及び船舶に対する武装強盗を抑えるための協力的取り組みが、UNCLOSの枠組みの中で、領海及びEEZにおける特別な管轄権に属する海域における、沿岸諸国の主権と管理権を十分尊重しつつ、実施されなければいけないことを強調した。同代表团は、域内の沿岸諸国の主権を尊重する必要があるナイジェリア代表团の発言は正当に考慮され、文書MSC 103/10/1に含まれる総会決議案の中で言及されなければいけないと発言し、武装した人員、あるいは、武器を民間船舶上に派遣、あるいは、装備することは、UNCLOSでは認められていないと続けた。

10.16 IMBのオブザーバーは、関連当局に即時に通知することを認める措置が、船主からの早期通報のおかげで、良い結果を生んでいることを伝え、ギニア湾専用の一本化した情報交換プラットフォームは、対応した当局の特定、対応にかかる時間の短縮、隣国の当局に対策をとるよう注意をうながすことなどに有用であると述べ、すべての海事当局に、すべての事件をIMBに継続的に報告するよう推奨した。声明の全文は附属書16に記載されている。

10.17 その後の広範な協議の中で、以下の特記すべき見解が表明された。

- .1 MDAT-GoGのサービスを向上させる必要があり、船員の国籍を考慮に入れて、報告の仕組みを作るべきである。
- .2 大アフリカ海軍海上演習(Grand African Nemo)や、OBANGAME Express演習などの、国際的な海事保安訓練は、能力向上を支援する上で重要であり、EUのパイロット計画、ギニア湾における調整された海上駐留(Coordinated Maritime Presence in the Gulf of Guinea)を支持する。
- .3 沿岸国の主権を正当に尊重することは重要で、ギニア湾には、国連憲章第VII章が規定する状況は存在せず、同湾の問題は、最新のギニア湾における海賊行為、船舶に対する武装強盗及び非合法的な海上での行為の予防と抑制に関する総会決議案で認識されているように、UNCLOSの枠組みで対処すべきである。
- .4 G7++フレンズ・オブ・ベイ・オブ・ギニアの2021の会議の共同議長の英国とセネガルの代表团は、3つの包括的目的、すなわち、関与を拡大し域内での能力開発をすること、ヤウンデ・アーキテクチャーを初期運用する能力開発を目指して作業すること、業界、市民社会、その他の関係者の関係を密接にすること、を含む合同ロードマップを発表した。

- .5 ギニア湾の海賊の基地は、限定された地域にあるが、彼らは、基地から200海里も離れたところで攻撃を仕掛けるので、状況を改善するためには、域外の国の海軍の協力が必要で、海賊の活動は、ソマリアの海賊の場合のように、海から抑え込むべきである。
- .6 すべての加盟国に、**UNCLOS**に従い、ギニア湾の領海外での海賊行為を抑え込むための活動をするを奨励すべきである。域内の国に、逮捕された海賊の受け入れ、海賊容疑者の起訴、有罪となった海賊の収監への支援、協力をするを奨励すべきである。
- .7 モントレー文書フォーラムの下での、民間及び軍の海上保安資産の利用に関する作業部会は、まもなく、そのウェブサイトに、総合手引書を参考文書としてウェブサイトが発行する。手引書の発行は、多くの関係者に良い影響を与えるであろう。

10.18 協議の後、委員会は、以下事項に合意した。

- .1 急速に変化する性質のあるギニア湾内の海賊行為に関連する多くの複雑な問題を解決するためには、国及び地域のオーナーシップを強化する永続的解決に到達することに注力した、包括的、統合的、世界的取組みが必要なこと、
- .2 トレーニング・ワークショップ／オンラインセミナーの実施、オンライン・トレーニング・コースの開発、国家間の協力関係を強化するための対海賊演習の実施など、域内諸国に利する海賊対応に関する、継続的技術協力活動が必要なこと、
- .3 多くの提出された文書に示された建設的提案は、関係者間の協力を支援し、促進するためのよい土台となり、作業部会でのさらなる議論は、問題解決のための協力の道筋と、実行可能な行動を特定することに役立つこと、
- .4 **G7++**フレンズ・オブ・ベイ・オブ・ギニアの支持を受けた、ヤウンデ行動指針の枠組みは、長期的解決策であるが、順調に進捗しており、域内諸国は、現在、新型コロナウイルスに関する問題がある中でも、一つのグループになりつつあること、
- .5 ナイジェリア政府と、ヤウンデにある**ICC**は、域内及び国際的な取組みを強化するための新たな協力フォーラム、ギニア湾海事協力フォーラム (**GOG-MCF/SHADE GoG**)を形成し、ギニア湾内での活動に関する認識の共有と、紛争排除の促進を目指していること、
- .6 事務局長は、特に、ナイジェリアと**ICC**のイニシアティブなどの取組みとその支援に一貫性を持たせるために、他の国連組織、加盟国及び域内、国際的なパートナーとの共同作業を継続すべきであること、
- .7 域内諸国は、逮捕された海賊の移送の受け入れ、海賊容疑者の起訴、有罪となった海賊の収監を支援し、それらの行為で協力すべきなこと、
- .8 総会決議 (**MSC 103/10/1**)の更新など、重要な結果に十分な時間が割けるよう、作業部会の作業には優先順位をつけるべきであること。

海賊行為に関する作業部会の設置

10.19 海賊行為に関する作業部会長、デリック・アタチー (Derrick Attachie) 大佐(ガーナ)の助言を得ながら事務局が作成した作業部会に対する業務指示書案 (MSC 103/WP.4) に関する協議の中で、多くの代表団が、本案に関して、G7++フレンズ・オブ・ベイ・オブ・ギニア作業部会と作業が重複する可能性があることや、域内の領海で民間の武装した警備員を活用するための要件を部会内で協議する場合、普遍的な適用性がないことなどといった懸念を表明し、また、海軍はIMOの管轄外であることから、海軍への言及を削除するなどの修正を提案した。

10.20 協議の後、委員会は、総会でのコメントと決定及び文書MSC 103/10/3、MSC 103/10/5、MSC 103/10/6、MSC 102/10/1、MSC 102/10/2、MSC 102/10/3、MSC 102/10/5、MSC 102/10/6、MSC 102/INF.22を考慮して、優先順序に従って以下を行うよう指示した。

- .1 本会議での採択を目指して、ギニア湾内での海賊行為及び船舶に対する武装強盗への対処を続け、加盟国とすべて関係者に、協力して効果的、効率的予防対策をとるよう奨励するというIMOの決定を示すMSC決議の作成、
- .2 ギニア湾での海賊行為への対処を継続するよう、国連及びその他の国際機関に促すことを含む、文書MSC 103/10/1に記された総会決議草案の最終化、
- .3 文書MSC 102/10/6で言及したように、附属書3をBMP西アフリカガイドに置き換え、改訂業界海賊対策ガイダンスに関するMSC.1/Circ.1601を改訂、
- .4 ギニア湾地域での海賊行為及び船舶に対する武装強盗に対抗するための協力メカニズム構築の必要性に関する協議、
- .5 海賊容疑者を逮捕・起訴するための域内、国際的な取組みの状態についての最新情報を提供、
- .6 利用可能な保護解決策の選択肢と、その影響についての検討、
- .7 現状報告、対応の調整、情報共有の仕組みを最適化するために、海賊・武装強盗事件に関して過小報告がなされる理由を特定。

海賊・武装強盗事件の報告の検証

10.21 委員会は、MSC95にて、海賊及び船舶に対する武装強盗の予防及び抑止のための政府への勧告 (MSC.1/Circ.1333/Rev.1) を承認する前に、事件を立証する件について協議したこと、旗国、沿岸諸国の事務作業が増えることを考慮した上で、制度の実用性と、GISISの海賊・武装強盗モジュールの目的に対する有用性に関する懸念をもとに、確認制度の設立を支持しなかったこと、かわりに、事件のさらなる詳細な情報の提供、あるいは、不正確な点の修正などのために、IMO専用の国内窓口を設置することで合意したことを想起した。委員会は、さらに、本会議も含め(10.2.2項参照)、繰り返し、加盟国に国内窓口を設置するよう奨励してきたが、多くの国は、まだ設置していないことを想起した。委員会は、加盟174か国のうち、58か国が国内窓口の情報をGISISの連絡窓口モジュールに提出したと述べた。

10.22 委員会は、GISISモジュールに記録された同地域での海賊行為及び船舶に対する武装強盗事件に関する調査の結果の分析を示し、委員会に、GISIS統計の一貫性を損なわないよう、沿岸諸国による情報、特に、乗組員への肉体的暴力を伴わなかった事件の情報について事前確認を実施するよう要請する文書MSC 102/10/4(アルゼンチン他)を、検討した。

10.23 続く協議の中で、以下の見解が表明された。

- .1 報告が、まず、沿岸諸国によって分析、承認されなければいけないとすると、その過程は、船員の命がかかっている緊急措置の要請の実行を妨げる可能性がある。
- .2 事件の報告と、事件への対応を混同してはならず、海事業界は、関係沿岸国と協議することなく、一方的に、IMOに報告すべきではない。
- .3 すでに、事件の過小報告が問題になっている中、確認の仕組みを導入することは、事務作業を増やし、報告数を減らすことになる。
- .4 データの質が最高であることは重要だが、GISISでの事故報告に、どのように確認の要素を加えるかなど、情報の質の持つ実質的な意味を慎重に検討する必要がある。
- .5 当該文書は、新しい作業の導入、あるいは、作業の遅延を生じさせることを意図しておらず、正確な事件報告を支援することを意図している。

10.24 協議の後、委員会は、正確な報告の重要性に着目するよう導いてくれた協賛者に謝意を示し、以下を行った。

- .1 海上での海賊及び武装強盗による攻撃に関する正確な情報と統計の照合、評価、および、周知が、脅威に対抗するうえで重要であることに対する合意、
- .2 委員会は既に本議題に関し、加盟国に事故を継続的に事務局に報告するよう要請していること、さらに、加盟国に対して、海賊行為と武装強盗に関する情報を伝達するため、国内連絡窓口を設置し、これを利用するよう要請した(10.2項参照)ことへの言及、
- .3 関係加盟国が異議を唱える、不正確であると判断する事件が増加した場合、GISISモジュールで作られた編集済み統計に関して、異論が唱えられた事件を容易に特定できるよう、事務局がGISISモジュールの改訂を検討できることへの言及、
- .4 事務局に対してこの件について調査し、文書MSC 102/10/4と総会でのコメントを考慮しつつ、調査結果を委員会の次回会議で報告するよう要請。

海賊行為に関する作業部会の報告

10.25 作業部会の報告(MSC 103/WP.9)を検討したうえで、委員会は、基本的に報告書を承認し、以下に記載する措置を講じた。

10.26 委員会は、以下を行った。

- .1 附属書9に示した、ギニア湾における海賊行為及び船舶に対する推奨行動に関する決議MSC.489(103)を採択、
- .2 ギニア湾における海賊行為、船舶に対する武装強盗及び非合法的な海上での行為の予防と抑止(MSC 103/WP.9の附属書2)に関する以前の決議A 1069(28)を更新する総会決議案作成の進展を確認し、A32に提出して採択されることを目指して、作業部会が強調した未決の件に言及しつつ、MSC104での採択に向け決議案作成を完了することに合意、(MSC 103/WP.9の4.1から4.5項まで)

- .3 文書MSC 102/10/6で指摘されている通り、改訂業界海賊対策指針に関するMSC.1/Circ.1601の附属書3をBMP西アフリカガイダンスに置き換えることで改正し、MSC.1/Circ.1601/Rev.1として配布することを事務局に要請、
- .4 ギニア湾内の海賊行為、および、船舶に対する武装強盗に対抗するための協力メカニズムと、ナイジェリアとICCが提唱した国際枠組みの必要性についての部会の協議に言及、
- .5 海賊の容疑者を逮捕・起訴するための域内、および、国際的取組みの現状に関する部会協議の中で提供された最新情報についての言及、及び今後も情報更新を続けるよう奨励したことについての言及、
- .6 既存の保護策の選択肢とその影響に関する議会協議に言及、
- .7 既存の事故報告、対応調整、情報共有の仕組みの最適化のため、部会より指摘された海賊行為・武装強盗の過小報告の理由、および、この件について次回会議で協議すべきという勧告に言及。

10.27 事件の過小報告の問題(10.26.7項参照)に関し、委員会はReCAAP-ISCのオブザーバーの声明に言及した。このバングラデシュ代表団に支持された声明の中で、オブザーバーは、MSC.1/Circ.1333/Rev.1およびMSC.1/Circ.1334に書かれたIMOの事故報告ガイダンスの見直しを、それらサーキュラーの改訂が、他地域の統治機構に影響を与える可能性があることを理由に支持しない、今後の見直しには、明確な業務指示書が必要で、MSC101では、長い協議の末、見直しの実施に合意しなかったことに留意しなければならない、報告に関する手続きの地域差を維持することは、アジアでは大成功だったことが証明されている沿岸諸国の事故報告と事故対応との緊密な連携を確保するために必要であると述べた。声明の全文は附属書16に記載されている。

10.28 特定された過少報告の理由の中に、「船舶に対する武装強盗」の定義の共通認識がないことがあり、それゆえに、今後の協議は、この件に関し上述の2つのサーキュラーを改正することを意味するものとなる可能性はあるが、要請された行動の重要な目的は、次回の会議で十分に詳細な検討を行うことである(10.26.7項参照)という見解が表明された。この見解に対し、国連安全保障理事会と国連総会が使う「船舶に対する武装強盗」の定義は、いくつかの国連の主要な機関だけではなく、UNCLOSの適用にも関わっており、それゆえに、この用語は、IMOが単独で定義できるものではないという見解が表明された。

11 危険な海上混合移民

11.1 委員会は、この議題項目の検討をMSC104に先送りした。

12 総合安全評価(FSA)

12.1 委員会は、この議題項目の検討をMSC104に先送りした。

13 人的因子、訓練及び当直

HTW7から派生した緊急の事案

13.1 文書MSC 103/13(事務局)に概説されているように、委員会は、人的因子、訓練及び当直に関する第7回小委員会(HTW)から派生した緊急の事案(HTW 7/16)を検討し、下記に示す措置

を講じた。

人的因子に関する戦略的方向性

13.2 人的因子が包含する多彩な分野と、特に、進行中のコロナ禍でのその妥当性、さらに、C/ES.32ですでに、この件に関する文書C/ES.32/4/13(スペイン)をすでに検討したことを考慮して、委員会は、C 125に、できるだけ早く、現行のIMOの戦略計画に人的因子に関する固有の戦略的方向性を含めるよう要請することに合意した。

新型コロナウイルス研修と資格認定に関するレスポンスグループ

13.3 委員会は、新型コロナウイルス研修と資格認定に関するレスポンスグループの設置と、この件に関する活動を促進するためにグループの報告書をMSC104に提出することを承認した。(HTW 7/16、4.10から 4.12項)

極圏の海洋で操業する全長24m以上の漁船用のガイドライン案

13.4 委員会は、極圏の海洋で操業する全長24m以上の漁船用のガイドライン案を承認する際、HTW小委員会が提案した11.5項の変更を考慮に入れた。(15.2項参照)

港湾でのOPSサービスの安全な提供のための暫定ガイドライン案

13.5 委員会は、HTW7が、国際航海に出る船舶に対し、港湾で行う陸上電力供給サービス(OPS)の安全な提供のための暫定ガイドライン案を承認する前に、人員、訓練、および、習熟に関する規定を網羅的、かつ、詳細に検討する必要があることを認識したうえで、これら規定の検討をHTW8に先送りしたことに言及した。(16.2、16.3項参照)

STCW規則に従った事務局長の報告

STCW規則I/7に従った事務局長の報告

13.6 委員会は、情報の初期伝達に関する報告に関して、本会合で議論できるようなSTCW規則I/7第2項に則した報告はまだ完成していないことに言及した。

STCW規則I/8に従った事務局長の報告

13.7 委員会は、文書MSC 103/WP.3およびAdd.1に記載されたバーレーン、ガーナ、ギリシャ、ホンジュラス、ペルー、韓国、セイシエルの報告書を検討し、以下を確認した。

- .1 バーレーン、ガーナ、ギリシャ、ペルー、韓国、セイシエル各国が提供した情報により、これらの国がSTCW条約の規定を継続的に、十分、かつ、完全に実施してきたこと、
- .2 ホンジュラスの提供した情報とそのトレ-サビリティ(情報源追跡可能性)では、運用レベルと管理レベルでのSTCW条約規定順守の検証をするには不十分なことから、同国がSTCW条約の規定を支援レベルのみ継続的に実施してきたこと、

その上で委員会はMSC.1/Circ.1164/Rev.23を使ってその後の報告について情報の更新をするよう、事務局に要請した。

13.8 委員会は、さらに、STCW条約締結国に、SCTWコードのA-I/7、I/8条に従い、追加報告書

を提出することを奨励した。

有資格者の承認

13.9 委員会は、有資格者リストに加えることができる、あるいは、加えることを推薦する専門家、および、リストから除く有資格者に関し、**STCW**条約締結国が提供した情報を含む文書**MSC 103/13/1**および**Add.1**(事務局)を検討した。

13.10 協議の後、委員会は、以下を行った。

- .1 **STCW**コードの**A-1/7**条(**MSC.1/Circ.797/Rev.34**)に従い、事務局長が管理している有資格者リストに締結国**2**か国が推薦した**4**人の有資格者を加え、これらの情報を更新することを承認し、**MSC.1/Circ.797/Rev.35**をより改訂したリストを発行するよう事務局に要請、
- .2 締結国**1**か国により、リストから有資格者が除かれたことに言及、
- .3 最新版リストには有資格者として活動でき、容易に連絡できる者のみが記載されていることを保証するため、リストに修正(除外、追加、住所変更など)が必要な場合は事務局に通知するよう**STCW**条約締結国に要請、
- .4 有資格者を推薦した**STCW**条約締結国に謝意を示した上で、**STCW**条約の規定の効果的実施を保証するために、追加の推薦書を提出するよう全締結国に奨励。

船員に係る問題及び人的因子に関するILO/IMO合同作業部会

13.11 委員会は、**MSC102**にて、船員に係る問題及び人的因子を特定し対処するための**ILO/IMO**合同作業部会の設置に関する文書**MSC 102/13/2** (事務局)の検討が、**LEG107**の結果が出るまで、先送りされたことを想起した。

13.12 これに関連して、委員会は、**LEG107**がこの問題を検討し(**LEG 107/14/3**)、以下を行ったと言及した。

- .1 緊急の課題として、**ILO**の部門別会議が推奨したように、船員に係る問題及び人的因子を特定し、対処するための**ILO/IMO**三者作業部会の設立を許可するよう(設置には**2021**年**11**月開かれる**ILO**の理事会の賛成が必要)、**ILO**の**MLC 2006**の特別三者構成委員会(**STC**)に要請することに合意、
- .2 文書**MSC 102/13/2**(事務局)を検討する際、理事会に同様の要請をするよう委員会に要請。

13.13 委員会は、**MLC2006**の**STC**が、**2021**年**4**月**19**日から**23**日まで、リモートで開催した**4**回目の会議で、以下を行ったことにも言及した。

- .1 **LEG107**の合意に従い**IMO**事務局が提出した、上記部会の設置を要請する文書を検討、
- .2 **IMO**の提案を支持する合意に基づき、**STC**の事務局員と緊密な協議を持ちつつ、事務局員の全般的指導のもと、部会の設置を、詳細な業務指示書とともに**ILO**理

事会に推奨する決議案を、IMO事務局と連絡を取り合って作成するようILOの事務局に要請、

- .3 例外的な意思決定方法として、ILO事務局とIMO事務局で本決議案が最終決定され、STC役員の全会一致で承認された後、STCメンバーに提出し、通信による採択を求めることに合意、
- .4 通信により採択された場合、必要に応じ、本決議を第343回ILO理事会(2021年11月)、もしくは、第344回ILO理事会(2022年3月)にて検討、協議のため提出することに合意。

13.14 これに関し、委員会は、ILOの船員の募集・採用、定着、女性船員の機会促進部門会合(2019年2月25日から3月1日まで)で出された提言に基づくILO/IMO合同部会の設置に関する文書MSC 102/13/2(事務局)を検討した。

13.15 続く協議で、委員会は以下の見解に言及した。

- .1 合同三者構成作業部会は、ILOとIMOの両者が関与する分野での活動の相乗効果を高める。
- .2 ILO/IMO合同部会は、期待される業務に対する指示書TORが明瞭で、両組織の加盟国が納得するものであれば、良好に機能する。
- .3 同部会が常設の部会であることを認識し、ILOとIMOの事務局は、部会設立前に具体的な職務内容と、部会の詳細な枠組みについて確実に各委員会から同意を取り付けるべきである。
- .4 部会の設置が、すでにILO、あるいは、IMOの機関により実施されている作業の重複、あるいは、再検討につながってはいけない。
- .5 部会の機能と作業方法は、その設置以前に承認されたものを逸脱するものであってはならない。

13.16 委員会は、事務局が提供した以下の情報にも言及した。

- .1 ILO事務局と協力して作成する上述の決議案は、作業の範囲、職務内容、会合の詳細、および、手順の枠組みなどについて述べるためのものであること、
- .2 STCは、常設のILO/IMO作業部会を設置すること、また、部会の協議対象となる事案の具体的な職務内容については、両組織の関連機関によって承認されなければいけないことに合意した。

13.17 続いて、委員会は、以下を行った。

- .1 ILOのSTCにより採択される予定の決議案に関する動向について、委員会に情報提供するよう事務局に要請すること、
- .2 STC決議で定められている常設部会の職務範囲、およびその他の取り決めの承認を条件に、船員に係る問題と人的因子を特定し、これに対処するための常設ILO/IMO合同作業部会の設置を原則的に承認すること、

- .3 ILOのSTCが採択する決議に規定されている部会の作業方法をIMOの関連委員会が承認することを条件に、原則としてこの決定を承認するようC125に呼びかけること。

14 航行安全、通信及び捜索救助

IAMSARマニュアルの改正

14.1 委員会は、MSC102において、航空捜索救助作業と海上捜索救助作業の調和化に関するICAO/IMO合同作業部会が第27回会議で完成させた、国際航空海上捜索救助手引書(IAMSARマニュアルの)改正案を、事務局が、直接、MSC103に提出し、承認を求めることを認めたことを想起した。(MSC 102/24、16.26項)

14.2 これに関し、委員会は、ICAO/IMO合同作業部会が完成させたIAMSARマニュアルの改正案を、附属書として含む文書MSC 103/14(事務局)を検討し、2022年版のIAMSARマニュアルに改正案を取り入れることにICAOが同意したことを考慮に入れて、IAMSAR マニュアルの改正に関するMSC.1/Circ.1640を承認した。

複数のGMDSS認定移動衛星サービスを使ったMSIおよびSAR関連の情報周知

14.3 委員会は、MSC102で、NCSR 7の報告書を検討し、海上安全情報(MSI)と捜索救助(SAR)に関する情報を、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)で使用する複数の認定移動衛星サービスを使って周知することに関する協議を簡単に検討した上で、MSIとSARの情報提供者への支払い等に関する検討を、MSC103に先送りしたことを想起した。(MSC 102/24、16.8から16.13項まで)

14.4 これに関連し、委員会は以下の文書を検討した。

- .1 複数の認定移動衛星サービスを使ってMSIの周知を図ることに関する費用関連の問題についてのコメントを提示し、費用負担対応に関する協議の選択肢を提示するMSC 102/16/3(IMSO)、
- .2 複数の認定移動衛星サービスにかかる費用関連の問題にコメントし、MSIを周知するMSI提供者の費用負担を軽減することが可能ないくつかの解決策を検討するよう提案するMSC 102/16/4(カナダ他)、
- .3 配信のモニタリングに必要な経費を含む、複数の認定移動衛星サービスを使ってMSIの周知を図ることに関する、さらに、MSI、および、SAR情報の提供者が新たな移動衛星サービスを維持するのに必要な人員、インフラに関する費用関連の問題についてのコメントを提示するMSC 102/16/5(ニュージーランド)、
- .4 この件に関するNCSR 7とMSC 102での検討の背景情報を提示するMSC 103/14/1(事務局)、および、
- .5 費用の上限はあるものの、加盟各国が自らの商船数に基づいて補充することで、MSI周知の責任がある国と、MSI周知の受益国の間での費用分担を可能にする専用基金をIMO主導で設立することに関してコメントを提示し、設立を支持するMSC 103/14/2(フランス)。

14.5 委員会は、配信のモニタリングなど、複数の認定移動衛星サービスを使ったMSIとSAR関連情報の周知に関する問題についてのNCSR 8での協議と決定も考慮した。(MSC 103/WP.13)

14.6 コメントを求める前に、議長は、上述の文書に提示された主な問題、コメント、提案を簡単に説明し、そのなかで、特に、海運業界全体の利益になる認定移動衛星サービスによる迅速な情報提供を保証する上での**MSI**、**SAR**情報提供者（すなわち、**NAVEREA**と**METAREA**の調整担当者と**SAR**サービス提供者）の役割の重要性と、**GMDSS**で利用する新しい移動衛星サービスと認められることに関連する情報提供者の費用負担に対応することの必要性を強調した。議長は、この件は複雑で、委員会が最終決定を下す前に、さらなる情報が必要であることも認め、その情報とは、情報の周知、および、関連の機能にかかる実際の費用、運航警報、気象警報の陸から船への伝達にかかる料金を廃止、あるいは、減免するための選択肢の検討、費用負担を広くとめるために、費用分散のための**IMO**による基金の設立の可能性に関する手続きなどの情報だと述べた。結果として、議長は、費用にかかる問題と、**MSC105**に費用負担の問題に対処する方法の最終勧告を提出することを目指して、会期間に関連の作業を進めるためにコレスポネンスグループを設置することの可能性についてのコメントを求めた。

14.7 続く協議の中で、議長のコメントと、コレスポネンスグループ設置の提案が、おおむね、支持され、この件の委員会レベルでの検討を維持することと、解決法をできるだけ早く見つけることの重要性が強調された。協議の中では、特筆に値する以下の見解が表明された。

- .1 委員会は、**IMO**に認定されたすべての移動サービス提供者に**MSI**および**SAR**情報を提供することを、すべての地域調整者の明確な義務とするかどうかについて検討すべきである。
- .2 すべての裨益加盟国で費用負担を配分するための**IMO**による専用基金の設立は支持するものの、決議**A.707 (17)**の改訂、あるいは、現状の維持など、ほかの解決法の可能性を模索することも支持する。
- .3 新たな移動衛星サービスの認定することにより、加盟国、船主、海運会社、エンドユーザーに新たな費用負担がかかってはいけない。

14.8 **WMO**のオブザーバーは、費用負担の問題が、新しい移動衛星サービスを認定するという委員会の決定に関連しており、それゆえ、この件は、**WMO**もしくは**IHO**の管轄外であり、**IMO**によって解決されるべきであり、さらに、**METAREA**および**NAVAREA**の調整担当者に、この決定に付随する追加費用を支払う責任がないことを明確にすべきであることを強調した。オブザーバーは、費用に関する問題に関する作業を、これ以上遅らせることなく会期間にも進めることを支持しつつ、委員会に、すべての認定移動衛星サービスを使って情報周知をするという必須要件に関する混乱を至急解決するよう推奨した。さらに、**NAVAREA**調整担当者と**METAREA**調整担当者が、**IMO**の高性能グループ呼出し調整パネル、および、関連の**WHO**と**IHO**の組織とともに、議長の提案するコレスポネンスグループのメンバーになることを提案した。

14.9 協議の後、委員会は、以下を行った。

- .1 イリジウムの**SafetyCast**サービスの実施に関し提供された情報に言及した。
- .2 **IMO**が認定した移動衛星サービスによる、安全な航海に必要な予報と**SAR**活動と海で遭難した人の迅速な手助けに必須な情報を提供することが、**GMDSS**の完全性を守るためにもっとも重要であることに合意した。
- .3 世界航行警報業務（**WWNWS**）と世界気象・海象情報・警報サービス（**WWMIWS**）を通じ、**MSI**の発信の責任を持つ加盟国、および、**SAR**関連情報を発信、受信の責任を持つ加盟国に、**IMO**が認定した**GMDSS**移動衛星サービスの実施を進めるよう、および、変化が生じたとき、その変化に応じて、上述の情報を**GMDSS**マスタープランに関する**GISIS**モジュールを使って通報するよう、奨励、

- .4 この件を会期と会期の間に検討し、結果を**MSC105**に報告するためのコレスポネンスグループの設置に合意した。
- .5 **MSI**と**SAR**関連情報の周知に責任があり、費用に関して懸念のある加盟国に、情報の周知にかかる実際の費用の推定値など、費用関連の問題に関する詳細な情報を、直接、部会に提出するよう呼びかけた。
- .6 英国と米国に、インマルサットとイリジウムと協力して(遭難警報と同じように)航行警報、気象警報の陸上から船舶への通信料を廃止、あるいは、軽減することの実行可能性についてコレスポネンスグループに助言し、費用の問題への可能な対処法について、それぞれの見解を共有するよう呼びかけた。
- .7 事務局に、基金の設立の可能性に関連した手続き上の情報など、部会設立に関連する情報をすべて、適宜、直接、コレスポネンスグループに提出するよう要請した。

コレスポネンスグループの設立

14.10 委員会は、オーストラリア代表団の調整の下²、**MSI**と**SAR**関連情報の発信に関するコレスポネンスグループを設置し、今会期での決定、コメント、提案、そのほか、直接、部会に提出された情報を考慮して、以下を行うよう指示した。

- .1 **MSI**、**SAR**情報の提供者による情報発信サービスを行っている認定移動衛星サービスの中で受信できるものをすべて使用することを義務化することを検討し、適宜、委員会に助言すること、
- .2 複数の**GMDSS**移動衛星サービスからの情報発信にかかる**MSI**、**SAR**情報の提供者の費用関連の問題に対処する方法の選択肢を検討し、各選択肢の長所・短所の分析結果を提示し、実施計画など、委員会による検討の進め方を、適宜、提案すること、
- .3 **MSC105**での検討のため報告書を提出すること。

14.11 委員会は、認定移動衛星サービス提供者、**NAVAREA**調整担当者、**METAREA**調整担当者、**SAR**に係る当局、加盟国、および、**WMO**、**IHO**など関連の国際機関の専門家に対して、積極的にコレスポネンスグループの審議に参加し、すべての関係者にとって満足のいく問題解決を図るよう呼びかけた。

14.12 現在の状況を考慮し、会期中にできるだけ多くの進展を図るため、委員会は、通信による作業を補完するものとして、特に複雑な問題の検討を容易にするため、コレスポネンスグループの調整担当者が、必要に応じて、仮想会議を招集する柔軟性を持つべきであることに合意した。

² 調整担当者

スチュアート・シェパード (Stuart Shepard) 氏
システム保安／政策・規制 (Systems Safety | Policy and Regulation)
オーストラリア海上保安庁 (Australian Maritime Safety Authority)
82 Northbourne Avenue, Braddon ACT, 2612
Australia
Tel: +61 2 6279 5703
Email: stuart.shepard@amsa.gov.au

15 船舶の設計及び建造

背景

15.1 委員会は、第7回船舶の設計・建造小委員会(SDC)会合の報告を、委員会の最終会期で検討したが、極海域を航行する漁船及び遊覧ヨットのためのガイドライン案の検討を、HTW 7からの参考情報の提供があるまで、中断したことを想起した。

極海域を航行するSOLAS条約が適用されない(非SOLAS)船舶の安全措置

極海域を航行する漁船の安全措置のガイドライン

15.2 ガイドライン案の11.5項に関するHTW 7からの参考情報(SDC 7/16附属書3)について報告する文書MSC 103/15/1(事務局)の関連の箇所を検討したうえで(13.4項参照)、委員会は、HTW 7が提案した変更に合意し、極海域を航行する全長24m以上の漁船の安全対策のガイドラインに関するMSC.1/Circ.1641を承認した。

15.3 FOEIのオブザーバーは、ガイドラインの承認を歓迎する声明を出した。声明の全文は附属書16に記載されている。

極海域を航行する遊覧ヨットのためのガイドライン

15.4 委員会は、極海域を航行する総重量300トン以上で、貿易に従事していない遊覧ヨットのためのガイドラインに関するMSC.1/Circ.1642を承認した。

海事産業従事者の輸送に関する会期間作業部会の報告

15.5 委員会は、文書103/15/1(事務局)に報告された、2021年3月8日から12日までリモートで開催された海事産業従事者(IP)の輸送に関する会期間作業部会の結果に関する情報に言及した。特に、委員会は、部会が、SOLAS条約第XV章の草案と、60名以下の海事産業従事者を輸送する高速艇に対する規定を含むIPコード案、海事産業従事者安全証明書の書式のひな型を完成させたことに言及し、暫定勧告(決議MSC.418(97))に基づき航行を許可された船舶に対する免除規定に同意し、部会の結果を、SDC 8で詳細に検討することに合意した。

15.6 委員会はまた、部会の進捗を受けて、SDC 8で作業が完了し、新しいSOLAS条約第XV章の草案およびIPコード案がMSC 105に提出され、最終的に採択、承認される見通しであるため、会期間コレスポンスグループを設置する必要はないと言及した。

16 船舶設備

SSE 7、HTW 7およびMSC 102の成果

16.1 文書MSC 103/16(事務局)に記されたSSE 7、HTW 7およびMSC 102の成果に関し、委員会は、以下を検討した。

- .1 港湾での国際航路に従事する船舶への陸上電力供給(OPS)サービス提供の安全な運用に関する暫定ガイドライン案、(SSE 7/21附属書6)

- .2 固定式二酸化炭素消火装置の保守点検に関するガイドライン(MSC.1/Circ.1318)の改定案(MSC 103/16、3と4項)、および、
- .3 議題項目3で協議し、草案作成部会に付託して、完成させたSOLAS条約第III章とLSAコードの改正案の任意早期実施に関するMSCサーキュラー(3.36項参照)。

港湾におけるOPSサービスの安全な運用に関する暫定ガイドライン案

16.2 委員会は、港湾での国際航路に従事する船舶への陸上電力供給(OPS)サービス提供の安全な運用に関する暫定ガイドライン案の人員、訓練、習熟に関する規定に関し、時間的都合上、HTW 7が、これらの規定の検討をHTW 8に先送りしたことに言及した。(13.5項参照)

16.3 この件に関し、委員会はまた、暫定ガイドライン案に対してコメントし、いくつかの変更を提案する文書MSC 103/16/1 (IACS)を検討した。委員会は、HTW 8からのインプットが保留されていること、および、文書MSC 103/16/1のコメントを念頭に置き、HTW 8からのインプットを保留したまま、ガイドライン案を最終化し、承認のためにMSC105に提出することを目指して暫定ガイドライン案とIACSの提案をSSE 8に委ね、「その他の業務」という議題項目の下で検討を続けるよう要請した。

固定式二酸化炭素消火装置に関するガイドラインの改正案

16.4 固定式二酸化炭素消火装置の保守点検に関するガイドラインの改正案(MSC.1/Circ.1318)の検討は、MSC102から今会期まで延期された。その改定案に関し、委員会は、消火・防火施設・設備の保守点検に関する改訂ガイドライン(MSC.1/Circ.1432)との整合性を図るため同ガイドライン案の変更を提案する文書MSC 103/16/2 (英国およびIACS)を検討した。

16.5 文書で提案された変更に合意した上で、委員会は、固定式二酸化炭素消火装置の保守点検に関する改訂ガイドライン(MSC.1/Circ.1318/Rev.1)を承認した。

膨張式救命いかだ用の被覆繊維材料基準に関する記述の修正

16.6 委員会は、SSE 7が、救命設備の試験に係る勧告改訂版(決議MSC.81(70))の中の古い基準ISO/TR 6065をISO 15372:2000に置き換えることを検討する場合、以下のことを行ったと想起した。

- .1 ISO/TR 6065とISO 15372:2000の石油暴露試験の温度の違いが誤植であることを確認したうえで、この置き換えはしないことに合意、
- .2 この誤植を訂正するためISOは改訂版を発行する作業を開始した(SSE 7/21、20.16、20.17項)というISO/TC 8のオブザーバーの発言に言及。

16.7 これに関し、委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 勧告改訂版(決議MSC.81(70))の膨張式救命いかだ、および、静水圧放出装置の幕の材質試験の基準の記述に軽微な修正が必要であることを述べているMSC 103/16/3 (ISO)、および、
- .2 文書MSC 103/16/3で提案された修正案を支持し、C/ES.27により確立した軽微な修正のための手続きにしたがって、IMO規則に記述された基準の改訂を検討する際の新たな手続きを提案するMSC 103/16/4 (中国)。

16.8 提案された修正については、それが軽微であるかどうかSSE8で確認すべきだという見解の

代表団もあったが、ほかの代表団は、古い記述を更新するという変更についてはSSE7で十分に協議されており、それゆえ、軽微な変更と認められているという見解であった。

16.9 協議の後、委員会は、古い記述については誤植を修正した後で改訂すべきだというSSE7での合意(SSE 7/21、20.16項)を想起し、以下を行った。

- .1 C/ES.27の決定(C/ES.27/D、3.2(vi) 項)に従い、軽微な修正であるとして、文書MSC 103/16/3で提案された変更に合意すること。
- .2 事務局に、以下を要請すること。
 - .1 これらの変更を、SOLAS条約第III章とLSAコードの改正から派生する変更を含む改訂勧告の修正に関するMSCの最終決議に盛り込む(3.34項参照)、
 - .2 改訂版標準救命設備評価・試験報告書式(救命船)(MSC.1/Circ.1630)の派生的修正案と、上述の決議MSC.81(70)の修正との整合性を図るための検討がSSE8でできるよう、派生的修正案を含む文書をSSE8に提出する。

IMO規則で言及された基準の改訂手順

16.10 文書MSC 103/16/4に提案された通りIMO規則で言及された基準の改訂手順に関し、以下の見解が表明された。

- .1 その手順は、IMO規則における業界基準に対する言及が、その基準が改訂された際、適切に更新されることを保証するものであり、従って、支持されるべきである。
- .2 IMO規則における業界基準に言及する場合、IMO規則に言及するための用語統一に関する総会決議A.911(22)を、過去に行われたNCSR 8における関連の協議とともに考慮すべきである。
- .3 言及された基準の更新が、軽微な変更の範疇を越える変更につながりうる場合について慎重に考慮し、提案された手順を文章化する方法を明確にすべきである。
- .4 国際標準化機構(ISO)は、基準を調べた経験がIMO機関より多い。関心のある当事者は、ISOの作業に参加すべきである。

16.11 協議の後、文書MSC 103/16/4に提案された手順について、さらに徹底的な審議が必要であるとして、委員会は、この件を第III小委員会に付託し、さらなる検討をすることとし、関心のある加盟国、国際機関に関連提案をIII 8に提出するよう呼びかけた。

17 委員会の作業方法の適用

17.1 委員会は、本議題項目の検討をMSC104に延期した。

18 作業プログラム

新規アウトプットの提案

IGCコードの見直し

18.1 委員会は、液化ガスのばら積み輸送を行う船舶の構造及び設備に関する国際規則(IGCコード)の履行から得られた経験を考慮して、コード要件を明確にするためにコードの見直しを実施するための新規アウトプットに関する提案を行う文書MSC 102/21/1(マーシャル諸島他)を検討した。委員会は、同時にその提案に対しコメントしている文書MSC 102/21/14(ノルウェー)、MSC 102/21/16(日本)、MSC 102/21/20(韓国)についても検討を行った。

18.2 協議の後、見直しの範囲をコードの特定の条項に限定しないということに合意した上で、委員会は、2カ年以降の議題に、協議完了まで2会期を要する「IGCコード見直し」に関するアウトプットを加えることに合意し、CCC小委員会をパートナー機関として指名した。

18.3 委員会はまた、MSC.1/Circ.1481とMSC.1/Circ.1500/Rev.1に従い、以下に合意した。

- .1 策定される改正が、その発効日以降運航を始める、IGCコードが適用されるすべての新船舶に適用されること、
- .2 改正される規則がIGCコードであること、
- .3 策定される改正が、2026年7月1日以前に採択された場合、2028年1月1日から発効すること。

アスベストを含む材料・製品の使用を禁止するMODUコードの規定の改訂

18.4 委員会は、移動式海洋掘削装置の構造物にアスベストを含む材料を使うことを禁止し、それぞれの解釈を展開するSOLAS規則II-1/3-5の規定に合わせるため1979年、1989年、2009年の各MODUコードを改正するよう提案する文書MSC 102/21/2(ロシア連邦)を検討した。

18.5 協議の後、委員会は、2023年を目標完了年として、「船上での保管の制限を含む、アスベストを含む物質の使用を禁止するための1979年、1989年、2009年のMODUコード、および、関連のMSCのサーキュラーの改訂」に関するアウトプットを、SDC小委員会の2カ年(2022-2023年)の議題、および、SDC 8の暫定議題に加えることに同意した。

コンテナ船の防火

18.6 委員会は以下の文書を検討した。

- .1 SOLAS条約とFSSコードを、必要に応じて、改正することを視野に入れ、コンテナ火災を予防するコンテナ船上の防火、火災探知、消火の準備の適切さを評価するための新規アウトプットを提案する102/21/3(マーシャル諸島他)、
- .2 コンテナ船の甲板上、あるいは、その下に収容されたコンテナ貨物火災の早期発見、効果的予防のために規定を強化するSOLAS条約第II-2章の改正を提案するMSC 102/21/7とCorr.1(バハマ他)およびMSC 102/INF.2とMSC 102/INF.3(IUMI)。

18.7 これらの文書は、コンテナ船上の防火に関する類似の問題を扱っているため、委員会は、先述の2つの提案を、その両方に対しコメントしている文書MSC 102/21/24(リベリア他)とともに検討し、以下の見解に言及した。

- .1 文書MSC 102/21/3とMSC 102/21/7の目標は同一であるため、共通のアウトプットを一つ設定し、この件に効果的に対処するため、両文書を一律に検討すべきである。

-
- .2 誤った申告による安全でない貨物の収容が、コンテナ船火災の主な原因なので、現状の消火設備が不適切であることに関する情報、証拠がさらに必要である。
 - .3 **RORO**旅客船の火災安全に既に従事している**SSE**小委員会の仕事量の多さを慎重に検討すべきである。
 - .4 文書**MSC 102/21/7**の17項の先進的なリスクコントロール方法の、科学的、経済的実行可能性を、調査すべきである。
 - .5 関連の規則を改正する前に、分析的方法をとるべきで、リスク防止・軽減を向上させることを優先すべきである。
 - .6 誤った宣言の問題と防火規則の枠組みの不備を、乗組員の安全を向上させることに並行して、協議すべきである。

18.8 協議の後、改正をする際に、特に、包括的なリスクにもとづく取組みと、リスク防止・軽減の向上を優先することの必要性に言及した上で、委員会は、**SSE**小委員会が要請した場合、**SSE**小委員会の要請に応じ、**CCC**小委員会と連携して、**2025**年を目標完了年として、に、「貨物船倉内、貨物甲板上での火災探知と制御に関する**SOLAS**条約第**II-2**章と**FSS**コードの改正の策定」に関するアウトプットを、**SSE**小委員会の**2**カ年(**2022-2023**年)の議題、および、**SSE 8**の暫定議題に加えることに同意した。

18.9 委員会はまた、**MSC.1/Circ.1481**と**MSC.1/Circ.1500/Rev.1**に従い、以下に合意した。

- .1 策定される改正は新造船に適用されること、
- .2 アウトプットは、**SOLAS**条約第**II-2**章の規則と、**FSS**コードの改正のためのものであり、改正は、コンテナ船の甲板上、および、甲板の下に収容されたコンテナ貨物の火災の早期発見と効果的予防に関する規定を強化させるものであること、
- .3 策定される改正は、**2026**年**7**月**1**日以前に採択された場合、**2028**年**1**月**1**日に発効すること。

SOLAS条約の第**V**章の改訂と**VDES**関連の**IMO**の規則の策定

18.10 委員会は、**VHF**データ交換システム(**VDES**)の導入、関連の性能基準とガイドラインの策定、および、関連の**IMO**規則の改訂・改正のための**SOLAS**条約第**V**章の改訂を提案する文書**MSC 102/21/4**、**MSC 103/18**(日本他)を検討した。

18.11 続く協議の中で、発言した代表団は、おおむね、**VDES**の導入に関する準備を進めるという提案を支持し、**4**年のサイクル(**MSC.1/Circ.1481**)に合わせて関連の**SOLAS**条約の改正の準備を進める必要性を認識した。特に、以下の必要性を含む見解が表明された。

- .1 **SOLAS**条約第**IV**章の改訂の準備をこのアウトプットに含めること、
- .2 **SOLAS**条約の改正を承認する前に、関連の性能基準とガイドラインを作成すること。

18.12 協議の後、委員会は、2カ年以降の議題に、協議完了まで2会期を要する「**SOLAS**条約第IV章、第V章の改訂の策定、および、**VHF**データ交換システム(**VDES**)の導入のための性能基準とガイドラインの策定」に関するアウトプットを含めることに同意し、**NCSR**小委員会をパートナー機関として指名した。さらに、上述の**SOLAS**条約の改訂に4年サイクルの規定を適用しないことにも合意した。

18.13 委員会はまた、**MSC.1/Circ.1481**と**MSC.1/Circ.1500/Rev.1**に従い、以下に同意した。

- .1 **SOLAS**条約第IV章、第V章の適用に関する規定を考慮して、策定される改正版が、その発効日以降、国際航路を運航する総重量**300**トン以上のすべての船舶、国際航路を運航しない総重量**500**トン以上の貨物船、大きさに関係なくすべての旅客船に適用されること、
- .2 改正される規則が、**SOLAS**条約第IV章、第V章であり、その改正には、関連する性能基準とガイドラインの策定、および、派生する既存の規則の改訂が含まれること、
- .3 **NCSR**小委員会が、改正の適切な発効日を提案し、早期実施のための適切なガイドライン策定のための選択肢を検討すること。

SOLAS条約の緊急曳航のための準備に関する要件のすべての種類の船舶への適用拡大

18.14 委員会は、自重**20,000**トン以上のタンカーに適用される、**SOLAS**規則II-1/3-4の緊急曳航のための準備に関する要件をあらゆる種類の大型新造船に拡大することを提案する文書**102/21/5**と**Corr.1**(フランス他)を検討した。これに関連して、委員会は、英国海峡内の船舶の大きさの増大に関する情報と、大型コンテナ船と救助タグボートの曳航訓練の概略について述べる文書**MSC 102/INF.4** and **MSC 102/INF.5**(フランス)についても言及した。

18.15 協議の後、委員会は、**2023**年を目標完了年として、「タンカーの緊急曳航設備に関する要件を他の種類の船舶に適用するための**SOLAS**規則II-1/3-4の改正の策定」に関するアウトプットを、**SDC**小委員会の2カ年(**2022-2023**年)の議題、及び、**SDC 8**の暫定議題に含めることに合意した。

18.16 委員会は、さらに、**MSC.1/Circ.1481**と**MSC.1/Circ.1500/Rev.1**に従い、以下に合意した。

- .1 策定される改正は、総重量「**20,000**」トン以上のあらゆる種類の新造船に適用すること(下限総トン数を括弧で協調しているのは、**SDC**小委員会が総トン数について検討を行い、委員会に助言することになっているから)、
- .2 改正される規則は**SOLAS**規則II-1/3-4であること、
- .3 策定される改正は、**2026**年7月1日以前に採択された場合、**2028**年1月1日に発効すること。

NAVDATの性能基準の策定

18.17 委員会は、文書**102/21/6**(ベルギー他)を、文書**102/INF.6**(中国とフランス)とともに、検討した。文書**102/21/6**には、海上安全保障に関する情報を受信するためのデジタル航海データシステム(**NAVDAT**)の性能基準策定のための新規アウトプットが提案されていた。これに関連して、委員会は、文書**MSC 102/21/25**(英国)も検討した。同文書には、基準策定に加えて、**NAVDAT**の調整の仕組みの必要性を評価することと、ソリューションを提案することが提案され、**NAVDAT**のマニユア

ルの策定、NAVDATの導入と既存のMSIのサービスとの関係構築を支援するためのMSIマニュアルの改正、NAVDAT局の設置を反映したGISISのGMDSSマスタープランの更新が提案されていた。委員会は、このアウトプットのもとの作業に、これらの追加項目を加えることに合意した。

18.18 協議の後、委員会は、2カ年以降の議題に、協議完了まで2会期を要する「デジタル航海データシステム (NAVDAT) の性能基準の策定」に関するアウトプットを含めることに同意し、NCSR小委員会をパートナー機関として指名した。

特殊な貨物を輸送する船舶に関する1972年COLREGの改訂

18.19 委員会は、Sanchi号とCF Crystal号の衝突に関する調査報告書に言及し、危険貨物を輸送する船舶に関する1972年COLREGの部分改訂を提案する文書MSC 102/21/8 (イラン・イスラム共和国) を、その提案に関しコメントしている文書102/21/18 (中国)、MSC 102/21/23 (OCIMF) とともに、検討した。

18.20 協議の後、特に、見張りが適切に実施されていなかった事実が事故調査の重大な成果であり、COLREGの規定、特に、規則5は、すでに船舶の種類、大きさにかかわらず適切に見張りを実施することを義務付けており、既存の規制枠組みは十分であったという見解に言及した上で、委員会は、提案されたアウトプットは支持されず、それゆえ、これ以上検討しないと結論付けた。

SOLAS条約第XII章の改正とそれに伴う統一解釈の改訂

18.21 委員会は、SOLAS条約第XII章 (ばら積み貨物船の追加安全対策) の改正と、Stellar Daisy号沈没事故の旗国による海上安全調査で見つかったSOLAS規則XII/4.2とのXII/5.2の齟齬を解消するための、2つの規則の統一解釈の改訂 (MSC/Circ.1178) について提案する文書MSC 102/21/9/Rev.1 (ブラジル他) を検討した。委員会はまた、この提案に関しコメントしている文書MSC 102/21/21 (IACS) も検討した。

18.22 続く協議の中で、SOLAS条約第XII章とMSC/Circ.1178の見直しを、おおむね支持しつつ、既存のばら積み貨物船の強度と安定性に関する要件があることに加え、水位検知器に関する要件を作成する前に、この問題を徹底的に分析する必要があるため、見直し作業を開始するのは早すぎると認識している代表団があった。

18.23 協議の後、委員会は、表明されたコメントを考慮に入れ、委員会の議題項目「その他の業務」のもとで両文書を検討し、委員会に今後の方針に関する勧告を報告するよう、SDC小委員会に指示した。

2011年ESPコードの改正

18.24 委員会は、Stellar Daisy号沈没事故の旗国による海上安全調査で見つかった安全上の問題に対処するために、2011年 ばら積み貨物船及び油タンカーの検査強化に関する国際コード (2011 ESPコード) の改正が提案されている文書MSC 102/21/10 (ブラジル他) を検討した。委員会は、この提案に関しコメントしている文書MSC 102/21/17 (IACS) も検討した。

18.25 文書MSC 102/21/10に提起された問題を検討することに広く支持が得られたこと、および、IACSのコメントが支持されたことを確認したうえで、すべてのばら積み貨物船のバラスタックとボイドスペースの調査要件を加えることを正当化する証拠がないことが認識されたことに言及した上で、委員会は、両文書を考慮に入れ、既存の継続中のアウトプット「ESPコードの改正」の課題として本件を検討するよう、SDC小委員会に指示した。

18.26 委員会はまた、MSC.1/Circ.1481とMSC.1/Circ.1500/Rev.1に従い、以下に合意した。

- .1 SDC小委員会が、バラスタタンクとボイドスペースの照査に関する問題に対処するため、提出された2011ESPコード改正の提案を詳細に検討し、適用の要件について委員会に助言すること、
- .2 改正される規則が2011ESPコードであること、
- .3 作成される改正が、既存のアウトプットの下で策定中のほかの改正と同時に発効すべきこと。

2010年FTPコードの改正

18.27 委員会は、コードの統一解釈と最新のISOの火災試験基準も考慮に入れ、新しい防火装置・資材の使用を許可するための2010年火災試験方法の適用に関する国際コード(2010FTPコード)の改訂に関する新規アウトプットを提案する文書MSC 102/21/11(オーストリア他)を検討した。

18.28 協議の後、委員会は、2カ年以降の議題に、協議完了まで3会期を要する「新しい防火装置・資材の使用を許可するための2010年火災試験方法の適用に関する国際コードの改訂」に関するアウトプットを加えることに合意し、SSE小委員会をパートナー機関として指名した。

18.29 委員会はまた、MSC.1/Circ.1481とMSC.1/Circ.1500/Rev.1に従い、以下に合意した。

- .1 策定される改正が、2010年FTPコードの適用を受けるすべての新造船に適用されること、
- .2 改正される規則が、2010年FTPコードであること、
- .3 策定される改正は、2026年7月1日以前に採択された場合、2028年1月1日に発効すること。

安全な帰港に関連するSOLAS条約の規定の適用ガイダンスの見直し

18.30 委員会は、火災、浸水事故後の旅客船の運行システムの能力の評価のための暫定注釈(MSC.1/Circ.1369)と関連のサーキュラーの改訂のための新たなアウトプットを提案する文書MSC 102/21/12(バハマ他)を検討した。委員会は、この提案へのコメントを記載した文書MSC 102/21/22(CLIA)についても検討を行った。

18.31 協議の後、委員会は、2カ年以降の議題に、協議完了まで2会期を要する「火災、浸水事故後の旅客船の運行システムの能力の評価のための暫定注釈(MSC.1/Circ.1369)と関連のサーキュラーの改訂」に関するアウトプットを含めることに合意し、SDC小委員会の要請に応じて、SSE小委員会およびHTW小委員会と連携するSDC小委員会を調整機関に指名した。

海上でのコンテナ紛失

18.32 委員会は、海上で紛失したコンテナの検出、報告、位置の特定、追跡、回収を容易にする措置の開発を提案した文書102/21/13(バヌアツ)を、その提案に対しコメントしている文書MSC 102/21/19(オーストリア他)とともに検討した。

18.33 続く協議で、発言をした代表団は、この提案の重要性と緊急性を支持した。2021年9月に予定されていたCCC 7の時期に言及した上で、委員会は、CCC小委員会の検討が、2022-2023の2カ年に始まることを認識した。オランダ代表団は、最近ますます増加しているコンテナ紛失関連事件について、IMOの策定した要件と基準が、この10年間の、コンテナ船の規模の無制限な拡大に対応できているのかどうかについて包括的な協議を行うことが適切であるという見解を述べた。WSCのオブザーバーは、附属書16に記載している通り、この件について発言した。

18.34 協議の後、委員会は、2カ年以降の議題に、協議完了まで2会期を要する「コンテナの位置の特定、追跡、回収を向上させる、海上で紛失したコンテナの検出、報告義務に関する措置の策定」に関するアウトプットを含めることに合意し、必要に応じてNCSR小委員会とも連携するCCC小委員会を調整機関に指名した。

III小委員会が提案した新規アウトプット

PSC要員のための新人訓練マニュアル

18.35 委員会は、定期的に更新され、任意に使用される、PSC新入職員のための訓練マニュアルを作成するためIII 6(III6/15、附属書5)で作成された新規アウトプットに関する提案を検討した。

18.36 協議の後、委員会は、MEPCの同意決定を条件に、完了の目標年次を2023年として、「PSC新入職員のための訓練マニュアルの作成」に関するアウトプットを、III小委員会の2カ年(2022-2023年)議題、及びIII 8の暫定議題に加えることで合意した。

加盟国による第IIIコードの実施を支援するIMSASガイダンス

18.37 委員会は、第IIIコードを実施する加盟国を支援する加盟国監査制度(IMSAS)に関するガイダンスを策定するため、III 6(III6/15、附属書7)で作成された新規アウトプットの提案を検討した。

18.38 協議の後、委員会は、MEPCの同意決定を条件に、完了の目標年次を2023年として、「加盟国の第IIIコード実施を支援するためのIMSASに関するガイダンスの策定」に関するアウトプットをIII小委員会の2カ年(2022-2023年)議題、及びIII 8の暫定議題に加えることで合意した。

新規アウトプットの是認

18.39 IMOの戦略的計画の適用に関する総会決議A.1111(30)に従い、委員会は、理事会に新規アウトプットに関する合意を承諾するよう呼びかけた。

18.40 新規アウトプット提案の検討に続き、委員会は、CCC小委員会の議長が、小委員会において作業部会の会議時間を増やすことを継続的に協議していることに関する声明に言及し、この件に関して、2つの選択肢の提案を含む文書CCC 7/12(CCC小委員会議長)が、CCC 7に提出され、関心のある加盟国、国際機関に、2021年6月11日の提出期限までに同文書に対するコメントを文書で提出するよう呼びかけたことに言及した。

小委員会の2カ年の議題と小委員会の次回会期のための暫定議題

18.41 MSC 102で、すでにCCC、HTW、III、NCSR小委員会の2カ年の議題と暫定議題を承認していることを考慮して、時間的都合上、委員会は、SDC小委員会とSSE小委員会の2カ年の議題と、おのおのの次回会期の暫定議題だけを検討した。

SDC小委員会の2カ年の議題とSDC 8の暫定議題

18.42 委員会は、3つの新規、あるいは、名称を変更したアウトプット、すなわち、

- .1 「船上での保管の制限を含む、アスベストを含む物質の使用を禁止するための1979年、1989年、2009年のMODUコード、および、関連のMSCサーキュラーの改訂」
- .2 「タンカーの緊急曳航設備に関する要件を他の種類の船舶に適用するためのSOLAS規則II-1/3-4の改正の策定」
- .3 「ばら積み貨物船及びばら積み貨物船以外のシングルホールド貨物船の水位検知器の性能基準(決議MSC.188(79))の改正」

に関するアウトプットを、SDC小委員会の2カ年(2022-2023年)の議題と、SDC 8の暫定議題に加えるという以前の決定を想起して、附属書10と11にそれぞれ記載した同小委員会の2カ年の議題と、SDC 8の暫定議題を承認した。

SSE小委員会の2年間の議題とSSE 8の暫定議題

18.43 委員会は、「コンテナ船の貨物船倉内、貨物甲板上での火災探知と制御に関するSOLAS条約第II-2章とFSSコードの改正の策定」に関する新規アウトプットを、SSE小委員会の2カ年(2022-2023年)の議題と、SSE 8の暫定議題に加えるという以前の決定を想起して、附属書10と附属書11にそれぞれ記載した同小委員会の2カ年の議題と、SDC 8の暫定議題を承認した。

2年間の状況報告書と委員会の2年の会期以降の議題

18.44 不必要な作業の重複を防ぐため、通常通り、会期終了後にアウトプットの状況と、更新した2年の会期以降の議題を記した文書を、本報告書の附属書として作成することを想起した上で、委員会は、附属書12と13にそれぞれ記載した、2カ年(2022-2023年)のアウトプットの状況と2カ年以降の議題の報告書に言及するよう、理事会に呼びかけた。

会期間の会合

18.45 開催することをMSC 102で承認された会期間会合(MSC 102/4の22.11から21.23項まで)に加え、委員会は、理事会の承認を受けることを条件に、IMSBCコードに関するE&T部会の第36回会合を2022年前半に開催することを承認した。

MSC 104とMSC 105の議題に加える重要項目

18.46 文書MSC 103/WP.6にある提案を検討した上で、委員会はその第104回、第105回会議の議題に、附属書14に記載した重要な項目を加えることに合意した。

MSC 104での作業部会、草案作成部会の設置

18.47 委員会は、各種議題において採択された決定に基づき、MSC 104において、以下に関する作業部会、草案作成部会を設置することに合意した。

- .1 海賊行為

.2 国内連絡船の安全

.3 強制規則の改正

次回2会期の期間と日程

18.48 委員会は、MSC 104が、2021年10月4日から8日まで開かれる予定だったこと、2022年前半に開かれる予定だったMSC 105の日程が、まだ決まっていないことに言及した。

18.49 委員会は、2022年の会議がどのような形態(対面、遠隔、あるいは、両方の混合)で開催されるかが不確定なので、会議の暫定プログラム草案がまだ手元にないこと、2022年の会合の日程が、2021年7月のC 125の直後に公表される予定であることに言及した。

19 2021年の議長及び副議長の選出

19.1 委員会の手続き規則に従い、委員会は、全会一致で、会期の冒頭に、メイテ・メディナ(Mayte Medina)氏(米国)を2021年の議長に、テオフィロス・モザス(Theofilos Mozas)氏(ギリシャ)を副議長に選出した。

19.2 この件に関し、委員会は、メディナ氏が委員会の議長に選出されたことにより、HTW小委員会の委員長を辞任したことに言及した。

謝意の表明

19.3 委員会は、ブラッド・グローブス(Brad Groves)氏(オーストラリア)とホアン・カルロス・クビシノ(Juan Carlos Cubisino)氏(アルゼンチン)の、過去5年間の議長、副議長として、それぞれが行った素晴らしい仕事に対し、心からの謝意と称賛を表明した。

20 その他の業務

20.1 委員会は、MSC 102で、本議題項目においてコロナ禍が安全関連事項へ与えた影響に関する文書のみを検討し、残りの文書の検討はすべて本会期に延期したことを想起した。(MSC 102/24、1.13、22.1項)

新型コロナウイルス関連事項

一般的事項

20.2 委員会は、事務局より口頭で告げられた、船員の「キーワーカー」指定の現状と、コロナ禍の最新状況、特に、以下について言及した。

- .1 2021年5月10日現在、58の加盟国と2つの準加盟国が、IMOに対し、船員を「キーワーカー」に指定したと報告し(サーキュラーレターNo.4204/Add.35/Rev.6)、認定していない政府に対し、船員へのワクチン接種を優先するなど、この認定の持つ重要性を考慮して、船員を「キーワーカー」に指定するよう促したこと。
- .2 MSC 102の要請に従い、乗組員の交代と帰国に関する新しいGISISモジュールが開発され、乗組員の交代に便宜を図る港湾とこの件に関する各国の窓口に関する情報を通告、周知するために使用可能であること(2021年4月8日付サーキュラーレターNo.4398)、このモジュールが開発されてから、当該情報の周知のためのMSC.7のサーキュラーレターの発行が中止されたこと。

- .3 MSC 102で合意されたように(MSC 102/24、22.7項)、コロナ禍における船舶乗組員の交代及び移動の安全確保に係る議定書の業界推奨枠組み(MSC.1/Circ.1636)が改訂され、MSC.1/Circ.1636/Rev.1を使って周知されたこと。改訂に際し、世界的なワクチン供給に関連する問題と、船舶の乗組員の交代と効率的な国際貿易の促進のためワクチンが果たす必要不可欠な役割、特に、2021年3月25日付けサーキュラーレターNo.4204/Add.38—すべての国連加盟国に、ワクチン接種により船員をできるだけ早く保護し、船員の国境を越えた安全な移動を促進するため、各国の新型コロナワクチン接種プログラムの中で船員を優先すること促すICAO、ILO、IMO、WHO、IOMの共同声明—を考慮し、MSC.1/Circ.1636/Rev.1を承認したこと。

新型コロナ関連事項に関する進行中の作業

20.3 委員会は、新型コロナ関連のIMOの進行中の作業、特に、関連情報の周知と事務局長の声明、他の国連機関との共同声明について、国連機関と共同のものも含めた規制作業について、規制作業以外の問題での国連、その他の国連機関との協働、海運業界との協働、IMOの船員危機対応チーム(SCAT)などを介して船員に提供された支援、援助について記述されている文書MSC 103/20(事務局)の提供した情報に言及した。

船員の新型コロナワクチン接種

20.4 委員会は、以下の文書を検討した。

- .1 キーワーカーである船員のワクチン接種戦略の原則を提示する決議の策定と採択、各加盟国が実施しているワクチン接種戦略の違いが船員交代の新たな妨げにならないよう、戦略に関する情報交換を行うための強力な手段の確立を提案するMSC 103/20/13(フランス)
- .2 (船員を「キーワーカー」に指定した結果として)自国の港に寄港した船員については国籍を問わずコロナワクチン接種を優先するよう加盟国に要請する決議の採択をIMOに促すMSC 103/20/16(ベトナム)

20.5 委員会は、事務局から口頭で提供された、COVAX³と船員の予防接種の優先順位に関する最新の動向について、特に以下の点に言及した。

- .1 IMOは、コロナ禍が船員に与えた影響、特に、乗組員の交代とワクチン接種に関して与えた影響に対して講じられた対策の分析、開発、実行に、積極的に関与してきた。またこれに関連してIMOは多くの問題の中でも船舶部門を含む貿易と旅行に対するコロナ禍の影響に対処してきた国連新型コロナ感染症危機管理チームとの連携を継続してきたこと。
- .2 国連の枠組みの中の協議がWHO主導で行われ、その中で、船員の役割が重要であることと彼らのおかれた特殊な状況が認知、承認され、そのことがIMO、ICAO、

³ COVAXは、ACT (Access to COVID-19 Tools) アクセレーターワクチンに関する柱で、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI 2017年に将来の感染症流行を阻止するためのワクチン開発のために立ち上げられた世界的な協力事業) とGavi(国際組織—世界の最貧国で暮らす子供たちに、新品の、もしくは、未使用のワクチンへの公平なアクセスの機会を作るという共通の目標をもって公共部門と民間部門が集結したワクチンのための世界同盟)、WHOが共同で主導している。

ILO、IMO、WHO、IOMの共同声明の中で明示されたこと(サーキュラーレター No.4204/Add.38)。

- .3 新型コロナワクチンを全世界に公平に配分することが困難であった状況においては、WHOのSAGEロードマップ⁴に従い、各加盟国のワクチン接種プログラムの中で、船員をキーワーカーとみなして優先することに対する加盟国の支援が特に重要であること。
- .4 加盟国及びその他全ての関係者は、それぞれの計画や取組みを事務局と共有し、経験や教訓を伝え、何よりも、船員をキーワーカーに指定し、各国のワクチン接種プログラムの中で彼らを最優先する必要があることを認めよと呼びかけるIMOの取組みを支持するよう奨励したこと。

20.6 委員会は、事務局が、委員会議長と協議の上、現在も継続している船員交代の危機的状況、船員のワクチン接種を優先させる必要性とその件に関する上述の文書を考慮して、検討と行動を、適宜、促進するために、文書MSC 103/WP.12に記載した船員のコロナワクチン接種を優先させるための奨励行動に関する決議案を作成したことにも言及した。

20.7 これらの事項を検討する中で、委員会は、以下の見解に言及した。

- .1 世界各国のワクチン接種政策は、不均一、複雑、かつ、数が多く、加盟国によって優先される集団が異なる。
- .2 IMOは、情報交換と船員のワクチン接種に対する世界的戦略の策定に重要な役割を果たす必要がある。
- .3 国境を越えて行き来する船員に、ワクチン接種の証明を求めるべきではない。
- .4 船員のワクチン接種に関する決議案は、以下の義務を保持する。

- .1 港湾におけるワクチン接種能力の限界と、船上の船員の健康のために講じられたあらゆる対策の結果を考慮して、船員のワクチン接種を優先させるための現実的で実用的な制度を提示すること、
- .2 ワクチンへのアクセスの現実を認めて、世界中の新型コロナワクチン接種の現状を具体的に描写し、事務総長が、船員のワクチン接種優先に果たした役割の重要性を強調すること、
- .3 ワクチンへのアクセスと、各国のワクチン接種プログラムが進化していることから、採択後も絶えず見直しを続けるべきであること。
- .5 特に、2回接種が必要なワクチンがほとんどであることを考慮に入れ、船員が乗船する前に接種を実施すべきである。
- .6 国籍にかかわらず船員には、自国のワクチン接種プログラムの枠組みで、ワクチン接種することが望ましいが、多くの加盟国ではその能力が不足している。

⁴ WHOの予防接種に関する戦略的諮問委員会。供給制限下での COVID-19 ワクチン優先使用のための WHO SAGE ロードマップ。

- .7 海事分野についてはIMOの調整のもとで、グローバルなワクチン接種戦略と統一された手順を構築することが望ましいが、ワクチン接種は、UNICEFの支援を受けたWHOの責任下で進められており、すでに、WHO SAGEロードマップの一部として、関係者、海事当局の支援を受けて、調整がなされている。
- .8 各加盟国が実施し、IMOが調整している様々なワクチン接種戦略についての情報交換は、乗組員の交代への新たな障害発生の防止と、ワクチンの世界的配分において、最大の重要性を持つが、この情報の流動性は、その信頼性と正確さを維持する意味においては妨げになるかもしれない。

20.8 これに関して、委員会は、附属書16に記載の通りインドネシアとフィリピン代表団の声明に言及した。

20.9 検討の後、委員会は、

- .1 各加盟国が実施しているワクチン接種戦略に関する情報の信頼性と正確さを維持することが難しいことを認めた上で、加盟国に、それぞれの国のワクチン接種プログラムの最新情報と、プログラムに関連する情報を、サーキュラーレターで周知するため事務局に提供するよう呼びかけた。
- .2 船員の優先など、世界的なワクチン接種の調整作業が、WHOのSAGEロードマップの一環として、WHOにより、UNICEFの支援を受けて、実施されていることを認識した。
- .3 船員への新型コロナウイルスワクチン接種を優先するための推奨行動に関する決議MSC.490(103) (附属書15に掲載)を採択した。
- .4 事務局に、A 32による採択を目指し、MSC 104にて検討するため、乗組員の交代、医療へのアクセス、「キーワーカー」指定、ワクチン接種に関する問題を統合する総会決議案を準備し、そのなかで、これらの問題の妥当性をさらに強調するよう要請した。

コロナ禍に対応するための加盟国による合意の提案

20.10 委員会は、乗組員交代危機に対処し、船員の肉体的、精神的福祉に対する負の影響を避け、海上の安全を保証するため、すべての加盟国が、5つの活動(船員を「キーワーカー」に指定すること、指定の状況に関する国際的に認識される証拠書類提出、移動への配慮、隔離施設の設置、ワクチンへのアクセスを含む医療へのアクセスの提供)にコミットし、実行するための合意を作成し、それに署名することを提案した文書MSC 103/20/14(ドミニカ)を検討した。

20.11 提案の検討の中で、委員会はその文書で強調された5つの行動が、すでに、国連、ILO、IMO内部の重要な討論の議題となっていて、以下の決議につながったことに言及した。

- .1 委員会が2020年9月21日に採択したコロナ禍における円滑な船舶乗組員交代、医療へのアクセス、及び船員の移動のための推奨行動に関する決議MSC.473(ES.2)
- .2 2020年12月1日に国連総会が採択した、世界的供給ネットワークを支援するため、コロナ禍により船員が直面することになる課題に対処するための国際協力に関する決議A/75/L.37

- .3 2020年12月8日にILOが採択した海事労働問題とコロナ禍に関する決議—GB.340/Resolution (Rev.2)
- .4 2006年の海事労働に関する条約(2021年4月23日改正)(MLC 2006)の特別三者委員会が採択した、コロナ禍における「MLC 2006」の実施と実際の適用に関する決議と船員の新型コロナウイルスワクチン接種に関する決議、
- .5 本会期で採択した、船員への新型コロナウイルスワクチン接種を優先するための推奨行動に関する決議MSC.490(103)(20.9.3項参照)

20.12 委員会は、この提案が、特に、加盟国が署名した合意が、その性質(強制的か非強制的か)の観点から、IMOの手続きの中で、どのように適合するのかという多くの問題を提起したこと、及びそのような合意の草案の文面が提出されていないことにも言及した。

20.13 検討の後、その文書が提起した事項が、すでにIMO、ILO、WHO、国連総会の決議のなかで対処されていること(20.11項参照)、合意草案の文面が提出されていないこと、合意の使用が問題を引き起こすことを認識して、委員会は、この段階では、この文書に関し行動を起こさないことに合意した。

先送りされた事柄

20.14 時間の制約により、委員会は、文書MSC 102/22、MSC 102/INF.9、MSC 103/20/4およびMSC 102/22/1(事務局)、MSC 103/20/2とMSC 103/20/11(アイスランド他)、MSC 103/20/7(事務局)、MSC 102/22/3(WMO)、MSC 103/20/9(IALA)、MSC 103/20/6(米国)、MSC 102/22/6(ISO)、MSC 103/20/15(IACS)、MSC 103/20/17(ICS他)、MSC 102/22/4(ウクライナ)、MSC 102/22/7(ロシア連邦)、MSC 102/INF.10(日本)、MSC 102/INF.21(ICSとOCIMF)、MSC 103/20/1(ISO)、MSC 103/20/3(IACS)、MSC 103/20/5(フランスとIALA)、MSC 103/20/8(事務局)、MSC 103/20/10(フランス他)、MSC 103/20/12(事務局)、MSC 103/INF.10(モーリシャス)、MSC 103/INF.11(ICS)およびMSC 103/INF.12(オーストリア他)の検討を次会期に先送りした。

21 第103回会議に関する委員会報告の検討

21.1 事務局は、コロナ禍における委員会リモート会議を円滑に進めるための暫定ガイダンス(MSC-LEG-MEPC-TCC-FAL.1/Circ.1)の規定を考慮し、委員会で検討、採択するための今会期の報告書の草稿(MSC 103/WP.1/Rev.1)を作成した。

21.2 2021年5月14日金曜日に開かれたバーチャル会議で、各国代表団は、報告書草案に対してコメントする機会を得、委員会の決定についてさらにコメントしたい代表団は、2021年5月24日の23時59分(協定世界時+1)までに、上述の暫定ガイドラインに規定された方法で、文書にてコメントを送ることとなった。

21.3 上記締め切りまでにコメントを受け取らなかったため、委員会の報告書は、事務局が、議長と協議して、完成させた。今会期は、手続き規則の規則35に従い、2021年5月24日23時59分(協定世界時+1)に終了した。

他のIMO組織に要請した行動

21.4 第125回理事会に以下を要請した。

- .1 第103回海上安全委員会の報告書を検討し、IMO条約第21条(b)に従い、報告書にコメント及び勧告を添えて第32回総会に提出すること、
 - .2 本リモート会議での時間の制約を考慮し、議題項目2、4、7、11、12、17、及び20の一部、並びにこれらの項目それぞれのもとで提出された各文書の検討が、MSC 104に持ち越されたことに言及すること、
 - .3 委員会が1974年SOLAS条約及び関連強制コード、STCW条約、STCWコードの改正を採択し、かつ、2つの任意規則類を承認／採択したこと(第3条、附属書1から7まで)に言及すること、
 - .4 委員会が、自動運航船(MASS)利用の規制面における論点整理を完了したこと(第5条、附属書8)に言及すること、
 - .5 燃料油の使用に関連する船舶の安全性を強化させる追加措置と国内連絡船の安全性を強化させる措置の策定に関する作業の進展(第6条と8条)に言及すること、
 - .6 ギニア湾における海賊行為及び武装強盗に対する推奨行動に関する決議MSC.489(103)の採択ほか、海上保安、海賊行為、船舶に対する武装強盗に関する問題での進展(第9条と10条、附属書9)に言及すること、
 - .7 本会議で報告された小委員会の作業の結果について講じられた措置(第13条から16条まで)に言及すること、
 - .8 現行のIMOの戦略計画に人的因子に関する個別の戦略的方向性をできるだけ早く含めること(13.2項)、
 - .9 ILOのSTCが採択する決議に規定されている通り、IMOの関連委員会が部会の作業方法を承認することを条件に、船員の問題と人的因子を特定し、それに対処するための常設ILO/IMO合同作業部会の設置を、原則として承認する決定を支持すること(3.17.3項)、
 - .10 11の新規アウトプットを承認するという委員会の決定(18.1から18.40項まで)を承認すること、
 - .11 本委員会の2カ年状況報告と2カ年後の議題(18.44項、附属書12と13)に言及すること、
 - .12 2022年の前半にE&T 36の会期間会議を開催すること(18.45項)を承認すること、
 - .13 船員への新型コロナウイルスワクチン接種を優先するための推奨行動に関する決議MSC.490(103)の採択など、コロナ禍が船舶の安全に与えた影響に関する問題に対し決定された事項に言及すること。
- 21.5 第76回海上環境保護委員会会議に以下を要請した。
- .1 委員会が、1988年満載喫水線に関する議定書と貨物船の水密扉に関するIGCコードの改正の提案の採択をMSC 104に持ち越したこと(3.19、3.33項)に言及すること、

-
- .2 委員会間の**MASS**関連の規制作業の調整に関する協議(5.29、5.33項)に言及すること、
 - .3 **MSC**と**MEPC**間の調整に関する燃料油の安全性に関する作業部会の審議(6.22項)に言及すること、
 - .4 「**PSC**要員のための新人訓練マニュアルの策定」と「加盟国の第**III**コード実施を支援するための**IMSAS**に関するガイダンスの策定」に関する2つの新規アウトプットを、**III**小委員会の2カ年(2022-2023年)の議題及び**III 8**の暫定議題とすること(18.35、18.38項)を同時に承認すること。

21.6 第45回簡易化委員会に以下を要請した。

- .1 委員会が、**MASS**に関連して、特に、**MASS**の開発が、**LEG**委員会、**FAL**委員会など、**IMO**の組織だけでなく、さまざまな組織と海運産業で検討されていることから、調和がとれ詳細に定義された用語の策定が必須であるということ(5.24項)に言及すること、
- .2 委員会が、**MASS**関係の規制作業の調整のための**LEG/MSF/FAL**合同作業部会の設置に関し、現段階では時期尚早であるということに合意したこと、またこの合意は、これらの委員会が、おのおのの権限下にある規則等についての規制面における論点整理を完了しておらず、合同作業部会が将来**MASS**に関する作業を行う際には、すべての委員会の今後の作業の優先順位とは別に、共通の潜在的な不備、テーマを特定する必要があることを認識した結果であること(5.32、5.33項)に言及すること、
- .3 同時に、海事部門におけるサイバーリスクマネジメントに関するガイドライン(**MSC-FAL.1/Circ.3**)の4.2項の業界内のガイダンスに、統合された**IACS**のサイバーレジリエンスに関する勧告(勧告166号)を含める更新をした**MSC-FAL.1/Circ.3/Rev.1**を承認すること(9.7項)、
- .4 委員会が、事務局に、**WCO**の乗客フローの促進と管理に関する作業部会の会合に参加し、会合の審議について将来開かれる委員会の会議に報告し、会合の審議の結果を**FAL**委員会に告げるよう要請したこと(9.14項)に言及すること、
- .5 委員会が、加盟国に、船上の民間武装警備員(**PCASP**)に関する港湾・沿岸国の要件に関する情報についての質問票(**MSC-FAL.1/Circ.2**)に記入を完了し、また、その更新を続け、事務局に**marsec@imo.org**を通じて質問票を提出し、**IMO**のウェブサイトに掲示するよう要請したこと(10.2.3項)に言及すること。

21.7 第108回法律委員会に以下を要請した。

- .1 委員会が、**MASS**に関連して、特に、**MASS**の開発が、**LEG**委員会、**FAL**委員会など、**IMO**の組織だけでなく、さまざまな組織と海運産業で検討されていることから、調和がとれ明確な用語法の策定が必須であること(5.24項)に言及すること、
- .2 委員会が、**MASS**関係の規制作業の調整のための**LEG/MSF/FAL**合同作業部会の設置に関し、現段階では時期尚早であるということに合意したこと、またこの合意は、これらの委員会が、おのおのの権限下にある規則等についての規制面における論点整理を完了しておらず、合同作業部会が今後**MASS**に関する作業

を行う際には、すべての委員会から将来の作業の優先順位とは別に、共通の潜在的な不備、テーマを特定する必要があることを認識した結果であること(5.32、5.33項)に言及すること。

21.8 第71回技術協力委員会に対して、国内連絡船の安全性に関する動向と進捗(第8条)に言及するよう要請した。

(本報告書の附属書は文書MSC 103/21/Add.1に記載されている。)

IMO 第 104 回海上安全委員会 (MSC104) 議題

日程：令和 3 年 10 月 4 日（月）～10 月 8 日（金）

場所：IMO 本部（ロンドン/英国）/リモート会議形式

- 議題1. 議題の採択
- 議題2. 他の IMO 構成機関の決定事項
- 議題3. 義務要件の検討と採択
- 議題4. 新規則の実施に関するキャパシティブルディング
- 議題5. 内航フェリーの安全性向上のための施策
- 議題6. 目標指向型基準(GBS)
- 議題7. 海事保安の確保
- 議題8. 海賊及び船舶に対する武装強盗
- 議題9. 海を介した危険な混合移民
- 議題10. 総合安全評価(FSA)
- 議題11. 第 7 回人的因子訓練当直小委員会 (HTW7)からの報告
- 議題12. 第 8 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会 (NCSR8)からの報告
- 議題13. 第 7 回 IMO 規則実施小委員会 (III7)からの報告
- 議題14. 委員会の作業の方法に係る手続きの実施
- 議題15. 新規作業計画
- 議題16. 2022 年の議長及び副議長の選出
- 議題17. その他の事項
- 議題18. 第 104 回海上安全委員会の報告書の検討

作業部会等開催予定

WG1: 議題 8 関連

WG2: 議題 5 関連

D G: 議題 3 関連

同時発表：内閣府

令和3年10月13日
海事局安全政策課**国際海事機関（IMO）第104回海上安全委員会（MSC 104）の開催結果概要**

～我が国独自の衛星測位システム「みちびき」が
船舶で国際的に利用できるシステムに位置付けられました～
（開催期間：令和3年10月4日から8日まで、オンライン会議）

- 我が国独自の衛星測位システム「みちびき」について、船舶で国際的に利用できる衛星航法システム※として、IMOで承認されました。
- また、我が国から提案されていた、アンモニアを燃料とする船舶の国際ガイドライン策定開始に向けた検討は、審議時間の都合により、次回会合に延期されました。

（1）衛星測位システム「みちびき」の承認

これまで、我が国は、独自の衛星測位システム「みちびき」を、船舶で国際的に利用できる衛星航法システム※に位置付ける提案をIMOで行い、審議を重ねてきました。

今次会合では、「みちびき」の性能が衛星航法システムの国際基準に適合することが確認され、船舶での利用に必要なIMOの承認が得られました。

同システムは、外洋のみならず、船舶が輻輳する沿岸航行時等の航行支援のための運用基準に適合する世界初のものです。

今後、我が国関係船舶のみならず、諸外国の船舶にも広く利用されることで、海上輸送の安全性向上が期待されます。

※ 海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき船舶に搭載される衛星測位システムの受信機等で使用される測位システム。IMOにおいて、測位精度等の基準適合を確認し、認証を受ける必要がある。

（2）アンモニア燃料船のガイドライン検討

国際海運からの温室効果ガスの排出削減のため、アンモニアを燃料とする船舶の開発が、我が国を含め世界中で進められています。

今次会合では、我が国より、アンモニア燃料船の普及促進に向けて、国際的な安全ガイドライン策定に向けた検討を開始する提案を行っていました。

提案は重要かつ優先度の高い案件として認識されつつも、審議時間の都合により、採択にかかる審議は次回会合（令和4年（2022年）4月予定）に延期されました。

上記事項の詳細や、その他の審議事項は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 井原、大田、清水
TEL：03-5253-8111（内線 43-562, 43-564, 43-566）
03-5253-8631（直通）
FAX：03-5253-1642



国際海事機関（IMO）第104回海上安全委員会

（MSC 104）の主な結果概要

1. 衛星測位システム「みちびき」の承認

我が国は、2018年5月の第99回IMO海上安全委員会（MSC 99）において、我が国独自の衛星測位システムで高精度な位置情報を提供する「みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）」を国際的に利用される船舶用の衛星航法システム^{（※2）}として位置付けることを提案し、以降、MSC及び傘下の小委員会（NCSR^{（※1）}）において検討が行われてきました。

今次会合では、「みちびき」の性能が船舶用の衛星航法システムとして外洋のみならず、沿岸航行及び入出港時に必要な測位精度や信頼性等の基準^{（※3）}に適合していることが確認され、船舶用の衛星航法システムとして、正式に位置付けられました。

外洋のみならず、船舶が輻輳する沿岸航行時等の航行支援のための運用基準に適合する衛星航法システムはこれが世界初^{（※4）}です。今後、我が国関係船舶のみならず、諸外国の船舶にも広く利用されることで、海上輸送の安全性向上が期待されます。

- ※1 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、捜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会。
- ※2 海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき船舶に搭載される衛星測位システムの受信機等で使用される測位システムは、測位精度等のIMO基準への適合を確認し、IMOによる船舶用の衛星航法システム（WWRNS：World-Wide Radio Navigation System）認証を受けることが必要。
- ※3 基準（IMO総会決議 A.1046(27)）の例
測位精度（外洋航行時誤差100m以内、沿岸航行時誤差10m以内）
信頼性（外洋航行時：システム稼働率99.8%、沿岸航行時：システム稼働時、各15分間で99.97%の連続稼働を追加要求）
- ※4 既存の船舶用の衛星航法システム認証を受けた測位システムであるGPS（米国）、GLONASS（ロシア）、Galileo（欧州）、BeiDou（中国）及び IRNSS（インド）はいずれも外洋航行時の航行支援のための運用基準にのみ適合



出典： <https://qzss.go.jp/>

衛星測位システムとは、衛星からの電波によって位置情報を計算するシステムのことで、米国の GPS がよく知られており、みちびきを日本版 GPS と呼ぶこともあります。4 機以上の衛星で衛星測位は可能ですが、安定した位置情報を得るためには、より多くの衛星が見える必要があります。みちびきは GPS と一体で利用できるため、多くの可視衛星数を確保し、安定した高精度測位を行うことを可能とします。

2. アンモニア燃料船のガイドライン検討

国際海運からの温室効果ガスの排出削減のため、アンモニアを燃料とする船舶の開発が我が国を含め世界中で進められています。

今次会合では、アンモニア燃料船の普及促進に向けて、我が国より、国際的な安全ガイドライン策定に向けた検討を開始する提案を行っていました。

本件に関しては、重要かつ優先度の高い案件であることとして審議計画案に反映されたことに加え、早急に取り組むべきとした日本へ多数の支持が寄せられました。

一方で、新型コロナウイルスの影響によりオンライン会議となったことで時間が限られることを理由に、採択にかかる審議は2022年4月に開催予定の第105回海上安全委員会（MSC 105）へ延期されました。

MSC 105において採択されれば、我が国の提案どおり、2022年秋に開催予定の第8回貨物運送小委員会※（CCC 8）から、具体的な審議が開始されます。

※ 安全及び環境に配慮した個品危険物及びばら積み貨物の運送、ガス燃料船及び液化ガスばら積み船の安全要件の見直し、コンテナの安全に係る事項等について審議を行う小委員会。

3. 自動運航船（MASS）の国際ルール策定に向けた検討

本年5月の第103回IMO海上安全委員会（MSC 103）において、2018年から進められていた自動運航船が既存規制体系に及ぼす影響を分析するための論点整理作業が完了しました。その際、今後の自動運航船に関する検討にあたっては、しっかりとした作業計画・タイムライン等の策定が必要であるとされ、基準作成に向けた作業計画策定、自動運航システムの適用等に関するガイドライン策定等が優先検討事項として特定されていたところです。

我が国等は、これを踏まえて検討を進め、今次会合でゴールベース型の自動運航船の基準作成、リスク評価や性能標準等を含むガイドラインの策定をはじめとする優先検討事項全ての検討に着手すべきとの提案文書を提出しました。その結果、我が国等

による提案に沿った形で今後の検討を進めることが合意され、2022年開催予定のMSC105から検討を開始することとなりました。

我が国は、引き続き、こうしたIMOにおける自動運航船に関する議論を主導し、実用化に向けた環境を整備することで、海難事故の減少や船員労働環境の改善、我が国海事産業の国際競争力強化の実現を図ってまいります。

4. 条約等の改正案の採択

前回会合において承認されていた以下の条約等の改正案が採択されました。

- ・ 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書（LL条約議定書）の改正
- ・ 国際ガスキャリア（IGC）コードの改正

これらは、一部の貨物船、液化ガスばら積み船の水密戸について、従来のスライド式（滑り式）に加え、新たにスイング式（ヒンジ式）の使用を認めるものであり、2024年1月1日発効予定です。

5. 新型コロナウイルス感染症関連

IMO 加盟国に対し、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中で船員が直面する課題に対処するための包括的な行動指針として、

- ・ 船員を「キーワーカー」に指定すること
- ・ 安全かつ円滑な船員交代を促進すること
- ・ 船員の新型コロナワクチン接種を促進すること
- ・ 船員が速やかに医療を受けることができるよう措置すること 等

を推奨する IMO 総会決議案がまとまりました。この決議案は、今年12月に開催予定の第32回IMO総会において採択される見込みです。

以上

海上安全委員会
第104回会議
議題項目数18

MSC 104/18
2021年10月19日
原本: 英語

第104回海上安全委員会報告

目次

セクション	ページ
1 序論 - 議題の採択	5
2 その他のIMO組織の決定	6
3 強制規則の改正の検討及び採択	7
4 新規措置実施のための能力構築(キャパシティ・ビルディング)	12
5 国内連絡船の安全性を向上させる措置	13
6 目標指向型新造船基準	14
7 海上保安強化措置	15
8 海賊行為及び船舶に対する武装強盗	17
9 危険な海上混合移民	23
10 総合安全評価	24
11 人的因子、訓練及び当直維持 (第7回小委員会の報告)	25
12 航行安全、通信及び搜索救助 (第8回小委員会の報告)	29
13 IMO規則の実施 (第7回小委員会の報告)	33
14 委員会の作業方法の適用	35
15 作業プログラム	36
16 2022年の議長及び副議長の選出	41

17	その他の業務	41
18	第104回会合に関する委員会報告の検討 (他のIMO機関に要請した措置を含む)	

附属書リスト

附属書 1	決議MSC.491(104) - 1966年の満載喫水線に関する国際条約に係る1988年の議定書(1988年の満載喫水線議定書)の改正
附属書 2	決議MSC.492(104) - 液化ガスのばら積み輸送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則(IGCコード)の改正
附属書 3	国内連絡船の安全性に関するモデル規則案
附属書 4	国内連絡船の安全性に関する最新の作業計画
附属書 5	ギニア湾における海賊行為、船舶に対する武装強盗、及び、不法海上行為の阻止、抑止に関する総会決議案
附属書 6	SOLAS条約の第II-1章、第III章、第IV章、第V章及び補遺(証明書)の改正案
附属書 7	1988年のSOLAS議定書の改正案
附属書 8	1994年のHSCコードの改正案
附属書 9	2000年のHSCコードの改正案
附属書 10	1983年の特殊目的船の安全に関する規則(1983年のSPSコード)の改正に関するMSC決議案
附属書 11	2008年の特殊目的船の安全に関する規則(2008年のSPSコード)の改正に関するMSC決議案
附属書 12	移動式海洋掘削装置の構造と設備に関する規則(1979年のMODUコード)の改正に関するMSC決議案
附属書 13	1989年の移動式海洋掘削装置の構造と設備に関する規則(1989年のMODUコード)の改正に関するMSC決議案
附属書 14	2009年の移動式海洋掘削装置の構造と設備に関する規則(2009年のMODUコード)の改正に関するMSC決議案
附属書 15	高周波狭帯域直接印刷を使った海上安全情報の配布と調整のための装置の性能基準に関するMSC決議案

-
- 附属書 16 中周波数 (NAVTEX) および高周波数による海上安全情報と捜索救助に関する情報の受信機の性能基準に関するMSC決議案
- 附属書 17 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の無線サービスの提供に関するMSC決議案
- 附属書 18 捜索救助レーダートランスポンダの性能基準に関するMSC決議案
- 附属書 19 音声通信とデジタル選択呼出し用の船舶超短波無線装置の性能基準に関するMSC決議案
- 附属書 20 音声通信、デジタル選択呼出し、海上安全情報と捜索救助に関する情報の受信用の船舶中波、中波/短波無線装置の性能基準に関するMSC決議案
- 附属書 21 直接印刷電信送受信用のインマルサット-C船舶地球局の性能基準に関するMSC決議案
- 附属書 22 遭難警報誤発射回避のためのガイドラインに関するMSC決議案
- 附属書 23 救命船の携帯双方向VHF無線電話装置の性能基準に関するMSC決議案
- 附属書 24 無線通信設備の性能基準(決議MSC.80(70))の改正に関するMSC決議案
- 附属書 25 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) で使われた時の船舶集中通信システムの性能基準に関するMSC決議案
- 附属書 26 SOLAS条約の適用を受けない(非SOLAS)船舶の海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) への参加と非SOLAS船のGMDSSオペレーターに対する教材作成指導に関するMSCサーキュラー案
- 附属書 27 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) において求められる海上安全情報と捜索救助情報受信案内に関するMSCサーキュラー案、
- 附属書 28 決議MSC.493(104) - 船上の簡易航海データ記録装置(S-VDRs)の性能基準(改正決議MSC.163(78))の改正
- 附属書 29 決議MSC.494(104) - 船上の航海データ記録装置(VDRs)の性能基準(決議MSC.333(90))の改正
- 附属書 30 2021年のポートステートコントロールの手順に関する総会決議案
- 附属書 31 2021年の検査と証書の調和システム(HSSC)の下での調査ガイドラインに関する総会決議案
- 附属書 32 IMO規則実施コード(IIIコード)に関する規則下における義務の非網羅的リスト2021年版に関する総会決議案

-
- 附属書 33 行政を代表して行動する公認団体の承認に関するモデル契約書に関するMSC-
MEPC.5サーキュラー案
- 附属書 34 海上安全委員会の2022年-2023年の2カ年間の議題の提案
- 附属書 35 海上安全委員会の2020年-2021年の2カ年状況報告
- 附属書 36 海上安全委員会の2カ年後の議題
- 附属書 37 小委員会の2カ年状況報告
- 附属書 38 小委員会の次回会合の暫定議題
- 附属書 39 **MSC 105とMSC 106の議題に含める重要項目**
- 附属書 40 コロナ禍で船員が直面する問題に対処するための包括的な措置に関する総会決
議案
- 附属書 41 **2022年-2023年の2年間におけるITCPの課題別優先事項**
- 附属書 42 代表団及びオブザーバーの声明

1 序論 - 議題の採択

1.1 第104回海上安全委員会会合は、**Mayte Medina** (メイテ・メディナ) 議長 (米国) のもと、**2021年10月4日から8日まで**、リモートで開催された。委員会副議長の**Theofilos Mozas** (テオフィロス・モザス) 氏 (ギリシア) も出席した。

1.2 本会議には、文書**MSC 103/INF.1**に記載された加盟国及び準加盟国、国連の各プログラム及び専門機関その他団体の代表、協力に合意した政府間組織のオブザーバー並びに諮問的立場にある非政府組織のオブザーバーが参加した。

事務局長の開会の挨拶

1.3 事務局長が参加者を歓迎して開会の挨拶を行った。挨拶の全文は、以下のリンク先にあるIMOウェブサイトからダウンロードできる。

<https://www.imo.org/en/MediaCentre/SecretaryGeneral/Pages/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings.aspx>

リモート会議を円滑に進めるためにとられた措置

1.4 委員会は、**2020年9月**に開催された全IMO委員会の臨時合同会議 (**ALCOM/ES**) において、全委員会が、**コロナ禍における委員会リモート会議を円滑に進めるための暫定ガイダンス (MSC-LEG-MEPC-TCC-FAL.1/Circ.1)** を承認したこと、そして、特に以下について同意したことを想起した。

- .1 各委員会の手続き規則の規則**3**の一部を放棄し、リモートでの会議開催を認めること、
- .2 リモート会議開催を円滑に進めるため、電子的に送付された認証情報を、原本が後に提出されるという条件で、承認すること、及び、
- .3 有効な認証情報を提出し、オンライン会議登録システム (**OMRS**) に登録され、リモート会議の参加者としてリストに掲載された加盟国を、委員会の手続き規則**28 (1)**に基づき「出席」したものとみなすこと。

議題及び関連事項の採択

1.5 委員会は議題 (**MSC 104/1**) を採択し、文書 **MSC 104/1/1** の注釈及び暫定タイムテーブル (改正**MSC 104/1/1** 附属書) に概ね従って作業することに合意した。

認証情報

1.6 委員会は、本会合に出席した**105** 代表団の認証情報が正当かつ適切なものであることを確認した。

特定の議題項目の書簡による審議

1.7 委員会は、文書**MSC 104/1/2**に記載した、議題項目**2、4、9、10、14、17**の全体、または、一部の検討を書簡にて行うという議長の提案を、議長提案に対するコメント、及び、その結果生じた、文書**MSC 104/1/2/Add.1**に記載の各提案措置に対する変更とともに検討した。この件に関し、委員会は、議題項目を選択して書簡にて検討するのは、直近の**2** 会期間に蓄積された作業の遅れに対処するためであり、これら提案措置は、委員会が、時間の制約で、審議できなかった、**MSC 102**と**MSC 103**に提出された文書のみに関するものであり、上述の議題項目に関し本会合で出された文

書は、すべて、適切な議題項目のもとで、別途検討されることに言及した。

1.8 委員会は、今後出されるコメントに従い変更される可能性はあるものの、文書104/1/2/Add.1の附属書2に記載された提案措置を、6.10(MSC 104/1/2附属書の6条)を除き、原則承認した。6.10は、文書MSC 102/22/6 (ISO)に記載された最近のISO/PAS 23678の発行に関する情報を、文書103/20/1 (IACS)とMSC 103/20/17 (ICS他)に記載されたコメントと合わせて、SSE 8にてさらに深く検討するという付託事項に関するもので、委員会は、この件を議題項目17により、詳細に検討した(17.20項参照)。委員会は、これらすべての活動が、それぞれ第2、4、9、10、14、及び17項として適宜本報告書に反映されたことに言及した。

2 その他のIMO組織の決定

MSC 102、MSC103からMSC 104 に審議を先送りしたことに起因する問題

2.1 本議題項目に関してMSC 103、MSC 104に審議を先送りした事項に関する措置案が、すでに、書簡によって準備されていること(MSC 104/1/2とAdd.1)、及び議題項目1のもとで提案された措置のほとんどを(1.8項参照)原則的に承認していることを想起した上で、委員会は、以下に概説する措置を講じた。

C 124、FAL 44、MEPC 75、LEG 107、及びTCC 70の成果

2.2 委員会は、MSC 103が、その作業に関するC 124、FAL 44、MEPC 75、LEG 107、TCC 70の各決定と成果(MSC 103/2)を考慮し、MSC 103の関連議題項目において、適宜、行動を起こしたこと(MSC 104/1/2附属書1.1項)に言及した。

A 31の成果:検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく検査ガイドラインの更新

2.3 委員会は、法的規則が改正された場合は、自動的に検査ガイドラインにも修正が加えられるものとして、当該検査ガイドラインの見直し調整をFSI小委員会(現在は第III小委員会)が行うこと、さらに、これらの改正は関連する強制規則の改正が発効する前に、「HSSCに基づく検査ガイドラインの見直し(決議A.948(23))」に関する継続議題項目の中で同小委員会によって行われるということにMSC 78及びMEPC 49が同意したと想起した(MSC 78/26の10.12項とMEPC 49/22の10.2.9項)。

2.4 検査ガイドラインに関する総会決議案に関連して、委員会は、文書A 31/10/2(ドイツ他)を検討した結果、ガイドラインの改正は必須要件とも関連付けなければならないという原則に関する点など、多くの代表団が、同文書の提案を支持したことについて言及した。その結果、A 31は、MSC 102とMEPC 75に文書A 31/10/2を審議し、適宜、措置を講じるよう呼びかけた。コロナ禍のため、この件の審議は、本会合に持ち越された。

2.5 委員会は、MEPC 77での並行決議を条件に、III 8に対して、文書MSC 102/2/3、MSC 102/2/4、MSC 103/2/1、MSC 103/2/2、及びMSC 104/1/2/Add.1を考慮しながらこの件について検討し、政策的決定が必要な場合には委員会の助言を求め、検討の結果を委員会に報告するよう指示した。(MSC 104/1/2、附属書1.2項)

未決事案

FAL 45、MEPC 76、C 125、LEG 108の成果

2.6 委員会は、文書MSC 104/2 (事務局)に記載されたFAL 45、MEPC 76、C 125、及び

LEG 108の決定に言及した上で、それらの決定を関連する議題項目の中で考慮することに合意した。

IMOの条約を国内法に導入することを支援するためのIMOの条約の統合版の認定成本

2.7 委員会は、LEG 106の提案した、IMOの条約を国内法に導入することを支援するためにIMOの条約の統合版の認定正本の作成を進めるという理事会改革に関する作業部会の勧告を、C 125が承認したことに言及した。委員会は、C 125が、各委員会に、その権限下にある条約の中で、統合版が最も有益となる条約の優先リストを策定するよう呼びかけたことにも言及した。

2.8 その結果、委員会は、MSC 105での審議に活用するため、委員会の権限下にあつて、統合版が最も有益となる規則の優先リストを議長と協議しながら作成するよう、事務局に要請した。

3 強制規則の改正に関する審議及び採択

一般事項

3.1 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書(1988年満載喫水線に関する議定書)の署名国政府は、同議定書の附属書B、付録Iの第II章、第III章の改正提案の検討及び採択を行うよう要請された。3分の1を越える議定書署名国政府が、同議定書の第VI条2(c)項、2(d)項の規定に従い、拡大海洋安全委員会による上述の改正に関する審議と採択に参加した。改正提案は、同議定書の第VI条2(a)項に従い、2020年11月13日付サーキュラーレター第4341号により、全IMO加盟国及び議定書署名国政府に回覧された。

3.2 1974年SOLAS条約締約国政府に、同条約第VIII条及び規則VII/11.1の規定に従って提案された、液化ガスのばら積み輸送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則(IGCコード)の改正の審議及び採択を行うよう要請した。3分の1を越える1974年SOLAS条約締約国政府が、同条約第VII条(b)(iii)及び第VIII条(b)(iv)に従い、上述の拡大海上安全委員会による改正に関する審議及び採択に参加した。条約の下で強制的であるこのコードの改正提案は、同条約第VIII条(b)(i)に従い、2020年11月13日付サーキュラーレター第4339号により、全IMO加盟国及び条約締約国政府に回覧された。

1988年満載喫水線に関する議定書とIGCコードの改正案の適用

3.3 委員会は、MSC102が下記に対する改正案を承認したことを想起した。

- .1 1988年満載喫水線に関する議定書の附属書Bの付録I(満載喫水線決定の規則)の水密性扉に関する規則27(13)(a)、及び、甲板排水口、注水口、放水に関する規則22(1)(g)(C/ES.27/Dの3.2項(vi))に従った軽微な修正)、
- .2 MSC 103での採択に向けた、貨物船の水密性扉に関するIGCコードの2.7.1.1項(MSC 102/24の17.28項)。

3.4 次に、MSC 103は、1988年満載喫水線に関する議定書とIGCコードの改正案の適用規定をさらに検討する必要があることに言及した上で、改正案の採択を本会合まで先送りし、この件に関するコメント等の提出を呼びかけた。さらに、1988年満載喫水線に関する議定書の軽微な修正に関する採択も先送りした。(MSC 103/21の3.19項と3.33項)

1988年満載喫水線に関する議定書の改正提案

3.5 この件に関し、委員会は下記の文書を審議した。

- .1 修正案の適用についてより明確にするための2つの選択肢を提案し、修正案に変更を加えずすべての船舶に適用するという選択肢1を支持するMSC 104/3/1(英国とIACS)、
- .2 文書MSC 104/3/1に示唆されている、選択肢1の意図を解析し、支持を表明するMSC 104/3/3(米国)、
- .3 SOLAS条約と提案されている1988年満載喫水線に関する議定書とIGCコードの修正案の貨物船の水密性扉に関する要件の違いを強調し、
 - .1 「速動または単動式」ヒンジ付き扉の要件をSOLAS条約に含めること、
 - .2 改正がすべての(新造及び既存の)船舶に適用されることを示すために、新規の適用規定を修正案に加えることを提案するMSC 104/3/4(中国)。

3.6 続く協議で、委員会は、特に以下の見解に言及した。

- .1 文書MSC 104/3/1の選択肢1(3.5.1項参照)が、修正案が既存の船舶には全く影響しないことを理解した上で、実用的な取組みを提示しており、その選択肢が文書MSC 104/3/3で支持されているので、別途適用規定を設ける必要はない。
- .2 改正はすべての船舶に適用されるべきであるが、明確にするために、「改正はすべての船舶に適用される」という適用規定を修正案に加えるべきである。
- .3 文書MSC 104/3/4の、新規要件をSOLAS条約に加える(3.5.3.1項参照)という提案は、現在のアウトプットの範囲外であり、したがって、新規アウトプットの提案が必要である。
- .4 文書MSC 104/3/4にみられる条件緩和は、水密性が求められる扉の型に関するものではなく、浸水後の最終的な喫水線の決定に関するもので、したがって、既存の船舶の引き戸式の水密性扉をヒンジ式のものに変えることを禁止しない。
- .5 SOLAS規則II-1/13-1の3項と4項(貨物船の水密性隔壁と内部甲板の開口部)に述べられた扉は、そこからプログレッシブフラッディング、ダウンフラッディングが起りうる開口部の範疇になく、それゆえ、この改正は、SOLAS条約の規定に矛盾しない。

3.7 その結果、適用規定について委員会は、

- .1 アウトプットの目的は、SOLAS条約、MARPOL条約、満載喫水線に関する条約、及び、IBCコード、IGCコードの関連する必須要件を見直して、これらの条約、規則の間にある矛盾点に対処することにより、水密性扉に関する既存要件の一貫性を保つべきである。
- .2 1988年満載喫水線に関する議定書とIGCコードの修正案は、水密性仕切りにつけられた追加の開口部について規定するもので、このような開口部は損傷時の最終的な喫水線より上にあるという要件から除外され、それゆえ、修正案は既存の船舶には何の影響もない。

という見解に至り、改正が、その発効日から、新造船、既存の船舶に適用され、それゆえ、改正案に適用規定を加える必要がないことに合意した。その結果、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあり得るが、文書MSC 104/WP.5の附属書1に記載した1988年満載喫水線に関する議定書の改正案の内容をそのまま承認した。

3.8 この件に関し、本会合の関連成果を考慮に入れるため、MEPC 76がMARPOL条約とIBCコードの同様の改正の審議をMEPC 77に先送りしたこと(MEPC 76/15の10.3項)を想起した上で、委員会は、協議の結果について、適宜、MEPC 77に助言することに合意した。

3.9 特に、文書MSC 104/3/4の「速動または単動式」ヒンジ付き扉の要件をSOLAS条約に含めるという提案に関して、委員会は、適切な専門家小委員会がこの提案を徹底的に検討する必要があることを認識した上で、中国と関心のある加盟国、国際機関に、委員会の作業方法(MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.2)に従って、関連の新規アウトプットの提案を提出するよう呼びかけた。

改正提案の発効日

3.10 委員会は、1988年の満載喫水線に関する議定書の第VI章の規定に従い、本会合で採択するよう提案された同議定書の附属書Bの付録Iの第II章、第III章の改正案が、2023年7月1日には受諾されているものとみなし、2024年1月1日に発効することに合意した。

SOLAS条約の下で強制のIGCコードの改正提案

3.11 1988年の満載喫水線に関する議定書改正案と同一の適用規定に関する先の委員会の合意(3.7項参照)を想起した上で、委員会は、編集上の改善が必要な場合もあり得るが、文書MSC 104/WP.5の附属書2に記載したIGCコードの改正提案の内容を承認した。

改正提案の発効日

3.12 委員会は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、本会合で採択するよう提案されたIGCコードの第2章の改正案が、2023年7月1日には受諾されているものとみなし、2024年1月1日に発効することに合意した。

完全密閉型救命ボートの換気要件に関するLSAコードの改正

3.13 換気要件に関するLSAコードの改正案に関して、委員会は、SSE 7が以下を行ったと想起した。

- .1 LSAコードと救命設備の試験に係る勧告改正版(決議MSC.81(70))の、勧告改正版に規定された部分密閉型救命ボートと救命いかだを除く救命船の換気に関する新たな要件を加える改正案を作成したこと、
- .2 救命船の換気要件に関するLSAコードの改正案とともにパッケージとして、委員会に提出し、委員会で検討、承認されるよう、勧告改正版の改正案が完成するまで、今後の検討を延長することに同意したこと(SSE 7/21の3.23項)

3.14 この件に関して、委員会は、以下を行った。

- .1 SSE小委員会で合意したように、完全密閉型救命ボートの換気に関するLSAコードの改正案を承認し、適切な措置を講じるよう提案する文書MSC104/3/2(バハマ他)を検討、

- .2 文書MSC104/3/2の検討の助けになるよう、完全密閉型救命ボートの換気に関する協議の経緯に関する文書MSC104/INF.11(日本)の情報に言及。

3.15 協議を円滑に進め、文書MSC 104/3/2の4年サイクルの遅れに関する懸念に対応するため、委員会は、コロナ禍により生じた、改正サイクルの中断をできるだけ短縮するために、1974年 SOLAS 条約及び関連強制規則の改正の発効に係るガイダンス(MSC.1/Circ.1481)の特例的な事情に関する条項に従い、中間改正サイクルの臨時導入という事務局の提案(MSC 104/WP.5/Add.1)、すなわち、委員会の権限下にある強制規則の改正案のうち、2024年7月1日より前に採択されたものを2026年1月1日に発効させる案について審議した。続く協議で、委員会は、特に、以下のコメントに言及した。

- .1 提案された中間改正サイクル臨時導入は、換気要件に関する進行中の作業を、組織的な方法で完了する助けとなるだけでなく、他の未決の改正に関する作業を完了するための時間も作るため、支持されるべきである。
- .2 LSAコードに対する改正案とLSA試験に関する勧告改正版は、関連するコレスポンデンスグループが未だ作業を完了していないことを考慮して、SSE7で合意したように、一つのパッケージとして扱うべきである。
- .3 適用の日付は、1974年SOLAS条約及び関連強制規則の改正の草案作成に係るガイダンスに記載された草稿作成書式(MSC.1/Circ.1500/Rev.1)を使って明確にすべきである。
- .4 中間改正サイクルの提案が、ガイダンス(MSC.1/Circ.1481)の「特例的な事情」に関する条項適用に影響を与えてはならない。

3.16 協議の後、委員会は、以下を行った。

- .1 新規換気要件に関する改正案、および、SOLAS条約、委員会の権限下にある条約に関する強制規則の改正につき、ガイダンス(MSC.1/Circ.1481)に従い、特例的な事情における、中間改正サイクルの臨時導入、すなわち、2024年7月1日より前に採択された改正案が2026年1月1日に発効することに関する合意、
- .2 MSC 106での採択に向け、新規換気要件に関する改正案作成の作業を完了し、海事業界の代表者と協議のうえ、改正適用の最適な日時について、委員会に助言するようSSE 8に指示。

草案作成部会の設置

3.17 上記事項を勘案した上で、委員会は、N. Bolt(ボルト)氏(ドイツ)を議長として強制規則改正草案作成部会を設置し、当該部会に対して総会でのコメントと決定を考慮に入れて、委員会での審議、採択に向け、以下の文書を最終化するよう指示した。

- .1 文書MSC 104/WP.5の附属書1に基づく、1988年満載喫水線に関する議定書の附属書Bの付録Iの第II章と第III章の改正案と、これに付随するMSC決議、
- .2 文書MSC 104/WP.5の附属書2に基づく、IGCコード第2章の改正案と、これに付随するMSC決議。

草案作成部会の報告

3.18 草案作成部会の報告(MSC 104/WP.7)を審議した上で、委員会は、報告を概ね承認し、以下に概説する措置を講じた。

1988年満載喫水線に関する議定書の改正の採択

3.19 86に上る1988年満載喫水線に関する議定書の署名国等が参加した拡大委員会は、草案作成部会が作成した議定書附属書Bの付録Iの第II章と第III章の改正案の最終文言(MSC 104/WP.7、附属書1)を検討し、附属書1に記載の通り、決議 MSC.491(104)により、全会一致で採択した。

3.20 決議 MSC.491(104)を採択する際、拡大委員会は、1988年満載喫水線に関する議定書の第VI条(2)(f)(ii)(bb)に従い、採択された議定書の改正が、2023年7月1日には受諾されていると見なし(同議定書第VI条2(g)(ii)に規定されたとおり、その日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、同議定書第VI条の規定に従って2024年1月1日に発効することを決定した。

IGCコードの改正の採択

3.21 103に上る1974年SOLAS条約締結国等が参加した拡大委員会は、草案作成部会が作成したIGCコードの第2章の改正案の最終文言(MSC 104/WP.7、附属書2)を審議し、附属書2に記載の通り、決議 MSC.492(104)を全会一致で採択した。

3.22 上述の決議を採択する際、拡大委員会は、1974年SOLAS条約の第VIII条(b)(vi)(2)(bb)に従い、採択されたIGCコードの改正が、2023年7月1日には受諾されていると見なし(同条約第VIII条(b)(vi)(2)に規定されたとおり、その日までに事務局長に反対意見が伝えられなかった場合)、同条約第VIII条の規定に従って2024年1月1日に発効することを決定した。

事務局への指示

3.23 委員会は、本会合で採択された改正の正本を準備する際に、変更された条項番号の引用更新など、特定の編集上の修正を加える権限及び1974年SOLAS条約締結国等の政府、及び/または、1988年満載喫水線に関する議定書署名国等の政府による措置が必要な間違い又は漏れがあった場合には委員会に知らせる権限を事務局に認めた。

3.24 委員会は、事務局に、本報告書の附属書に含まれる改正の全文を清書する(すなわち、修正履歴が残らないように作成する)よう依頼した。

4 新規措置実施のための能力構築(キャパシティ・ビルディング)

背景

4.1 委員会は、MSC 100及びMEPC 74が、強制規則の改正のための新規アウトプットに関して、キャパシティ・ビルディングへの影響と技術支援ニーズのアウトプット採択時事前評価を継続しないことに合意したこと、また、この評価については、後にMSC 101とMEPC 75が、新規強制規則、あるいは、強制規則の改正を採択する段階で実施すること、さらに、常設の強制規則改正草案作成部会が、改正案を最終化する際に、当該評価を実施することに合意したと想起した。委員会は、また、MSC 103がこの事案の審議を本会合に先送りしたこと(MSC 104/1/2/Add.1、附属書第2条)も想起した。

キャパシティ・ビルディング事案の書簡による審議

4.2 文書MSC 104/1/2とAdd.1に概説した本リモート会合の手順に従って、委員会はこの議題項目を書簡により審議し、以下に合意した。

- .1 強制規則改正草案作成部会向け業務指示書に書かれている以下の指示、すなわち「委員会ガイドライン(MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.2)附属書2に規定するキャパシティ・ビルディングへの影響を特定するための手順と基準に照らし、本会合で採択される新規、あるいは既存の強制規則改正の、キャパシティ・ビルディングと技術協力・支援に対する影響を評価する」を今後の会合に含めること、
- .2 「新規措置実施のための能力構築(キャパシティ・ビルディング)」に関する議題項目のもとで実施されてきた作業は、今後、議題項目3(強制規則改正の審議及び採択)に吸収されることから、当該議題項目を取り下げること。

5 国内連絡船の安全性を向上させる措置

5.1 委員会は、MSC 103 が、進行中の見直しを前提に、原則的に、国内連絡船の安全性に関するモデル規則の基本的構造を承認したこと、文書MSC 103/8の附属書1を基本となる文書として使って、モデル規則の策定を進めるため、本会合に国内連絡船の安全性に関する作業部会を設置することに合意したこと、本会合に、モデル規則の改正を提出するよう呼びかけたこと、事務局に検討用の作業計画の最新版をMSC 104に提出するよう要請したことを想起した。

5.2 委員会は、本会合に提出された文書(MSC 104/5、MSC 104/5/1、MSC 104/5/2、MSC 104/5/3とMSC 104/5/4)を、MSC 102に提出され、本会合で審議することになった文書(MSC 102/8、MSC 102/8/Add.1、MSC 102/8/1、MSC 102/8/2、MSC 102/8/3、MSC 102/8/4、MSC 102/8/5とMSC 102/8/6)とともに、直接、作業部会に付託することに合意した。(5.4項参照)

5.3 委員会は、2021年6月22日から25日までと同年7月5日から9日まで開かれた、連絡船の安全性におけるキャパシティ・ビルディングのためのASEAN地域フォーラムのトレーニングの成果の要約を含む文書MSC 104/INF.10に中国とタイが提示した情報と、夜間の衝突を効果的に回避できるよう船の可視性を高めるために中国が講じた、連絡船を明るくする措置に関する情報を提示する文書MSC 104/INF.15の中で中国が示した情報に言及した。

作業部会の設置

5.4 委員会は、Watchara Chiemasukit(ワチャラ・チエマヌクルキット)氏(タイ)を議長とする国内連絡船の安全性に関する作業部会を設置した。部会の職務内容は以下の通り。

総会でのコメントを考慮して、文書MSC 103/8の附属書1をもとに、国内連絡船の安全性に関するモデル規則案の策定を進め、文書MSC 102/8、MSC 102/8/Add.1、MSC 102/8/1、MSC 102/8/2、MSC 102/8/3、MSC 102/8/4、MSC 102/8/5、MSC 102/8/6、MSC 104/5/1、MSC 104/5/2、MSC 104/5/3、MSC 104/5/4と、MSC 103でのコメントを考慮して、同規則案の文言を完成する。

- .1 適宜、作業計画(MSC 104/5)を見直し、更新する。
- .2 国内連絡船の安全性に関するレスポンスグループの設置の有無を検討し、もし、必要ならば、調整担当者を指名し、業務指示書を作成する。

作業部会の報告

5.5 国内連絡船の安全性に関する作業部会の報告書(MSC 104/WP.8)を審議した結果、委員会は、報告書を概ね承認し、特に、以下を行った。

- .1 報告書に反映されている、モデル規則案の規定(MSC 104/WP.8の5項)を包含する技術的、法的側面での多様で、また、妥当な見解に言及すること、
- .2 MSC 105での採択に向けて、附属書3に記載した国内連絡船の安全性に関するモデル規則案の承認、
- .3 必要な校正後モデル規則を完成させる権限の事務局への付与、
- .4 MSC 105での審議のため、モデル規則の採決に関するMSC決議案を作成するよう事務局に要請、
- .5 附属書4に記載した作業計画の最新版を承認し、委員会による適切な審議のため、計画の見直しを続けるよう事務局に要請、
- .6 現状では、国内連絡船の安全性に関するコレスポネンスグループは必要でないという、作業部会の見解に同意。

5.6 国内連絡船の安全性に関するモデル規則の承認の後、韓国代表団は、自国の国内連絡船の安全性管理システムが承認されたモデル規則に即したものであるとして、関係者による検討のために提供した。

6 目標指向型新造船基準

6.1 委員会は、MSC 102が、文書MSC 102/7、MSC 102/7/4、MSC 102/INF.15、MSC 102/INF.20、MSC 102/INF.24の審議をMSC 103に先送りしたこと(MSC 102/24の7.1項)、MSC 103が、目標志向型基準(GBS)に関する問題の検討を本会合に先送りしたこと(MSC 103/21の7.1項)を想起した。

IACSとDNV-GL造船規則の不適合の修正に関する統合GBS監査の最終報告書

6.2 委員会は、2018年の第1回GBS適合検証監査で発見された不適合性、DNV-GLの場合は、DNV-GLの再検証監査で確認された不適合性の修正に関するGBS監査報告書を含む文書MSC 103/7/1(事務局長)を審議した。

6.3 この件に関連して、委員会は、2021年3月1日付で「DNV-GL」が「DNV」に名称を変えたことを伝える文書MSC 103/INF.3(事務局)の提示する情報に言及した。

6.4 文書MSC 103/7/1の検討中に、委員会は、IACSとDNVが、不適合DNVGL/2019/ReVerif/NC/04を除く、監査で発見された6つの不適合箇所に対処し、それゆえ、それらは修正されたとみなすという監査人の結論を含む監査報告書の第3章「要約」に言及した。不適合DNVGL/2019/ReVerif/NC/04は、2021年1月26日に監査チームに提出した内部手続きWPI-0055がDNV-GL規則に適切に導入され、できるだけ早く発効した場合のみ修正されたとみなされる。

6.5 上記の報告書を検討した上で、委員会は、監査員の勧告に合意し、

- .1 2018年の第1回GBS適合検証監査中に特定された、IACS共通構造規則の不適合箇所と、

.2 2019年のDNV-GLの再検証監査で見つかった不適合箇所

が正しく修正されたこと、**IACS CSR**と**DNV-GL**規則が、継続的に、**IMO**のばら積み貨物船と油タンカーの目標指向型船舶構造基準に適合していることを証明していることを確認した。この件に関し、委員会は、事務局が、適宜、**MSC.1/Circ.1518/Rev.1**を更新していくことにも言及した。

6.6 委員会は、**GBS**監査人として行った仕事に関し、**C.Rizzo** (リッツ) 教授と**M. Nunez** (ニュネス) 博士に謝意を示し、彼らをそれぞれ指名したイタリアと欧州委員会に感謝を伝えた。

残りのGBSに関する事案の書簡による審議

6.7 時間的制約から、委員会は、会期と会期の間にも当該議題項目の残りの文書(すなわち、**MSC 102/7**、**MSC 102/7/4**、**MSC 102/7/7**、**MSC 102/INF.15**、**MSC 102/INF.24**、**MSC 103/7**、**MSC 103/7/3**、**MSC 103/7/4**、**MSC 103/INF.3**、**MSC 103/INF.4**、**MSC 103/INF.6**、**MSC 104/INF.20**、**MSC 104/INF.8**、**MSC 103/7/5**、**MSC 103/7/2**、**MSC 102/INF.20**、**MSC 103/INF.9**、**MSC 103/INF.5**と**Add.1**)を書簡により審議し、これにより、議長は、それらの文書に関し講じられるべき措置を提案し、**MSC 105**で提案の最終審議、決定を行うため、加盟国・国際組織に対して、提案された措置に対する何らかのコメントがあれば、**MSC 105**に提出するよう呼びかけることに同意した。

7 海上保安強化措置**海上保安に関する最新動向**

7.1 委員会は、**MSC 103**以降の海上保安に関する動向を報告する文書**MSC 104/7**(事務局)を審議し、統合技術協力プログラムの一部として実施された海上保安関連の活動に関する情報に言及した。その情報には、現在、事務局が実施中の**EU**からの資金援助を受けた**2**件の港湾保安事業に関する情報、**2021年7月5日**から**9日**まで開催された、事前乗客情報(**API**)と乗客予約記録(**PNR**)のデータ基準の策定に関する世界税関機構(**WCO**)の客船ワークショップに出席した事務局からの情報、及び、**7月上旬**にベナンをハイブリッド(実際とオンラインの)訪問して行ったテロ対策委員会執行事務局(**CTED**)の海上保安、港湾の保安確保を含む、現在進行中の、国連世界テロ対策調整協定への事務局の支援情報を含む。

7.2 この件に関連して、委員会は**SOLAS**条約締結国政府に、以下を推奨した。

- .1** 港湾設備の保安計画など、**GISIS**海上保安モジュールの情報を見直し、更新すること、
- .2** 指定された国内連絡先の事務作業量を軽減するため、**GISIS**海上保安モジュールの情報伝達に、電子転送という新たな選択肢を検討すること、
- .3** 各国で海上保安委員会、戦略など、効果的な海上保安統治機構を構築し、すでにそのような機構が存在する国では、それを強化すること、
- .4** 産業界と共同で、新たな、出現しつつある安全保障上の脅威を考慮して、**SOLAS**条約第**XI-2**章、**ISPS**コードなど、**IMO**の保安措置の効果的な実施を継続し、適宜、**IMO**への技術支援の要請を続けること、
- .5** 海上保安向上のための包括的プログラムの枠内で、継続的な技術支援を供与するため、**IMO**の国際海上保安信託基金(**IMST Fund**)への資金拠出を検討すること。

船舶と港湾のサイバーリスク管理

7.3 委員会は、2017年に海上サイバーリスク管理のガイドライン(MSC-FAL.1/Circ.3)を承認した際、ガイドラインが、効果的なサイバーリスク管理を支援する機能的要素を含むことに言及して、それがISMコード及びISPSと補完的であることを強調し、船上のサイバーセキュリティに関する業界のガイドラインを含むより詳細なガイダンスとなる参照を提供したことを想起した。

7.4 委員会は以下の文書を審議した。

- .1 委員会に、*IAPHの港湾とその施設のためのサイバーセキュリティガイドライン*の第1版に言及し、適宜、その活用を推奨すること、及び、同ガイドラインを次の版の*海上サイバーリスク管理のガイドライン(MSC-FAL.1/Circ.3)*で追加詳細ガイダンス、業界基準として引用することを検討するよう、委員会に呼びかける、**MSC 104/7/1 (IAPH)**、
- .2 海事分野でのサイバーセキュリティ問題に対処することを目的とした、最近のフランスの取組みの概要を示す**MSC 104/INF.9 (フランス)**。

7.5 上述の文書の審議において、委員会は、以下を行った。

- .1 事務局に、**FAL**委員会の並行決議を条件に、**MSC-FAL.1/Circ.3/Rev.1**の4.2項に記載された業界ガイダンスに、*IAPHの港湾とその施設のためのサイバーセキュリティガイドライン*を含める更新をするよう要請、
- .2 この更新が、委員会が*IAPH*のガイドラインを、その細部すべてに至るまで承認したと受け取ってはならず、ただ、その有用性を認識してその使用を推奨しているまでだと言及、
- .3 海事分野でのサイバーセキュリティ問題に対処することを目的とした、最近のフランスの取組みの概要に、謝意をもって、言及。

8 海賊行為及び船舶に対する武装強盗

8.1 ルーマニア政府代表団は、同政府が船員の安全保障を非常に重要な問題だと考えていること、多くのルーマニア国民が船員であること、同政府は、7月に起こったルーマニア人1人と英国人1人が犠牲になった**MT Mercer Street (マーサー・ストリート号)**へのドローン攻撃を非難すると述べた。声明の全文は附属書42に記載されている。

決議A.1069 (28)の更新

8.2 委員会は、**MSC 103**が、ギニア湾における海賊行為、船舶に対する武装強盗、及び、不法海上行為の阻止、抑止に関する決議**A.1069 (28)**を更新する総会決議案作成の進展状況を確認し、**MSC 103**で海賊に関する作業部会が強調した2件の未決の問題に注目して、**MSC 104**で決議案を完成させて採択することを目指し、さらに **A 32**に提出して採択することを目指すことに合意したことを想起した。

8.3 委員会は、さらに、1つ目の未決の問題が、決議の表題とその草案の内部で使われている「海賊行為」と「船舶に対する武装強盗」の定義をした脚注に関するもので、2つ目が、EUのギニア湾における調整された海上駐留(CMP)の構想の試験的な事例への言及を案に加えるようにという加盟国からの要請に関するものだったこと、この提案に関する決定をする前に、この構想について委員会がよりよく知ることができるよう、それを大括弧の中に記載したことを想起した。

8.4 委員会は、MSC 104で使える時間が限られていること、A 32での採択に間に合うよう、A 32に決議案を提出するためには、決議案に合意する必要があると考え、総会決議案に関する作業は、上述の2つの未決の問題に限定するという議長の提案に言及した。

8.5 この件に関し、委員会は、文書MSC 104/8/1(事務局)を審議し、ギニア湾における海賊行為、船舶に対する武装強盗、及び、不法海上行為の阻止、抑止、及び、ギニア湾のEUのCMP構想の試験的事例に関する文書MSC 104/INF.5(オーストリア他)に言及し、特に、以下の助言に関して特筆した。

- .1 1つ目の問題(8.3項参照)の解決策は、決議案の表題に使われた用語を定義する脚注をすべて削除することであり、かわりに、文書MSC 104/8/1の附属書にある更新総会決議案に反映されているように、「海賊行為」と「船舶に対する武装強盗」の定義を、前文として明記することもできるというIMOの法律渉外部(LED)の助言、
- .2 EU加盟国と欧州委員会が、委員会のために、CMP構想の試験的事例に関する情報(MSC 104/INF.5)を提供しており、委員会は、現在、ギニア湾での試験的事例につきよりよく理解しているため、大括弧の中の文章をそのままにしたいかどうかを決定する立場にあるという事務局の助言、
- .3 委員会が、A 32への提出、A 32での採択に向け、文書MSC 104/8/1の附属書に記載された、更新総会決議案を承認するという事務局の勧告。

8.6 続く広範な協議の中で、特に、以下の見解が表明された。

- .1 1つ目の問題の解決策が、決議案の表題に使われた用語を定義する脚注をすべて削除することだという法律渉外部(LED)の助言には同意しかねる。合意された定義なしに「その他の不法行為」という用語を使用することは、一方的な解釈につながる恐れを含んでいる。
- .2 CMP構想の試験的事例の運用に関する追加情報が提供されるべきで、「地域の沿岸諸国の権利など、国際法との一貫性を確保する必要性を強調する」という文言を総会決議案主文の7(c)項の最後に追加すべきである。
- .3 事務局により改正された総会決議案は支持された。
- .4 CMP構想の試験的事例についての文章は、「国際法との一貫性に関し」という文言を追加したうえで、大括弧の中にとどめるべきである。(8.6.2項参照)
- .5 総会決議案主文の7(c)項を前文に移すことは、総会決議の標準的な慣行であるため、検討されるべきである。

8.7 ナイジェリア政府代表団は、海賊行為、武装強盗、その他の不法行為に対抗するためギニア湾地域で進行中の取組みと、その中の海洋調整センターの役割について概説し、7(c)項に、沿岸諸国との活動調整が必要であることを認める文言を入れることが重要であると強調する声明を出した。スロベニア政府代表団も声明を発表し、その中で同代表団はEUのCMP構想の試験的事例は、海上での国際協調と海上保安分野での情報交換を促進し、各パートナー機関、域内諸国、特に直接影響を受ける沿岸諸国などと協働することを目指すものだと強調し、EUのCMPは、すべての分野において国際法秩序促進に向けコミットメントを続けるという欧州連合の多国間主義に基づき、いかなる時も国際法を尊重していると想起した。上述の2つの声明の全文は附属書42に記載されている。

8.8 協議の後、委員会は、以下を行った。

- .1 「その他の不法海上行為」の定義についての合意がないという懸念に言及して、事務局が作成した議決案(MSC 104/8/1附属書)に反映されているように、議決案のタイトルに使われている「海賊行為」と「船舶に対する武装強盗」の定義の脚注を削除し、代わりに、2つの語句の定義への言及を議決案の前文に含めることに合意すること、
- .2 大括弧を削除し、ギニア湾でのCMP構想の試験的事例に関する文章を、本文の7(c)項にとどめることに合意すること、
- .3 関心のある関係者に、7(c)項の最後に文章を追加する必要があるか、同項を前文に移すべきかどうか、検討するよう呼びかけ、関係者からの下記提案に同意した。
 - .1 「地域の沿岸諸国の権利など、国際法との一貫性を確保する必要性を強調する」という文言を主文の7(c)項の最後に追加すべきである、
 - .2 主文の6項と(改正された)7項を、主文の3項の後ろに移動し、それに応じて新たに項番号を振りなおすべきである。
- .4 A 32での採択に向け、A 32に提出する、附属書5に記載された、ギニア湾における海賊行為、船舶に対する武装強盗、及び、不法海上行為の阻止、抑止に関する総会決議案を承認した。

海賊行為と武装強盗事件に関する情報共有などMSC 103以降の動向

8.9 委員会は、関連の統計、ジブチ行動指針の実施の最新情報など、MSC 103以降の海賊行為、船舶に対する武装強盗に関する動向とギニア湾の状況を報告する文書104/8(事務局)を審議し、特に、以下に言及した。

- .1 2021年1月から6月までに、83件の既遂、未遂の海賊行為、船舶に対する武装強盗事件がIMOに報告され、世界的に、前年同期と比べて、約23%の減少となった。同時期に海賊行為、武装強盗が最も頻発した地域は、西アフリカ(27件)、マラッカ海峡とシンガポール(23件)、南シナ海(12件)だった。2021年上半期のギニア湾(西アフリカ)における事件数は、2020年同時期と比べ、5件減り、これは16%の減少であった。
- .2 改正されたジブチ行動指針の実施に関し、当該地域では、事務局の支援で、実施を主導する強固な統治枠組みが構築され、海洋状況把握(MDA)の既存の不備に対処する地域内解決策を見出し、対応能力を構築する準備も整っている。
- .3 ギニア湾での取組みに関し、G7++フレンズ・オブ・ベイ・オブ・ギニアとギニア湾における共通認識及び衝突回避に関する活動の促進を目的とした海洋協力フォーラムの各会議で事務局長が出した最近のコメントに続く形で、事務局は、既存の取組みを補完する、アフリカ地域の関係者、加盟国、海事産業などIMOの重要なパートナーをまとめる戦略の提案を完成しつつある。

8.10 続く協議の中で、アルゼンチン政府代表団は、今後の更新の際に、事務局が報告する海賊行為と船舶に対する武装強盗の統計を、事故が起こった領海別にさらに細分する事、今後、ソマリア沖への海軍艦艇等の派遣を継続するよう加盟国に呼びかける文書の中に、該当する国連安全保

障理事会決議を引用することを推奨した。(MSC 104/8、25.7項参照)

- 8.11 事務局が提供した情報を検討した上で、続く協議の後、委員会は、
- .1 加盟国に、MSC.1/Circ.1333/Rev.1の補遺5の報告書書式を使って、事務局の email アドレス、marsec@imo.org、に海賊と武装強盗事件を報告するよう要請し、
 - .2 事務局に、海賊行為と船舶に対する武装強盗の統計を、各国領海で起こった事故に分けることが可能か調査し、調査の結果をMSC 105に報告するよう要請し、
 - .3 海賊と武装強盗事件の報告の検証に関し、報告の明確化、修正については、その報告をした国内連絡先が事務局に通告し、それから、GISISの海賊と武装強盗モジュールの報告を、必要に応じて更新するという勧告に言及し、
 - .4 事務局に、委員会の今後の会合への経過報告に向け、国内連絡先の明確化が必要な点を挙げ、あるいは、不正確さを訂正した事例の数を監視するよう要請し、
 - .5 加盟国に、GISISの連絡先モジュールを使って、海賊行為と武装強盗に関する情報伝達のための国内連絡先の情報を提供し、継続的に更新するよう要請し、
 - .6 加盟国に、船上の民間武装警備員(PCASP)に関する港湾と沿岸国の要件に関する情報についての質問票(MSC-FAL.1/Circ.2)に記入し、かつ、質問票の記載内容を継続的に更新し、質問票を、IMOのウェブサイトでの掲示するため、事務局marsec@imo.orgに提出するよう要請し、
 - .7 地域間調整センター(ICC)に提供された支援など、ジブチ行動指針とヤウンデ行動指針の継続実施を確保するために行われた取組みについて言及し、
 - .8 海運会社、船長、船員に、既存のIMOの指針及びギニア湾海域での海賊行為・武装強盗からの保護に関するガイダンスの最新版ーベストマネージメントプラクティス(BMP)西アフリカーなど、世界的な海賊対策のためのガイダンスを継続して忠実に適用するよう喚起し、
 - .9 加盟国に、ソマリア沖への海軍艦艇等の派遣を継続するよう、旗国に、当該国の国旗を掲げた船舶に対する脅威の監視を継続し、ISPSコードに従い、安全レベルを適切に設定するよう呼びかけ、
 - .10 事務局に、ソマリア沖への海軍艦艇等の派遣の継続を加盟国に呼びかける今後の文書に、該当する国連安全保障理事会決議の引用を加えるよう要請し。
 - .11 加盟国に対し、決議A.1069(28)に沿って、IMOと協力し、当該地域の加盟国の要請に応じ、地域内での取組みを支援し、IMOの西アフリカ・中央アフリカ信託基金(WCA TF)に資金拠出をすることを検討するよう呼びかけた。

アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の進捗報告

8.12 委員会は、謝意をもって、ReCAAP-ISCが実施した活動と、アジアにおける海賊行為と船舶に対する武装強盗の状況の最新情報を提示する文書MSC 104/INF.6(ReCAAP-ISC)に含まれる情報に言及し、ReCAAP-ISCのIMOの海賊報告活動への継続的支援に感謝した。

ギニア湾における海賊行為及び船舶に対する武装強盗

8.13 委員会は、ギニア湾での海賊行為に対処し、それを阻止するための重要な協議が行われており、協議の結果、ギニア湾における海賊行為及び船舶に対する武装強盗に対する推奨措置に関する決議が採択された(8.1項から8.6項までを参照)という、MSC 103での事務総長の発言を想起した。

8.14 委員会は、文書MSC 104/INF.3(リベリア他)に提示された海賊行為の抑止に関するギニア湾宣言についての情報と、文書MSC 104/INF.7(ナイジェリア)に記載のMSC 103以降のナイジェリア領海内、ギニア湾海域の海賊活動に対してナイジェリア政府が講じた措置に関する進捗報告を審議した。

8.15 この件に関し、事務局は、この数か月間に当地域の沿岸国が踏み出した積極的歩み、例えば、ガーナ国会が、反海賊法を可決したこと、ナイジェリアとトーゴで海賊に有罪判決がでたことが真の前進の兆候であること、及び、ナイジェリア政府が、自国のDeep Blue Projectのため多大な投資を行っていることを認識したうえで、この事実が、当地域内の長期にわたる持続可能な協調による取組みの潜在的可能性を示唆していることを認識することの重要性を強調した。

8.16 委員会は、特に、以下を言及した。

- .1 地域主導の専門家レベル会議(MSC 104/8の19項)で明らかになったことを報告し、ヤウンデ行動指針の見直し要件について協議するため、今年12月に西アフリカ諸国経済共同体加盟国、中部アフリカ諸国経済共同体加盟国の大統領、ギニア湾委員会、アフリカ連合の安全保障理事を招聘して会議を行うという事務局長の意向、
- .2 ゾーンFのHFネットワークの作戦即応性(MSC 104/8、20項)と、MDAと域内の海賊事件への対応能力向上を結び付けたヤウンデ・アーキテクチャーの開発を進めるための指導を行うという役割を持ったヤウンデにあるICCの作業を支援するため、地域に常駐して対応するIMOの統合官と調整官を2022年中に派遣すること、
- .3 国内海洋安全保障委員会の設置、リスク登録簿、リスク戦略の策定、それらの効果的MDA能力との統合など、海洋保安に対する全政府的アプローチに関する新規の革新的なIMOの構想と関連付けた国内の海洋戦略の策定と実施で、他の国連パートナーとともにナイジェリア政府を支援するというIMOの申し出。

インド洋の海賊行為のハイリスク海域(HRA)の見直し

8.17 委員会は、文書MSC 104/8/2(ICS他)に提示されたソマリアの海賊ハイリスク海域の範囲の見直しの最新情報、海域の改訂、よりダイナミックな脅威評価方法の開発のための想定される次の段階について審議した。

8.18 続く協議で、特に、以下の見解が示された。

- .1 HRAの見直しに関し地域関係者と行った作業に対しての海運業界団体と適切な機関への謝意と、新しいダイナミックな脅威評価方法が、脅威の存在する海域をより明確にするために制定されることへの評価、
- .2 脅威評価の作業は、どのようなものであれ、沿岸諸国と関連する利害関係者と緊密な協議をして実施する必要がある。
- .3 HRAを定義することは、国連憲章の第VII章に基づく国連安全保障理事会の許可を持って、ソマリアでの海賊行為と船舶に対する武装強盗からの脅威に対応す

る業界の措置で、その他の種類の脅威に対して、あるいは、他の海域での抑止的活動に対する法的許可がないことを強調する。

- .4 ソマリア沖とインド洋西部で海賊事件が減少しているなか、業界と国際社会がほかの脅威に対処するために協働することは重要であるが、脅威評価方法と業界のガイダンスの更新は、業界の関心事であり、委員会の業務には含まれない。
- .5 業界は、船員の安全保障を極めて深刻にとらえ、インド洋西部における軍の任務は、水上即席爆発装置、リンペットマイン、ドローンなど新たな形の脅威に対応するために拡大した。従って、業界のガイダンスと新しい脅威評価方法に、新しい形の脅威が反映されていることが重要である。

8.19 ICSのオブザーバーの関連の声明は附属書42に記載されている。

8.20 協議の後、委員会は、以下を行った。

- .1 **MSC 103**が、ケニヤ政府のHRAの見直しの要請 (**MSC 103/10/2**)を協議した上で、業界団体と適切な機関に、引き続き沿岸諸国と軍当局など地域の関係者とともに作業し、ケニヤ政府とのさらなる協議も念頭に入れつつ、文書**MSC 104/8/2**に記載した最新情報を本会合に提供するよう奨励したと想起した、
- .2 HRAの見直しの結論と、境界線の変更、特にケニヤ沖やオマーン沖の海域の一部を成す境界線の撤廃などに言及し、この改正が**2021年9月1日**に発効したと喚起した、
- .3 文書**MSC 104/8/2**の共著者の、既存のHRAをやめて、よりダイナミックな脅威にもとづく取組みを行うという意図と、その移行の時系列にも言及した、
- .4 HRAの設定は、業界の取組みであることを確認した、
- .5 **MSC 105**に進捗報告を提出するよう、上述の共著者に要請した。

9 危険な海上混合移民

MSC 102、MSC103からMSC 104 に審議を先送りしたことに起因する問題

9.1 本議題項目に関して**MSC 103**、**MSC 104**に審議を先送りした事項に関する措置案が、すでに、書簡によって準備されていること (**MSC 104/1/2**と**Add.1**)、及び議題項目**1**のもとで提案された措置のほとんどを (**1.8項参照**) 原則的に承認していることを想起した上で、委員会は、以下に概説する措置を講じた。

9.2 委員会は、さらに、**MSC 101**が、加盟国に、各国の国旗を掲げた船の船長に、救助した人をリビアに返すよう当局に命令された場合、さまざまな状況でどう行動するかについて明確であまいさのない指示を出すよう奨励し、委員会に逐次作業の進展を報告するため、アウトプット**OW 44**「危険な海上混合移民への対処に対するIMOの貢献」の目標達成年を**2021年**まで延長するという**FAL**の決定に同意したことを想起した。

安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクトと難民に関する責任分担のためのグローバルコンパクトに関する最新情報

9.3 委員会は、安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクトと難民に関する責任分担のためのグローバルコンパクトに関する最新情報を提供する文書**MSC 103/11** (事務局) が提示す

る情報に言及した。

海上における生命の安全に関する関係諸機関の合同部会

9.4 委員会は、UNHCRが、危険な海上移動の防止、SAR活動、安全な下船を支援するための調整された共同の措置と擁護活動を協議、計画、実行するために、「海上における生命の安全に関する諸機関の合同部会」を再構築する取組みを始めたことに言及した。事務局は、同部会の会合に出席している。

アウトプットの2022年までの延長

9.5 委員会は、委員会に事の進展が伝わるよう、アウトプット5.13「危険な海上混合移民への対処に対するIMOの貢献」の目標達成年を2022年まで延長するというFAL 45の決定に同意した。

海上での移民の事故の報告

9.6 委員会は、加盟国に、GISISを使って、海路での移民の取引、密輸、輸送に関連する危険な行為に対する暫定措置(MSC.1/Circ.896/Rev.2)の補遺にある情報を提供することにより、移民の事故、密輸の容疑者の正確な情報を迅速に提供しよう奨励した。

MSC 104に提出された残りの文書

海運に対する危険な海上混合移民の影響

9.7 委員会は、商船による海上での移民救助の事例における政府の効果的かつ迅速な関与の重要性を再度言及するMSC決議採択を提案する文書MSC 104/9(デンマーク)を、この要請を支持する文書MSC 104/9/1(イタリア)とともに審議した。この件に関し、委員会は、決議案のさらなる改正の可能性について、デンマーク政府代表団から口頭で伝えられた情報にも言及した、

9.8 続く、MSC 104/9の附属書に記載された文書MSC決議に関する協議で、特に、以下の見解が示された。

- .1 海上で救助された人を迅速に下船させる責任は、SAR活動に関与するすべての関係者にあるという見解を持つ代表団があったが、下船の責任は、おもに、そのSAR海域を管轄する締約国の政府にあるという見解を表明する代表団もあった。
- .2 海上で救助された人の取り扱いに関するガイドライン(決議MSC.167(78))の6.8項に言及された原則、すなわち、「政府および管轄の救助調整センターは、生存者が救助した船にとどまる時間を最短にするためあらゆる措置を講じる」を決議に含めるべきである。
- .3 海上で遭難者を助けるため乗船させた船舶は、救助民を迅速に下船させることで、救助の義務からできるだけ早く解放されなければならない。
- .4 決議は、SOLAS条約、SAR条約から派生した締約国政府の義務に言及すべきで、それら条約の解釈を提供するべきではない。
- .5 決議は、人権法及び難民法に定められた義務など、加盟国のそのほかの義務も認めるべきである。

9.9 マルタ政府代表団は、決議案を原則的に支持すると表明した上で、それぞれ、決議MSC.153(74)と決議MSC.155(74)により採択された2004年のSOLAS条約、SAR条約の改正、及び、決議MSC.167(78)により採択された海上で救助された人の取り扱いに関するガイドラインに反

対する立場を堅持することを再確認した。

9.10 アルゼンチン、ドイツ、マルタ、スペイン政府代表団の声明の全文は附属書42に記載されている。

9.11 結果的に、決議案への原則的な指示に言及した上で、委員会は、さまざまな見解、提案(9.8項参照)を考慮して、この件についてのさらなる検討をMSC 105に先送りすること合意し、加盟国に、MSC 105での決議の採択に向け、MSC 105にコメントを送るよう呼びかけた。

10 公式の安全評価

背景

10.1 委員会は、MSC 101が、欧州海上保安機関(EMSA)が委託した、RO-RO船の火災に対処するための調査研究、FIRESAFE I と FIRESAFE IIを評価し、評価結果を直接SSE 7に報告するために、公式の安全評価(FSA)に関する専門家部会の会期間会合を招集したこと(MSC 101/24の17.4項)を想起した。

10.2 委員会は、さらに、MSC 101が、III 5が策定した安全に関する問題の特定の手順(III 5/15附属書2)のリスクマトリクスとリスク評価基準に対し懸念を表明する文書MSC 101/10/3(IACS)を審議した上で、FSA専門家部会に、手順の中の基準を見直し、報告書をMSC 102に提出するよう指示したこと(MSC 101/24の17.5項と17.6項)を想起した。MSC 102、MSC 103は、時間的制約のため、報告書の審議を本会合に先送りした。

10.3 委員会は、MSC 101の報告書(MSC 101/24)の17.8項に記載された業務指示書に関し、FSA専門家部会が2019年11月18日から20日まで会合を持ったことに言及した。

専門家部会の報告

10.4 委員会は、FSA専門家部会の報告書(MSC 102/12)と、IACSが報告に関し提出したコメント(MSC 102/12/1)について書簡にて審議し(MSC 104/1/2とAdd.1)、要請された措置に関する過去の決定(1.8項参照)を想起した。その中で、特に、委員会は、以下を行った。

- .1 改訂FSAガイドラインが、将来の適当な時期に改正される可能性はあるが、そうだからといって現時点で緊急な措置を講じるべきではない、という部会の勧告に言及、
- .2 FSA専門家部会が、III 5が策定した安全に関する問題の特定の手順(III 5/15附属書2)のリスク評価基準を見直すべきであり、どのようにこの手順を使うのかを文書で示した例を加えるべきであることに合意したことに言及、
- .3 III 8に文書102/12とMSC 102/12/1を考慮して、手順のリスク評価基準を見直し、改定した手順案を委員会に提出し審議にかけるよう指示。

11 人的因子、訓練及び当直維持

HTW 7の報告

11.1 当初、2020年7月に予定されていたHTW 7が、コロナ禍により延期され(サーキュラーレターNo.4213/Add.3)、最終的には、リモートで2021年2月15日から19日まで開催されたこと、MSC 103(2021年5月5日から14日まで)ですでにHTW 7から派生した急を要する事案については措置

が講じられていること(MSC 103/21の13.1項から13.5項まで)を想起した上で、委員会は、以下を行った。

- .1 第7回人的因子訓練当直維持に関する小委員会の報告(HTW 7/16とMSC 104/11)を、概ね、承認し、以下に示した措置を講じる。
- .2 退任するHTW小委員会の委員長で現在は委員会議長のメイテ・メディナ(Mayte Medina)氏(米国)、及び、退任する小委員会の副委員長ファラー・ファディル(Farrah Fadil)氏(シンガポール)に対し、二人が、これまですべての会合を共同で主導し、傑出した仕事をし、有益な成果をもたらしたと、心からの謝意を表した。

漁船員の健康診断に関するILO/IMO合同作業部会

11.2 委員会は、漁船員の健康診断に関するILO/IMO共通ガイドラインの作成のためのILO/IMO合同作業部会の設置が延期されたことに言及し、HTW 7の報告書(HTW 7/1/6)の8.6項に記載された条件のもと、設置されれば、2022年—2023年の2カ年の間に、部会の会合を開くことを承認した。

海上労働者を輸送する船舶の国際安全コード(IPコード)案

11.3 委員会は、HTW 7の報告書(HTW 7/1/6)に対するコメントを提示し、特に、IPコード案に、(STCWコードの3項A-V2号に提示したような)乗組員に群衆管理の訓練の受講を要求する規定がないことを強調する文書MSC 104/11/3(バハマ他)を、IPコードの対象になる船舶が多数の人(海上労働者)を輸送することがありうることに、緊急事態下、迅速に措置を講じ、事態を調整することにかかわるリスクを考慮して、審議した。共催者は、IP認定船の乗組員のための適切な必須訓練を策定することに向け、HTW小委員会に、この事案を検討するよう要請することを提案した。

11.4 続く協議で、委員会は、特に、以下の見解に言及した。

- .1 IP認定船舶の船員の群衆管理の習熟に関しては、海運会社が、その安全管理システムの中で対処すべきである。
- .2 IPコード案によると、海上労働者は追加安全訓練を受けることになるので、IP認定船舶の船員に、追加の群衆管理訓練を受けさせる必要はない。
- .3 SOLAS条約が、「その他の人員」を旅客の定義から除外していることを考慮すると、乗組員に追加の訓練要件を課すことなく、無制限にその他の人員を貨物船に乗せることが可能であること。
- .4 貨物船の船員に群衆管理訓練を提供することになれば、その訓練の対象は、IP認定船の船員に限定せず、すべての貨物船の船員に拡大し、その訓練については、IPコードではなく、STCW条約、コードに含めるべきであり、この作業に対処するためには、新規のアウトプットが必要である。
- .5 発言した代表団は、特定された不備を改めるために、船上で働く船員、海上労働者の双方のための訓練を策定すべきであるという提案者の見解を支持した。

11.5 協議で、IPコードの完成を遅らせてはならないことを強調した上で、委員会は、HTW 8に、文書MSC 104/11/3と本会合で出されたコメントを考慮して、船員に群衆管理訓練が必要かどうかにつき、

- .1 IP認定船舶のみを対称とし、適宜、規定案を策定するか、あるいは、

- .2 新しいアウトプットを策定してすべての貨物船を対象にするか、

MSC 105に助言するために、この件を検討するよう指示した。

新型コロナウイルスに対する訓練と資格認定に関するコレスポネンスグループの報告

11.6 委員会は、MSC 103が、この事案に関する措置を促進するため、新型コロナウイルスに関する訓練と資格認定に関するコレスポネンスグループを設置すること、委員会が報告書を本会合に提出することを承認したことを想起した。(MSC 103/21の13.3項)

11.7 委員会は、不可抗力は一時的で、STCW条約締結国は、できるだけ早く、STCW条約とコードの義務の遂行に戻るようにするという原則に従い策定された、コロナ禍における、認定書発行当局、旗国、寄港国向けの船員訓練と資格認定に関するガイダンス案とともに、コレスポネンスグループの報告書を含む文書MSC 104/11/2(ノルウェー)を審議した。

11.8 検討の後、委員会は、報告書を概ね承認し、特に、以下を行った。

- .1 コロナ禍の中で加盟国が採択し実施した措置に言及、
- .2 ガイダンスは、措置そのものを調和させることを重視するのではなく、必要な措置を選択する際の共通アプローチについて重点的に行われるべきであることに同意、
- .3 サーキュラーによるガイダンスとし、STCW条約とコードに関する解釈を提供しないことに合意、
- .4 委員会が、今後のコロナ禍の状況の変化に応じ、具体的な協議を行い、対応策を決定していく中でも、特例措置の終了日については考慮するべきであるということに合意、
- .5 指導における特例措置の定義に合意、
- .6 アドオン、もしくは、新しいGISISモジュールを開発するのは、コロナ禍への迅速な対応に想定以上の時間がかかる可能性があることに言及して、当面は、さまざまな措置に関するサーキュラーレターの発行を継続しつつ、加盟国が採用した様々な措置を含むモジュールを開発するよう事務局に要請、
- .7 コロナ禍の中で採用された措置の負の影響の可能性について表明された見解に言及、
- .8 コロナ禍における認定書発行当局、旗国、寄港国向けの船員訓練と資格認定に関するガイダンス(MSC.1/Circ.1643)を承認。

STCW規則に従った事務総長の報告

STCW規則/7に従った事務総長の報告

11.9 委員会は、文書MSC 104/WP.3に記載したカザフスタンに関する報告書を審議し、文書に提示された情報が、STCW条約の規定が十分かつ完全に機能していることを証明していることを確認し、事務局に、関連のSTCW条約の規定が十分かつ完全に機能している締結国のリストの最新版を、MSC.1/Circ.1163/Rev.13として発行するよう要請した。

STCW規則/8に従った事務総長の報告

11.10 委員会は、文書MSC 104/WP.3/Add.1に記載したバハマ、ジョージア、インドに関する報告書を審議し、文書に提示された情報が、これらの国々がSTCW条約の規定を十分かつ完全に機能させ続けてきたことを証明していること確認し、事務局に、追加報告書に関する最新情報を、MSC.1/Circ.1164/Rev.24として発行するよう要請した。

11.11 委員会は、さらに、STCW条約締結国に対し、STCWコードのA-I/7条とA-I/8条に従い、各国の追加報告書を提出するよう奨励した。

有資格者の承認

11.12 委員会は、有資格者リストに加えることができる、あるいは、加えることを推薦する専門家、および、リストから除く有資格者に関し、STCW条約締結国が提供した情報を含む文書MSC 104/11/1(事務局)を審議した。

11.13 検討の後、委員会は、以下を行った。

- .1 STCWコードのA-1/7条に従い、事務局長が管理している有資格者リスト(MSC.1/Circ.797/Rev.35)に締結国3か国が推薦した13人の有資格者を加え、情報を更新することを承認し、改訂したリストをMSC.1/Circ.797/Rev.36として発行するよう事務局に要請、
- .2 締結国2か国により、有資格者がリストから取り消されたことに言及、
- .3 最新版リストには有資格者として活動でき、容易に連絡できる者のみが記載されるように、リストに修正(除外、追加、住所変更など)が必要な場合は事務局を通じて行うようSTCW条約締結国に要請、
- .4 有資格者を推薦したSTCW条約締結国に感謝した上で、STCW条約の効果的実施を担保するため、追加の推薦書を提出するよう全締結国に奨励。

船員に係る問題及び人的因子の特定とそれらへの対処のためのILO/IMO合同作業部会

11.14 委員会は、MSC 103が、以下を行ったと想起した。

- .1 ILOの特別三者構成委員会(STC)により採択される予定の決議案に関する動向について、情報提供するよう事務局に要請、
- .2 前述のSTC決議に規定される常設部会の職務権限及びその他の取り決めの承認を条件として、船員に係る問題及び人的因子の特定とそれらへの対処のための常設のILO/IMO合同作業部会の設置を、原則的に承認、
- .3 ILOのSTCにより採択される決議に規定される、部会の作業方法が、関連のIMOの委員会により承認されることを条件に、この決定を、原則的に、承認するようC 125に呼びかけた。

11.15 この件に関し、委員会は以下を言及した。

- .1 C 125が、上述の11.14.3項に記載された条件(C 125/Dの7.5.1項)で、船員に係る問題及び人的因子の特定とそれらへの対処のための常設のILO/IMO合同作業部会の設置を原則的に承認したMSC 103の決定を承認したこと、
- .2 ILOとIMOの事務局がこの件に関し連絡を取り合い、事務所(ILO事務局)が、

STCの職員と協議のうえ、決議案を策定中であること

- .3 決議案が、STCのメンバーに伝えられ、書簡により全会一致で採択され、2021年の10月から11月まで開催されるILO理事会の第343回会合で審議、決裁するため提出されたこと。

11.16 その後、委員会は、提供された情報に言及し、この件に関する動向について、委員会に情報提供し続けるよう事務局に要請した。

12 航行安全、通信及び捜索救助

NCSR 8の報告

12.1 委員会は、第8回航行安全、通信及び捜索救助に関する(NCSR)小委員会の報告書(NCSR 8/14/1とMSC 104/12)を概ね承認し、以下の措置を講じた。

日本の準天頂衛星システム(QZSS)を全世界無線航法システムの一部としての認証

12.2 委員会は、日本の準天頂衛星システム(QZSS)を全世界無線航法システムの一部として認証することを審議した。

12.3 審議の中で、日本政府代表団は、QZSSに関する技術文書の定期改定の一部として、ネットワークIDの13から19までが使われておらず、それらがなくてもQZSSの実施運用には問題がないため、これらのIDをQZSSセンチメートル級測位補強サービスユーザーインターフェース仕様書(文書NCSR 8/4(日本)附属書1の3ページに引用された文書IS-QZSS-L6)の表4.1.4-1から削除することを委員会に通告した。韓国政府代表団は、自らがNCSR 8で表明した懸念に対処するため日本が講じた措置を評価した。

12.4 QZSSの認証に対する多くの支持に言及した上で、委員会は、全世界無線航法システムの構成要素としての、日本の準天頂衛星システム(QZSS)の認証に関するSN.1/Circ.341を承認した。

GMDSSの近代化に向けた1974年SOLAS条約と関連規則改正案

12.5 委員会は、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の近代化に向け、小委員会が作成した1974年のSOLAS条約と関連規則の改正案を審議した。

12.6 その後、委員会は、それぞれ附属書6から9までに記載された以下に対する関連する各改正案を承認し、SOLAS条約第VIII条に従い、MSC 105での採択に向け、改正案を回覧するよう事務総長に要請した。

- .1 SOLAS条約第II-1、III、IV、V章と附属書(証明書)、
- .2 1988年のSOLAS議定書、
- .3 1994年と2000年のHSCコード。

12.7 IACSのオブザーバーは、SOLAS条約第III章に含まれる関連要件が第IV章に移された結果、救命設備で使われる無線装置の調査を、貨物船安全設備証書から除外する1988年SOLAS議定書の追加的修正に関する提案をMSC 105に提出する意向を委員会に伝えた。

12.8 上述の1974年のSOLAS条約と1988年のSOLAS議定書の改正案の承認に関し、委員会は、原則的に、それぞれ、附属書10から27に記載された通り、以下の文書を、後のMSC 105で関連する1974年SOLAS条約の改正(12.6.1項参照)の採択とともに、適宜、採択あるいは承認することを目指し、承認した。

- .1 1983年と2008年のSPSコードと1979年、1989年、2009年のMODUコードの改正案、及び、これら改正案採択のための付随するMSC決議案、
- .2 以下に関するMSC決議案：
 - .1 決議A.699(17)を改訂し、置換する、高周波狭帯域直接印刷を用いた海上安全情報の公示・調整に関するシステム性能基準、
 - .2 決議A.700(17)と改正されたMSC.148(77)を改訂し、統合する、中周波(NAVTEX)および高周波による海上安全情報と捜索救助に関する情報の受信機の性能基準、
 - .3 改正された決議A.801(19)を改訂し、置換する、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)の無線サービスの提供、
 - .4 決議A.530(13)と改正されたA.802(19)を改訂し、置換する、捜索救助レーダートランスポンダの性能基準、
 - .5 改正された決議A.803(19)を改訂する、音声通信とデジタル選択呼出し用の船舶超短波無線装置の性能基準、
 - .6 改正された決議A.804(19)と決議A.806(19)を改訂し、統合する、音声通信、デジタル選択呼出し、海上安全情報と捜索救助に関する情報の受信用の船舶中波、中波/短波無線装置の性能基準、
 - .7 改正された決議A.807(19)を改訂する、直接印刷電信の送受信用のインマルサット-C船舶地球局の性能基準、
 - .8 決議A.814(19)を改訂し、置換する、遭難警報誤発射回避のためのガイドライン、
 - .9 決議MSC.149(77)を改訂する、救命船の携帯双方向VHF無線電話装置の性能基準、
 - .10 無線通信設備の性能基準(決議MSC.80(70))の改正
 - .11 決議A.811(19)を改訂する、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)で使われた時の船舶集中通信システムの性能基準、
- .3 以下のMSCサーキュラー案
 - .1 MSC.1/Circ.803/Rev.1として配布される、SOLAS条約の適用を受けない(非SOLAS)船舶の海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)への参加と、非SOLAS船のGMDSSオペレーター向け教材の策定に関するガイダンス、

- .2 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)で必要な海上安全情報と捜索救助に関する情報の受信のためのガイダンス。

12.9 さらに、委員会は、上述の12.6項と12.8項に記載された関連決議の改正と最終的な採択を条件に、関連する1974年SOLAS条約の改正(12.6.1項参照)が発効した日から原則的に以下を行うことに同意した。

- .1 決議 MSC.131(75)、MSC.199(80)、MSC.247(83)とサーキュラー MSC/Circ.882、MSC/Circ.1038、MSC/Circ.1123、MSC.1/Circ.1382/Rev.2、COMSAR/Circ.17を無効とすること、
- .2 A 33に決議A.334(IX)、A.383(X)、A.385(X)、A.421(XI)、A.524(13)、A.530(13)、570(14)、A.612(15)、A.614(15)、A.660(16)、A.661(16)、A.699(17)、A.701(17)、A.702(17)、A.703(17)、改正されたA.801(19)とA.802(19)、A.805(19)、A.814(19)を無効にするよう呼びかけること。

12.10 委員会は、海難救助調整センター(MRCC)の最小限の通信ニーズに関するガイダンス COMSAR.1/Circ.37/Rev.1 と海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)衛星サービス提供者による陸から船へのRCC遭難優先度通信に関するCOMSAR.1/Circ.50/Rev.4 を承認した小委員会の措置を支持した。

その他のMSC決議とサーキュラー

VDRとS-VDRの性能基準

12.11 委員会は、小委員会が作成した、406 MHzで運用する浮上式非常用位置指示無線標識(EPIRBs)の性能基準(決議MSC.471(101))の採択に伴う改正を含む船上簡易航海データ記録装置(S-VDRs)の性能基準(改正決議MSC.163(78))と船上航海データ記録装置(VDRs)の性能基準(決議MSC.333(90))の改正案を審議した。

12.12 続いて、委員会は、船上簡易航海データ記録装置(S-VDRs)の性能基準(改正決議MSC.163(78))の改正に関する決議MSC.493(104)(附属書28に記載)と、船上航海データ記録装置(VDRs)の性能基準(決議MSC.333(90))の改正に関する決議MSC.494(104)(附属書29に記載)を採択した。

EPIRB関連のガイドライン

12.13 委員会は、小委員会が作成した浮上式非常用位置指示無線標識(EPIRBs)に関する既存のガイドラインの改訂案を審議し、非常用位置指示無線標識(EPIRBs)の陸上整備のガイドラインについてのMSC.1/Circ.1039/Rev.1と、非常用位置指示無線標識(EPIRBs)の1年ごとの試験に関するガイドラインについてのMSC.1/Circ.1040/Rev.2を承認した。

VHF無線通信設備

12.14 委員会は、小委員会が作成したVHF無線通信設備に関する既存のガイダンスの改訂案を審議し、船舶に設置され、使用されるVHF無線通信設備の有効性に関するガイダンスについてのMSC.1/Circ.1460/Rev.3を承認した。

ITU関連事項

12.15 委員会は、「勧告ITU-R M.1371-5の改訂」及び「周波数帯1 518 - 1 559 MHzでのMSS

端末の運用を、周波数帯1 427- 1 518 MHzでのIMT運用から保護する措置」(NCSR 8/14/1附属書の28項、29項)に関するリエゾン文書をITUに送付するよう事務局に要請した際に小委員会の講じた措置を承認した。

謝意の表明

12.16 議長は、委員会を代表して、NCSR 3以降の小委員会で示したその優れた指導力および、それ以前のCOMSAR 17、NCSR1、NCSR2の副議長としての仕事に対し、退任するNCSR小委員会の委員長、Ringo Lakeman(リンゴ・ラケマン)氏(オランダ)に謝意を表し、新たに選出されたNigel Clifford(ナイジェル・クリフォード)委員長(ニュージーランド)とAlexander Schwarz(アレクサンダー・シュバルツ)副議長(ドイツ)を歓迎した。

暫定イリジウムSafetyCastサービスマニュアルの改訂

12.17 委員会は、NCSR 8が、暫定イリジウムSafeCastサービスマニュアルを改正するというIHOとWMOの提案(MSC.1/Circ.1613)を検討した上で、今後の会合での検討に向け、本会合で表明されたコメントと見解、認知された欠点、いくつかの代表団がこの件に関しすでに費やされた時間に関する懸念を表明していることを考慮して、提出者に提案した暫定マニュアルの改定案を見直し、改定版マニュアルをMSC 104に提出するために必要なすべての対策を施すよう要請したことに言及した。

12.18 この件に関し、委員会は、改訂された暫定イリジウムSafetyCastサービスマニュアルの改正提案が記載された文書MSC 104/12/1(IHOとWMO)を検討し、結果的に、「A3海域」の定義への改正提案(番号を振りなおした後の2.2.1.36項)を除き、同文書に示された改正に合意した。除外された定義については、先に承認された1974年のSOLAS条約の改正案(12.6.1項参照)が発効してから改正すべきだと言及した。

12.19 次に、委員会は、暫定イリジウムSafetyCastサービスマニュアルについてのMSC.1/Circ.1613/Rev.1を承認し、改定版を2022年1月1日に発効させること、改正マニュアルの初版においては、MSI関連のすべての文書作成につき合意された改正手順(NCSR 4/29の11.8項、11.9項)に従って行うことに合意した。

13 IMO規則の実施

III 7で提起された緊急事案

13.1 委員会は、文書MSC 104/13(事務局)に概説されている、IMO規則実施に関する小委員会の第7回会合で提起された緊急事案(III 7/17とAdd.1)を審議し、以下の措置を講じた。

総会決議案

13.2 IMO規則実施コード(IIIコード)に関連する規則下で課せられる義務の非網羅的なリスト2021年版の草案作成のため、委員会は、同リストの2019年版(決議A.1141(31))に記載のSTCW条約に関連する当事者の義務の明確化について文書MSC 104/17/9(中国)を審議した。

13.3 この件に関し、委員会は、IMO加盟国監査制度の枠組みと手順(決議A.1067(28))附属書、第I部の7.2.2項で「改正STCW条約については、本監査においては、すでに同条約の中に存在する必須監査要件について重複して、繰り返し行うのではなく、同条約の中で特定された側面のみが監査の対象になる。」と述べていることを想起した。

13.4 委員会の意思決定を円滑に進めるため、議長は、中国の提起した問題に関し、以下の追加情報を提供した。

- .1 IMO加盟国監査制度 (IMSAS) の下での監査は、STCW条約の規則I/16とSTCWコードのA-I/16条を通じて実施され、コードに規定された監査範囲を拡大するものではない。
- .2 STCWコードの各条項に規定の監査範囲外の、非網羅的なリスト2019年版(決議A.1141(31))及び同リスト2021年版の草案に含まれる、STCW条約・コード関連の義務の起源は、2007年の必須IMO規則の実施のための規則(決議A.996(25))にまでさかのぼることができる。
- .3 IMO規則実施コード(IIIコード)(決議A.1141(31))に関連する非網羅的なリスト2019年版、および、同リスト2021年版の草案は、STCWコードのA-I/16条の規定に完全に沿ったものではなく、リストの義務の中には、同条の規定範囲外のものもある。
- .4 STCW条約に関するIMSAS監査の範囲は、監査の前に、監査を受ける加盟国とIMOの間で締結する協力覚書で限定され、監査チームはその限定された範囲を厳守する。覚書には「STCW条約については、本監査においては、すでに同条約の中に存在する必須監査要件について重複して、繰り返し行うのではなく、STCWコードのA-I/16条に規定されている側面のみが、この監査の範囲に完全に含まれることになる。」と明記されている。
- .5 リモート監査のためにC 125で承認された「追加的な監査前情報」の提供を含む、国内法を通じて発せられた関連政策の監査チームによる審査に関して、監査を受ける加盟国に求められる国内法についての情報にも、STCW条約に基づく監査と同じ範囲の制限が適用される。

13.5 委員会は、STCW条約・コードによるIMSAS監査の範囲の制限を再確認する必要があること、非網羅的なリスト2021年版についての総会決議案の採択に関連して、決議案前文の3番目の項目を以下の通り書き直すという議長提案を承認した。

「さらに、決議A.1121(30)、A.1105(29)、及びA.1077(28)を次々に撤回した後、特に関連IMO規則の必須条項に規定される、IMO加盟国監査制度に関連する監査可能範囲の特定に関するを含む、IMO規則の実施と執行に関するガイダンスの作成のために、決議A.1141(31)でIMO規則実施コード(IIIコード)に関連する規則下で課せられる義務の非網羅的なリスト2019年版(以下「非網羅的義務のリスト」)を採択したことを想起して」

13.6 さらに、委員会は、III 8に、HTW小委員会と協議のうえ、IMSAS監査の目的と範囲を明確にするため、文書104/17/9 (中国)と、SCTW条約とSCTWコードの必須要件を考慮し、IMO加盟国監査制度の枠組みと手順の規定に照らして、関連する現状のアウトプットのもとで非網羅的リストの2021年版に含まれるSCTW条約・コードに関する義務項目を見直すよう指示した。

13.7 その結果、委員会は、MEPCの並行決議を条件に、採択に向け第32回総会に提出する以下の規則を承認した。

- .1 決議A.1138(31)を撤回するための、2021年のポートステートコントロール手順案と関連する総会決議案(附属書30に記載)、
- .2 決議A.1140(31)を撤回するための、2021年の検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく調査ガイドライン案と関連する総会決議案(附属書31に記載)、
- .3 決議A.1141(31)を撤回するための、IMO規則実施コード(IIIコード)に関連する

規則下で課せられる義務の非網羅的なリスト2021年版の草案と関連する改正総会決議案(附属書32に記載)

主管官庁を代行する認定機関の権限付与に関するモデル契約書

13.8 委員会は、MSC 102とMEPC 75が、主管官庁を代行する認定機関の権限付与に関するモデル契約書(III 6/15、附属書 8)についてのMSC-MEPC.5サーキュラー案を、あいまいで不明確な表現が含まれているという理由で、モデル契約書案の6.5.5項の削除、あるいは、修正を提案するMSC 102/14/1とMEPC 75/11/3(ノルウェー他)とともに検討したことを想起した。この件に関し、委員会は、6.5.5項の文言が、認定機関に対するコード(RO コード)(決議MSC.349(92)、MEPC.237(65))の第3パート提言部の5.3.2.4項の文言と同一であることに言及した。(MSC 102/24の14.5項、MEPC 75/18の11.12項)

13.9 委員会はまた、MSC 102とMEPC 75がIII 7に対して、文書MSC 102/14/1の第10項に提案された文言修正を念頭に、6.5.5項の文言のみを引き続き検討する事、また同様に、RO コードの第3パート提言部の5.3.2.4項についても審議し、両項の文言を整合させるべきかどうかを委員会に助言するよう指示したこと(MSC 102/24の14.8項、MEPC 75/18の11.12項)を想起した。

13.10 III 7からの成果を検討し、特に、小委員会が、ROコードに定義されている「法定証書とサービス」の適用範囲について、モデル契約書案の6.5.5項とRO コードの第3パート提言部5.3.2.4項を整合させたことに言及した上で、委員会は、MEPCの並行決議を条件に、附属書33に記載された主管官庁を代行する認定機関の権限付与に関するモデル契約書についてのMSC-MEPC.5サーキュラー案を承認した。

14 委員会の作業方法の適用

14.1 委員会は、MSC 101が、MEPC 75による並行決議を条件に、海上安全委員会、海洋環境保護委員会、及び、それらの下部機関の組織と作業方法(MSC-MEPC.1/Circ.5/Rev.2)の改訂版を承認したことを想起した。

14.2 MSC 103とMSC 104での審議を先送りした当該議題項目に関する提案措置はすでに書簡により審議されていること(MSC 104/1/2とAdd.1)、また委員会は、原則的に、議題項目1の提案措置のほとんどを承認したこと(1.8項参照)を想起した上で、委員会は、MEPC 75が改訂委員会ガイドラインを承認したこと(MEPC 75/18の15.2項)(文書MSC 104/1/2附属書、5.1項も参照)に言及した。

15 作業プログラム

新規アウトプットの提案

リモート調査、ISMコード監査、ISPSコード検証

15.1 委員会は、MSC 102が、コロナ禍でリモート調査が増える中、これに関するガイダンスを策定しようと提案する文書102/22/11(韓国)の審議をしながら、関心のある加盟国、国際機関は新規アウトプットを委員会に提案するよう呼びかけたこと(MSC 102/24の22.19項、22.20項)を想起した。

15.2 以上の経緯から、委員会は以下の文書を検討対象とした。

- .1 リモート調査のガイダンスの策定に関する新規アウトプットを提案するMSC 104/15/3(韓国)、

- .2 リモート調査と監査の規制に関する新規アウトプットを提案するMSC 104/15/6(オーストリア他)、
- .3 海上保安分野でのリモート検査と検証のガイドラインの策定を提案するMSC 104/15/12(オーストリア他)、
- .4 リモート調査の枠組みの論点整理と技術的要件の策定の実施を提案するMSC 104/15/24(中国)、及び、船舶のリモート調査への新技術の適用に関する情報を提供するMSC 104/INF.2(中国)

15.3 リモート調査、ISMコード監査、ISPSコード検証の評価と適用に関するガイダンスを策定するために新規アウトプットをひとつだけ作ること(以下、単一新規アウトプット)に合意しようという議長の提案(MSC 104/WP.2、附属書2、第4条)を支持しつつ、委員会は、以下の事案にも対処すべきだという見解に言及した。

- .1 関連するIMO規則の規定の意図する目的に適合するため、リモートや対面で行う調査、ISMコード監査とISPSコード検証の技術要件は同等であるべきである。
- .2 リモートで実施できる調査、ISMコード監査、ISPSコード検証の分類と時期、それら調査等のうちリモートで実施できる項目・活動の検討をする。
- .3 船舶の管理と運用における船主、船舶管理者、乗組員の負担増をできるかぎり回避する。
- .4 この事案に関し、第III小委員会とHTW小委員会が必要に応じ協力する。
- .5 ポートステートコントロール担当者が、リモート調査の評価と適用に関するガイダンス策定のための単一新規アウトプットに沿って点検と判定を円滑に進められるよう、できる限り、船上で電子必須証明書を発行すること。

15.4 IACSのオブザーバーは、リモート調査と実地調査の等価性、リモート調査の定義、範囲、条件及び限界、要員の訓練、既存の分類・法的規則の不備と障壁、情報の質と通信技術に求められる条件、記録し報告すべき証拠となる情報や文献などといった課題に対処するため、IACS内で行っている統一要件を策定する作業について委員会に報告した。IACSは、さらに、上述の作業の成果をIMOに提供する意向であることを委員会に告げた。

15.5 その結果、委員会は、「リモート調査、ISMコード監査及びISPSコード検証の評価と適用についてのガイダンスの策定」に関する新規アウトプットを、2024年を目標達成年として、III小委員会の2022-2023年の2カ年の議題とIII 8の暫定議題に加えることに合意した。環境に関する規則に、リモート調査のための規定が必要になる可能性に言及して、委員会は、MEPCに本アウトプットの監督機関になるかどうか検討するよう呼びかけた。

自動運航船(MASS)

15.6 委員会は、MSC 103が、MASS利用の規制面における論点整理(RSE)の成果を承認し、MSC.1/Circ.1638を使って配信したこと、加盟国と国際機関に、RSEの成果を考慮して、IMO規制枠組みの中でMASSに対処するための最善の道筋に関するアウトプットの提案を本会合に提出するよう呼びかけたことを想起した。

15.7 以上の経緯から、委員会は以下の文書を検討対象とした。

- .1 IMO規則の中でMASS運航に対処するためのロードマップ策定に関する新規アウ

トプットを提案するMSC 104/15/17(中国)、及び、その提案にコメントする文書MSC 104/15/34(日本)とMSC 104/15/36(韓国)、

- .2 目標指向型**MASS**規則と関連する任意規則の策定に関する新規アウトプットを提案するMSC 104/15/25(日本他)、及び、その提案にコメントする文書MSC 104/15/31(ロシア連邦)、MSC 104/15/34(日本)、MSC 104/15/36(韓国)、
- .3 **MASS**のための新規の目標指向型で包括的なコードの策定に関する新規アウトプットと、そのコード実施のために必要と思われる**SOLAS**条約、その他の**IMO**の規則の改訂の検討を提案するMSC 104/15/26(ノルウェー他)、および、その提案にコメントする文書MSC 104/15/34(日本)、MSC 104/15/36(韓国)、
- .4 **MASS**に対する**IMO**の戦略策定のための新規アウトプットを提案するMSC 104/15/29(トルコ)、及び、その提案にコメントする文書MSC 104/15/34(日本)、MSC 104/15/36(韓国)

15.8 委員会は、文書MSC 104/WP.2/Add.1に記載された議長提案の今後の進め方について審議した。その後の協議では、特に、以下の見解が表明された。

- .1 **MSC 105**で検討するためのロードマップ案を作成するためのアウトプットに同意するという議長の提案を支持する。また、**MASS**関連規則の策定の本格的作業をできるだけ早期に開始するための追加のアウトプットの承認を支持する。
- .2 技術の進歩に伴い、産業界の動きは規制する側よりも早いため、規制策定に向けてできる限り迅速に行動することが望まれる。
- .3 委員会の最終的ゴールである強制的**MASS**コードの策定を支持する。
- .4 現時点では、最初の任意(非強制)規則の策定を目標とするべきである。
- .5 規則の策定には、到達点に関する合意が必要で、それをロードマップの中で明確にしなければならない。
- .6 2つの別々のアウトプット、すなわち、ロードマップの策定と、規則の策定に関するアウトプットを策定するかわりに、ロードマップの策定を最初のステップとして、1つのアウトプットの下で作業がすべて実施できるような汎用的なアウトプットを提案すべきである。
- .7 他の委員会、特に、すでに関連する作業を始めている**LEG**委員会と**FAL**委員会、との作業の調整が必要である。
- .8 自動度の低い船舶を優先して作業を開始すべきである。

15.9 協議の後、委員会は以下を裁決した。

- .1 議長に、事務局とともに、提案書やコメントの文書(15.6項参照)を提出した国、組織と**MASS**作業部会の前会長と協議して、ロードマップを作成するように要請し、ロードマップには作業の範囲、段階、時系列、及び、他の**IMO**の機関との作業の調整について記載するよう、作成に際しては、本会合に提出された文書、本会合で出されたコメント、**RSE**の成果(MSC.1/Circ.1638)を考慮するよう、作成したロードマップを**MSC 105**で詳細に検討できるように、次回会合に十分間に合うようにロードマップを提出し、コメントを可能にするよう要請する。

- .2 2025年を目処に「自動運航船(MASS)に対する目標指向型規則の策定」に関する新規アウトプットを、委員会の2022-2023年の2カ年議題とMSC 105の暫定議題に加える。なお、その際、アウトプットのタイトルがMSC 105でのロードマップの見直しにより調整される可能性についても考慮に入れる。
- .3 この新規アウトプットの最初のステップは、ロードマップを完成させ、それ以降の段階についての理解を共有することであり、時間が許せば、委員会がMSC 105で規則の策定に乗り出すことも可能であることに合意する。
- .4 MASSの運航に対応する強制規則を作成することが最終目標であるということに合意する。
- .5 上述のロードマップの完成など、新規アウトプットに関する作業を開始するために、MSC 105でMASSに関する作業部会を再設置することに合意する。

本会合に提出された新規アウトプットに対する残された提案

15.10 時間の制約のため、委員会は、本会合に提出された残りの新規アウトプット提案を審議することができず(文書MSC 104/WP.2参照)、それらの提案の審議をMSC 105に先送りすることに合意した。

MSC 105で審議される新規アウトプットの提案

15.11 また、本会合に提出された膨大な数の新規アウトプットの提案を処理するため委員会は、コロナ禍の影響で即時の対応を要する提案、もしくは、その他の緊急な課題を除き、MSC 105での審議のための新規アウトプット提案を含むいかなる提出物も受け付けないことに合意し、その場合、議題の緊急性の判断については議長に委ねることとし、従って、新規アウトプットの提案は、MSC 106にのみ提出すべきこととした。

新規アウトプットの承認

15.12 IMOの戦略計画の適用についての総会決議A.1111(30)に従い、委員会は、理事会に、「リモート調査、ISMコード監査、ISPSコード検証の評価と適用に関するガイダンスの策定」について、及び、「自動運航船(MASS)に対する目標指向型規則の策定」についての2つの新規アウトプットを2022-2023年の2カ年の委員会のアウトプットに加えるよう求めた。(15.5項、15.9.2項、15.15項、附属書34参照)

2022-2023年の2カ年の委員会のアウトプット

15.13 委員会は、2022-2023年の2カ年のアウトプットのリスト案を含む文書MSC 104/15/13(事務局)を審議した。

15.14 2カ年以降の議題についてアウトプットのリストの検討をする中で、リストの中のいくつかのアウトプットがとても長い間取り上げられていないことを指摘した上で、委員会は、現在、2カ年以降の議題になっているアウトプットには、もはや必要のないものもある可能性があるため、アウトプットのリストを見直す必要があることに合意した。合意を受けて、委員会は、各小委員会に、おのおの権限下にある2カ年以降の議題の中のアウトプットのリストを、適宜、見直すよう指示した。

15.15 上記を受けて、委員会は、2022-2023年という2カ年に委員会が提案した議題(附属書34に記載)、2020-2021年の2カ年状況報告書(附属書35に記載)、及び、2カ年以降の委員会の議題(附属書36に記載)についてそれぞれ合意し、事務局に本会合で合意した変更を実行に移すこと、

適切な措置を講じるべくC/ES.34に同変更について提出することを要請した。

小委員会の2カ年の議題と小委員会の次回会合の暫定議題

CCC小委員会の2カ年の議題とCCC 8の暫定議題

15.16 委員会は、MEPCの並行決議を条件に、CCC小委員会の2カ年の議題(附属書37に記載)とCCC 8の暫定議題(附属書38に記載)を承認した。続いて、委員会は、CCC 7がIGFコードを遵守しつつも新しい低引火点燃料開発のための作業計画を更新するとともに、船舶用燃料としてのアンモニア使用に関する情報収集を行ったことに言及した上で、アンモニアを燃料として使う船舶の安全性に関するガイドラインをできる限り早期に策定する必要があることへの支持を表明したと言及した。その際、委員会は、時間の都合上、本会合では審議できなかった(15.10項参照)文書MSC 104/15/9(日本他)の中で提案された新規アウトプットについては、CCC 8(2022年9月19日から23日までで開催予定)に先立ちMSC 105にて審議される見込みであるとした。

HTW小委員会の2カ年の議題とHTW 8の暫定議題

15.17 委員会は、HTW小委員会の2カ年の議題(附属書37に記載)とHTW 8の暫定議題(附属書38に記載)を承認した。

III小委員会の2カ年の議題とIII 8の暫定議題

15.18 委員会は、「リモート調査、ISMコード監査、ISPSコード検証の評価と適用に関するガイドランスの策定」に関する新規アウトプットを小委員会の2カ年の議題とIII 8の暫定議題に加えるという上述の決定を想起した上で、MEPCの並行決議を条件に、III小委員会の2カ年の議題(附属書37に記載)とIII 8の暫定議題(附属書38に記載)を承認した。

NCSR小委員会の2カ年の議題とNCSR 9の暫定議題

15.19 6つのアウトプットへの変更提案に関するNCSR 8の勧告(MSC 104/12の3.1項)に合意した上で、委員会は、NCSR小委員会の2カ年の議題(附属書37に記載)とNCSR 9の暫定議題(附属書38に記載)を承認した。

SDC小委員会の2カ年の議題とSDC 8の暫定議題

15.20 委員会は、MSC 103で承認されたSDC小委員会の2カ年の議題(附属書37に記載)とSDC 8の暫定議題(附属書38に記載)を確認した。

15.21 この件に関し、委員会は、SDC 6からの関連する要請を想起した上で、「原油タンカーの航行用ソナーに関する勧告」に関するアウトプット32を委員会の2カ年以降の議題から削除することに合意した。

SSE小委員会の2カ年の議題とSSE 8の暫定議題

15.22 委員会は、MSC 103で承認されたSSE小委員会の2カ年の議題(附属書37に記載)とSSE 8の暫定議題(附属書38に記載)を確認した。

将来への準備

会期間会合

15.23 MSC 103で承認された2022年に開かれる予定の会期間会合(MSC 103/21の18.45項)
MSC 104-18.docx

に加え、委員会は、理事会の承認を条件に、以下の会議を開催することを承認した。

- .1 2022年のNCSR 9の総会に先立つ船舶の航路に関する専門家部会の会合
- .2 2022年の後半に開催される予定のIMOとITUの合同専門家部会の第18回会合、
- .3 2022年の後半に開催される予定のICAOとIMOの合同作業部会の第29回会合

MSC 105とMSC 106の議題に加える重要事項

15.24 文書MSC 104/WP.6の提案を検討した上で、委員会は、附属書39に記載した重要事項の最終リストを第105回、第106回の会合の議題に加えることに合意した。

MSC 105での作業部会と草案作成部会の設置

15.25 委員会は、いくつかの議題項目での決裁に基づき、MSC 105で、以下の課題に関する作業部会、草案作成部会を設置することに合意した。

- .1 MASSに対する目標指向型規則の策定、
- .2 MSIとSAR情報提供者の費用負担、
- .3 強制規則の改正

次回、次々回会合の期間と期日

15.26 委員会は、リモート会議の機会が限られていたことに起因する作業の遅れに対処するため2022年に開かれる2つの会合の期間を8日間にすることに合意した上で、MSC 105を2022年4月20日から29日まで、MSC 106を2022年11月2日から11日まで開催するという暫定スケジュールに言及し、コロナ禍の状況に応じてどのような形態、すなわち、対面かリモートかあるいはその混合で実施するのかを十分な時間的余裕をもって伝えることになっていることに言及した。

16 2022年の議長及び副議長の選出

16.1 委員会は、全会一致で、メイテ・メディナ (Mayte Medina) 氏 (アメリカ) を2022年の議長に、テオフィロス・モザス (Theofilos Mozas) 氏 (ギリシア) を2022年の副議長に再選した。

17 その他の業務

17.1 委員会は、本議題項目で検討すべき安全性に関する事案のうち、MSC 102とMSC 103では、コロナ禍の影響に関する文書のみを審議し、残りの文書の審議はすべて本会合に先送りしたことを想起した。(MSC 102/24の1.13項と22.1項、MSC 103/21の20.14項)

コロナ禍関連事案

一般事項

17.2 委員会は、MSC 103が、以下を行ったと想起した。

- .1 船員のコロナワクチン接種を優先させるための奨励行動についての決議 MSC.490(103)を採択、
- .2 A 32での採択に向け、本会合での検討、採択のため、乗組員の交代、医療への

アクセス、「キーワーカー」指定、ワクチン接種に関する問題の重要性を強調するためにこれらの課題を統合する総会決議案を作成するよう事務局に要請。

船員危機対応チーム(SCAT)の作業概要

17.3 委員会は、文書104/17/2(事務局)の中の、IMOの船員危機対応チーム(SCAT)の作業の概要に関する情報に言及した。

17.4 委員会はまた事務局が、SCATの作業に基づき、コロナ禍における船員交代の状況に関する情報を、グローバル・サプライチェーン(世界的供給網)を支えるために新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的大流行の結果として船員が直面している課題に対処するための国際協力に関する決議A/75/L.37で要請した通り、第76回国連総会に提供したことに言及した。

総会決議案 - コロナ禍で船員が直面する課題

17.5 委員会は、事務局が、MSC 103の要請により作成したコロナ禍で船員が直面する課題に対処するための包括的措置(文書MSC 104/17/1(事務局)に記載)を審議した(17.2.2項参照)。この件に関して、委員会は、総会決議案を支持する文書104/17/11(ドミニカ他)も審議した。

17.6 総会決議案の検討の中で、委員会は、以下を裁決した。

- .1 主文第1項の柱書に「URGES(強力に推し進める)」という語を使うことに合意する。
- .2 主文第1.1項において船員をキーワーカーとして指定するように加盟国に要請しているが、「その他の海洋労働者」という語句についてはその明確な定義がないこと、当該要員のための文献調査が必要なことを理由に、1.1項にはこの語句を含めないことに合意する。
- .3 船員の国境をまたぐ円滑な移動に関して(主文の1.4項)、ワクチンの承認は各国独自の公衆衛生に係る問題であり、他の加盟国の発行した証明書を受け入れるかどうかは、それぞれの政策により変わるので、現時点では、船員のワクチン接種証明の確認については決議案に入れないことに合意する。
- .4 医療サービスへのアクセスに関する主文の1.5項から、「必要ならば投薬、及び医療、隔離施設を含む」を削除することに合意する。
- .5 採択に向けてA 32に提出するため、附属書40に記載されたコロナ禍で船員が直面する課題に対処するための包括的措置についての総会決議案を承認する。

17.7 この件に関し、委員会は、附属書42に記載したジャマイカ、パナマ、スロベニア政府代表団とINTERTANKOのオブザーバーの声明にも言及した。

ASEANの勧告

17.8 委員会は、文書MSC 104/17/5(インドネシア他)に記載された、2021年5月27、28日に行われた新型コロナウイルスに関する会期間協議:船員の乗組員交代、帰国、国内のワクチン接種プログラムへのアクセスに対するASEAN加盟国の対応の成果の要約についての情報に言及した。この件に関し、委員会は、ASEAN加盟国で新型コロナウイルスに感染した船員が乗船している船舶の寄港の権利を否定し、感染した船員への医療提供を拒んだ例が数件あり、病死した船員の遺体の下船と本国への移送を拒否したASEAN加盟国があったというICSのオブザーバーからの情報に言及した。

2022-2023年のITCPの優先課題

17.9 委員会は、MSC 101が、2020-2021年の2カ年のITCPの安全、保安に関する優先課題につき合意したことを想起した。(MSC 101/24の23.1項から23.3項まで)

17.10 2022-2023年の2カ年のITCPの優先課題の提案について文書MSC 104/17(事務局)を検討した上で、委員会は、以下の8つの課題を主要な対象分野とすることに合意した。これらの課題の詳細な情報は附属書41に記載されている。

- .1 漁船、国内連絡船、その他のSOLAS条約非適用船の安全、
- .2 海上保安、対海賊措置、
- .3 IMO規則の実施、
- .4 航行の安全、
- .5 捜索と救助、
- .6 IMDGコードとIMSBCコードの実施、
- .7 Polarコードの実施、
- .8 船員の訓練と人的因子

17.11 かかる経緯の中、委員会は、以下で、あるいは以下を通して把握された情報が考慮され、できるだけ早期に、2022-2023年のITCPに取り込まれるであろうことに言及し、まだGISISにCMPを提出していない加盟国に、できるだけ早期に提出するように促し、提出した加盟国に対しては、情報が最近のもので正確であることを担保するため、必要に応じてCMPを更新するよう促した。

- .1 GISISの国別海事概要(CMPs)、
- .2 特定された根本原因に対処する文書III 5/15とIII 5/INF.3に含まれる海洋安全性に関するIMSASの結果、
- .3 是正措置計画を実施している国に提供された支援。

MSC 102、MSC103からMSC 104 に審議を先送りしたことに起因する問題

17.12 本議題項目に関してMSC 103、MSC 104に審議を先送りした事項に関する措置案が、すでに、書簡によって準備されていること(MSC 104/1/2とAdd.1)、及び議題項目1のもとで提案された措置のほとんどを(1.8項参照)原則的に承認していることを想起した上で、委員会は、以下に概説する措置を講じた。

試行段階の国際品質評価レビュー理事会(IQARB)の第2回会合の成果(MSC 102/22とMSC 102/INF.9(事務局))

17.13 委員会は、以下を行った。

-
- .1 文書MSC 102/22とMSC 102/INF.9(事務局)に記載された情報、特に、IQARBの第2回会合の進行についての情報(MSC 104/1/2附属書、6.1項)に言及、
 - .2 事務局に、試行段階での進展に関し委員会に最新情報を定期的、かつ、継続的に提供するよう要請。(MSC 104/1/2附属書、6.2項参照)

IACSの品質システム証明制度(QSCS)でのIMOとIACSの協力(MSC 102/22/1と103/20/4 (事務局))

17.14 委員会は、以下を行った。

- .1 IMOのオブザーバーが、文書MSC 102/22/1と103/20/4(事務局)のIACS QSCSに関する情報、特に、2019年3月から2021年2月までの制度の動向と、IACSの政策を推進し、制度を継続的に改善するためにIACSが講じた措置に言及、(MSC 104/1/2附属書、6.3項参照)
- .2 現行のIMOとIACSの合意に基づき、引き続きIACSのQSCSに参加し、MSC 105に報告書を提出するよう事務局に要請。(MSC 104/1/2附属書、6.4項参照)

IACSで進行中の作業(MSC 103/20/3 (IACS))

17.15 委員会は、文書MSC 103/20/3 (IACS)に記載された、大型コンテナ船の縦方向の強度要件に策定のためにIACSが実施している作業について言及し、2022年末頃と想定されている当該作業の完了後、最新情報を提供するようIACSに求めた。(MSC 104/1/2附属書、6.5項参照)

漁船の安全(MSC 103/20/2 (アイスランド他)、MSC 103/20/7 (事務局)、MSC 103/20/11 (アイスランド他))

17.16 委員会は、以下を行った。

- .1 2012年のケープタウン協定の推進に関する事務局の作業(MSC 103/20/7)、並びに文書MSC 103/20/2とMSC 103/20/11(アイスランド他)にそれぞれ示された、その実施及び発効促進のためのガイダンス案の策定の過程で関係者グループによって成された取組みの進捗状況についての情報に言及(MSC 104/1/2附属書、6.6項参照)、
- .2 関係加盟国、国際機関に、ガイダンス案の策定を進めるため、上述のグループに参加するよう要請。(MSC 104/1/2附属書、6.7項参照)

IMO加盟国監査制度(IMSAS) (MSC 102/22/3 (WMO)とMSC 103/20/9 (IALA))

17.17 委員会は、NCSR小委員会に対し、IMO規則に含まれる関連必須要件を考慮しながら文書MSC 102/22/3(WMO)とMSC 103/20/9(IALA)の提案事項について審議し、適切なIMSASガイダンス資料に掲載できるかどうか委員会内で検討する事ができるよう適宜委員会に助言を行うよう指示した。(MSC 104/1/2附属書、6.8項参照)

全球測位衛星システム(GNSS) (MSC 103/20/6 (米国))

17.18 委員会は、米国の全地球測位システム(GPS)及びその他の全球測位衛星システム(GNSS)への故意の干渉についてのMSC.1/Circ.1644を承認した。(MSC 104/1/2附属書、6.9項参照)

ISO事案(MSC 102/22/6 (ISO)、MSC 103/20/1 (ISO)、MSC 103/20/15 (IACS)、MSC 103/20/17 (ICS他)、MSC 104/17/6 (CESA))

17.19 委員会は、以下を行った。

- .1 MSC 103/20/1 (ISO)に記載された、委員会が検討している項目と関連する最近公表された、もしくは、策定中のISOの国際標準の更新に関する情報に言及し、関連の小委員会に、この情報を考慮して、おのおのの権限下の既存の規則の改訂、もしくは、権限下での新規規則の策定を行うよう要請、(MSC 104/1/2附属書、6.11項参照)
- .2 ISOの標準策定の作業に参加し、貢献するよう関係加盟国と国際機関に要請。(MSC 104/1/2附属書、6.12項参照)

17.20 デンマーク政府とノルウェー政府の代表団とIACSのオブザーバーのコメントに言及した後、委員会は、文書MSC 104/17/6 (CESA)を考慮しながら、文書MSC 102/22/6 (ISO)に記載されたISO/PAS 23678の最近の発行に関する措置6.10 (MSC 104/1/2附属書、6項)の審議を、文書103/20/15 (IACS)とMSC 103/20/17 (ICS他)で示された同文書に関するコメントも併せ、MSC105に先送りした。

黒海北部、アゾフ海、ケルチ海峡における航行の安全保障(MSC 102/22/4 (ウクライナ)とMSC 102/22/7 (ロシア連邦))

17.21 委員会は、文書MSC 102/22/4 (ウクライナ)に記載された情報と、文書MSC 102/22/7 (ロシア連邦)のそれに関するコメント、さらに、デンマーク政府代表団のコメント(MSC 104/1/2/Add.1の6.13項)に言及した。(MSC 104/1/2附属書、6.13項参照)

第2回世界海上保安機関長官級会合(MSC 102/INF.10 (日本))

17.22 委員会は、文書MSC 102/INF.10 (日本)に記載された、第2回世界海上保安機関長官級会合の成果についての情報に言及した。(MSC 104/1/2附属書、6.14項参照)

極水域運航手順書策定のガイドライン(MSC 102/INF.21 (ICSとOCIMF))

17.23 委員会は、文書MSC 102/INF.21 (ICSとOCIMF)に記載の、最近発行され、一般使用が可能となった「極水域運航手順書策定のガイドライン」についての情報に言及した。(MSC 104/1/2附属書、6.15項参照)

国際航路標識機関条約(MSC 103/20/5 (フランスとIALA))

17.24 委員会は、文書MSC 103/20/5 (フランスとIALA)に記載の、IALAを政府間機関(IGO)に改組する計画の最新情報など国際航路標識機関条約についての情報に言及した。(MSC 104/1/2附属書、6.16項参照)

LRIT配信施設

17.25 委員会は、文書MSC 103/20/8 (事務局)に記載の、英国海運貿易オペレーション(UKMTO)に代わり英国政府が行った、LRIT配信施設を通じて旗国のLRIT(船舶長距離認識追跡)情報を受信したいという要請に対して事務局が講じた措置について言及し、アデン湾とインド洋西部の海域を航行中の船舶に対する海賊行為、武装強盗を抑止するUKMTOの作戦を支援するために、SOLAS条約締結国に旗国のLRIT情報をUKMTOに提供することを検討するよう呼びかけた。(MSC 104/1/2附属書、6.17項、6.18項参照)

コンテナ船とばら積み貨物船の電子式傾斜計(MSC 103/20/10 (フランスほか))

17.26 オーストラリア政府、デンマーク政府、IACSのコメント(MSC 104/1/2/Add.1)に言及した上で、委員会は、文書MSC 103/20/10で提案された4年という改正サイクルを撤廃する案を含むSOLAS条約第V章の改正案の審議をNCSR 9に付託し、NCSR 9に文書MSC 104/1/2/Add.1の附属書1に記載されたIACSのコメントを考慮して改正案を検討し、委員会に助言するよう求めた。(MSC 104/1/2附属書、6.19項参照)

SOLAS規則V/23.2.3の脚注の更新(MSC 103/20/12 (事務局))

17.27 デンマーク政府とIACSのコメント(MSC 104/1/2/Add.1)に言及した上で、委員会は、2020年のSOLAS統合版の更新ISO標準799-1:2019、船舶と海洋技術 – パイロットラダーに言及するSOLAS規則V/23.2.3の脚注の更新についての文書MSC 103/20/12(事務局)をNCSR 9に付託し、文書MSC 104/1/2/Add.1の附属書1に記載されたIACSのコメントを考慮して改正案を検討し、委員会に助言するよう求めた。(MSC 104/1/2附属書、6.20項参照)

モーリシャス領海内でのPSSAと関連保護措置(MSC 103/INF.10 (モーリシャス))

17.28 委員会は、文書MSC 103/INF.10(モーリシャス)に記載の、特別敏感海域(PSSAs)を指定して、南インド洋のモーリシャス、ロドリゲス諸島沿岸に、関連保護措置(APMs)として、避航水域(ATTBs)を設定するという意図的提案に関する情報に言及した。(MSC 104/1/2附属書、6.21項参照)

17.29 この件に関し、フランス政府代表団は、文書MSC 103/INF.10に添付された地図に関し、フランスの完全な主権下にあるトロメリン島に特に言及した声明(附属書42に記載)を出した。

2020-2021年に発行された業界のベストプラクティス関連の出版物(MSC 103/INF.11 (ICS))

17.30 委員会は、2020年及び2021年に発行された最新の、あるいはこれから発行される、タンカー安全ガイド(ケミカル)第5版、機関室手順ガイド第1版、海上保安:船員、船会社、行政のため包括的ガイド第1版、船舶とヘリコプターの運用のためのガイド第6版などのベストプラクティスガイダンスについての文書MSC 103/INF.11(ICS)に記載された情報に言及した。(MSC 104/1/2附属書、6.22項参照)

改正ECDIS性能基準(MSC 103/INF.12 (オーストリア他))

17.31 委員会は、船舶航路計画の標準化されたデジタル交換を促進するため、改正ECDIS性能基準(決議MSC.232(82))を修正する新規アウトプットに関して行われるであろう提案についての文書MSC 103/INF.12(オーストリア他)に記載された情報に言及した。(MSC 104/1/2附属書、6.23項参照)

MSC 104に提出された残りの文書

17.32 時間的制約から、委員会は、文書MSC 104/17/3(ウクライナ)、MSC 104/17/4(オーストラリア他)、MSC 104/17/7(WWF)、MSC 104/17/8(中国)、MSC 104/17/10(ロシア連邦)、MSC 104/17/12(FOEIとPacific Environment)、MSC 104/INF.4(オーストリア他)、MSC 104/INF.12(コロンビア)、MSC 104/INF.13(中国)、MSC 104/INF.14(中国)、MSC 104/INF.16(中国)、MSC 104/INF.17(中国)、MSC 104/INF.19(フランス)の審議をMSC 105に先送りした。この件に関し、オランダ政府代表団は声明を出した。その全文は附属書42に記載されている。

17.33 米国政府代表団は、中国の新たな強制船舶報告法に関し懸念と見解を表明した。オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、スペイン、英国政府代表団が米国政府代表団の声明を支持した。ドイツ、日本、英国、米国政府代表団の声明の全文は附属書42に記載されている。

17.34 上述の声明に対し、中国政府代表団も声明を出した。その全文は附属書42に記載されている。北朝鮮、ロシア連邦政府代表団が、中国政府代表団の声明を支持した。

18 第104回会合に関する委員会報告の審議

リモート会議を円滑に進めるための手順

18.1 事務局は、コロナ禍における委員会リモート会議を円滑に進めるための暫定ガイダンス(MSC-LEG-MEPC-TCC-FAL.1/Circ.1)の規定も考慮しながら、委員会での審議、採択に向け、本会合の報告書案(MSC 104/WP.1/Rev.1)を作成した。

18.2 2021年10月8日に開かれた仮想会議の中で、各国代表団は、報告書案(MSC 104/WP.1)にコメントする機会を与えられ、委員会の決定に対しさらなるコメントがある代表団には、上述の暫定ガイダンスの規定に従い、2021年10月18日の23時59分(協定世界時+1)までに書簡にてコメントするよう期日が与えられた。

18.3 上記締め切りまでに、ウクライナ政府から1件のコメントを受け取った。コメントとそれに関する議長の裁定を文書MSC 104/WP.1/Rev.1/Add.1に記載した。その後、事務局が、議長と協議のうえ、委員会の報告を完成させた。本会合は、手続き規則の第35条に従い、2021年10月18日の23時59分(協定世界時+1)に閉会した。

他のIMO組織への対応要請

18.4 総会は、第32回会合にて以下を要請した。

- .1 委員会が、1988年満載喫水線に関する議定書とIGCコードの改正を採択し、多くの任意規則(3.19、3.21、7.5.1、8.8.4、11.8.8、11.9、11.10、11.13、12.4、12.10、12.12、12.13、12.14、12.19、13.7、13.10、17.2、17.6.5項、附属書1、2、5、28から33、40)を承認・採択したことに言及、
- .2 ギニア湾における海賊行為、船舶に対する武装強盗及び非合法的な海上での行為の予防、抑止についての総会決議案(8.8.4項、附属書5)の採択、
- .3 ポートステートコントロールの手順についての総会決議案(13.7.1項、附属書30)の採択、
- .4 2021年の検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく調査ガイドラインについての総会決議案(13.7.2項、附属書31)の採択、
- .5 IMO規則実施コード(IIIコード)に関連する規則下で課せられる義務の非網羅的なリスト2021年版についての総会決議案(13.7.3項、附属書32)の採択、
- .6 コロナ禍で船員が直面する問題に対処するための包括的な措置に関する総会決議案(17.6.5項、附属書40)の採択、
- .7 コロナ禍で船員が直面する問題に関してとられた措置(17.1項から17.8項まで、

附属書40)への言及。

18.5 理事会は、第34回臨時会合にて以下を要請した。

- .1 海上安全委員会の第104回会合の報告書を検討し、IMO条約の第21条(b)に従い、報告書に対するコメントと勧告をつけて、第34回総会に送付すること、
- .2 IMOのすべての条約を各国国内法に導入することを支援するために作成する条約統合版の認証謄本に関して講じられた措置(2.7項、2.8項)に言及すること、
- .3 委員会が、1988年満載喫水線に関する議定書とIGCコードの改正を採択し、多くの任意規則(3.19、3.21、7.5.1、8.8.4、11.8.8、11.9、11.10、11.13、12.4、12.10、12.12、12.13、12.14、12.19、13.7、13.10、17.2、17.6.5項、附属書1、2、5、28から33、40)を承認・採択したことに言及すること、
- .4 国内連絡船の安全を向上させる措置についての決定(5.1項から5.6項まで、附属書3、4)に言及すること、
- .5 目標指向型新造船基準とGBS適合検証制度に関する事案についての決定(6.1項から6.7項まで)に言及すること、
- .6 海上保安を向上させる措置についての決定(7.1項から7.5項まで)に言及すること、
- .7 海賊行為と船舶に対する武装強盗に関連する事案についての決定(8.1項から8.20項まで、附属書5)に言及すること、
- .8 危険な海上混合移民に関連する事案についての決定(9.1項から9.11項まで)に言及すること、
- .9 本会合に報告された小委員会の作業の成果に関して講じられた措置(11章から13章まで)に言及すること、
- .10 2022-2023年の2カ年分の委員会アウトプットリストに2つの新規アウトプットを加えたこと(15.5項、15.9.2項、15.12項、15.15項、附属書34)を承認すること、
- .11 2022-2023年の2カ年分の海上安全委員会の議題提案(15.15項、附属書34)を承認すること、
- .12 2020-2021年の2カ年分の海上安全委員会の状況報告(15.15項、附属書35)に言及すること
- .13 海上安全委員会の2カ年以降の議題(15.15項、附属書36)に言及すること、
- .14 2022年の会期間会合の承認(15.23項)を支持すること、
- .15 2022年に予定されている2回のMSC会合、すなわち、MSC 105とMSC 106は、過去のリモート会合による時間制限の中で生じた作業の遅れを取り戻すため、どちらも8日の会期とするという委員会の決定(15.26項)を承認すること、
- .16 コロナ禍で船員が直面する問題に関連する事案についての決定(17.1項から17.8項まで、附属書40)に言及すること

18.6 海上環境保護委員会は、第77回会合にて以下を要請した。

- .1 III 8にHSSC調査ガイドラインの改正提案に関する事項を検討し、検討の結果を委員会に報告するよう指示するという決定(2.5項)に同意すること、
- .2 水密性扉に関する1988年満載喫水線に関する議定書とIGCコードの改正についての決定、特に、新規の改正を新造船と既存の船舶の両方に適用するという決定(3.5項から3.8項まで、3.19項、3.21項、附属書1、2)に言及すること、
- .3 新しい措置の実施のためのキャパシティ・ビルディングの影響と技術支援の必要性の評価に関連する事案についての決定(4.2項)に言及すること、
- .4 ポートステートコントロールの手順、2021年の検査と証書の調和システム(HSSC)に基づく調査ガイドライン、IMO規則実施コード(IIIコード)に関連する規則下で課せられる義務の非網羅的なリスト2021年版についての総会決議案(13.7.1項から13.7.3項まで、附属書30から32まで)を、海上安全委員会と並行して承認すること、
- .5 主管官庁を代行する認定機関の権限付与に関するモデル契約書についてのMSC-MEPC.5サーキュラー案(13.10項、附属書33)を、海上安全委員会と並行して承認すること、
- .6 「リモート調査、ISMコード監査、ISPSコード検証の評価と適用に関するガイダンスの策定」に関する新規アウトプットを、目標達成年を2024年として、III小委員会の2022-2023年の2カ年議題とIII 8の暫定議題に加えることに言及し、環境関連の規則にもリモート調査の規定が必要になるかもしれないことを考慮して、MEPCをこのアウトプットの監督機関とするかどうか(15.5項)を検討すること、
- .7 CCC小委員会とIII小委員会の2カ年議題と、CCC 8とIII 8の暫定議題(15.16項と15.18項、附属書37と38)を海上安全委員会と並行して承認すること

18.7 法律委員会は、第109回会合にて以下を要請した。

- .1 IMOの条約を国内法に導入することを支援するために作成するIMO条約統合版の認証謄本に関して講じられた措置(2.7項、2.8項)に言及すること、
- .2 自動運航船(MASS)に関する今後の作業についての決定(15.8.7項)に言及すること、
- .3 コロナ禍で船員が直面する問題に関連する事案についての決定(17.1項から17.8項まで、附属書40)に言及すること。

18.8 円滑化委員会は、第46回会合にて以下を要請した。

- .1 MSC-FAL.1/Circ.3/Rev.1の4.2項に記載された業界ガイダンスに、IAPHの港湾とその施設のためのサイバーセキュリティガイドラインを含める更新をするよう事務局に指示するという委員会の決定(7.5.1項)に同意すること、
- .2 「危険な海上混合移民への対処に対するIMOの貢献」に関するアウトプットの目標達成年を2022年に延長するというFAL 45の決定に、委員会が同意したこと(9.5項)に言及すること、

-
- .3 自動運航船(MASS)に関する今後の作業についての決定(15.8.7項)に言及すること、
- .4 コロナ禍で船員が直面する問題に関連する事案についての決定(17.1項から17.8項まで、附属書40)に言及すること。
- 18.9 技術協力委員会は、第72回会合にて以下を要請した。
- .1 新しい措置の実施のためのキャパシティ・ビルディングの影響と技術支援の必要性の評価に関する事案についての決定(4.2項)に言及すること、
- .2 国内連絡船の安全を向上させる措置についての決定(5.1項から5.6項まで、附属書3と4)に言及すること
- .3 コロナ禍で船員が直面する問題に関連する事案についての決定(17.1項から17.8項まで、附属書40)に言及すること、
- .4 2022-2023年の2カ年間のITCPの安全、保安に関する優先課題についての決定(7.2項、17.9項から17.11項まで、附属書41)に言及すること。

(附属書は本報告書の補遺として発行される。)

3 調査研究事項

自動運航船（MASS）の研究・開発に係る動向について

自動運航船の国際的動向について（2021 年度）

（公社）日本海難防止協会
企画国際部 主任研究員/国際室長
尾崎 直樹

1 はじめに

本年度の調査研究事項については、「自動運航船の国際的動向」をテーマとして掲げ、本テーマに基づく調査等を実施した。

本年度も昨年度同様に COVID-19 の世界的な感染拡大の影響を受けていたため、リモート会議システムにて開催された自動運航船の研究・開発に係るコンファレンスを中心に調査を行うとともに、これまでの IMO における審議結果についても主な概要を整理した。

2 これまでの自動運航船の IMO（MSC）における主な審議結果概要

（1）第 98 回海上安全委員会（MSC98） 2017 年度

- ・ 2020 年を目標完了年として、MASS（Maritime Autonomous Surface Ship）の安全に関する検討を開始することが合意された。

（2）第 99 回海上安全委員会（MSC99） 2018 年度

- ・ MASS の実現するために必要となる現行基準の改正や新たな基準の策定等の検討（Regulatory Scoping Exercise）を進めるために、暫定的な MASS の定義及び自動化のレベルが定義された。
- ・ MASS は「様々な程度で人間の相互作用から独立して操作できる船舶」が暫定案として定義された。
- ・ 自動化のレベルについて、以下の 4 つが暫定案として定義された。
 - 自動化プロセス及び意思決定支援船
幾つかの作業は自動的に行われることもあるが、搭載されたシステムや機能を操作又は制御するために船員が乗船している。
 - 遠隔操縦船（船員の乗船あり）
船員は乗船しているが、船の制御や操作は別の場所から行われる。
 - 遠隔操縦船（船員の乗船なし）
船員は乗船しておらず、船の制御や操作は別の場所から行われる。
 - 完全自動化船
船の運航システムにより判断と行動決定が可能。
- ・ 自動化レベルに応じて改正等が必要となる国際的なルールについて検討するため、第 100 回委員会までに通信部会が設置され、メールベースでの検討を進めることについて合意された。

(3) 第 100 回海上安全委員会 (MSC100) 2018 年度

- ・通信部会の審議結果を基に、RSE の作業方法、スケジュール等の検討方法が決定された。

- 第一段階

有志国が分担して 2019 年 9 月頃までに MASS の運航を妨げる、もしくは修正・確認が必要となり得る IMO 規則の特定を行う (中間会合)。

- 第二段階

2020 年 5 月に開催予定の MSC102 までに特定した IMO 規則の改正、新規策定等の具体的な方策を決定するための分析を行う。

(4) 第 101 回海上安全委員会 (MSC101) 2019 年度

- ・MASS の実証試験を安全に実施するための操船者の資格 (質の確保)、適切な通信手段の確立などを定めた暫定ガイドラインが合意された。

- ・各有志国より RSE の第一段階の進捗状況等の共有があるとともに中間会合に向けた結果報告の方法が決定された。

(5) 第 103 回海上安全委員会 (MSC103) 2021 年度

- ・MSC102 に提出された RSE の結果が承認された。

- ・各条約等のうち、新たに改正や解釈の整理が必要となるものが特定され、今後の作業の優先検討事項として、以下のものが合意された。

- 自動運航船固有の優先課題への対応

- 自動運航船の定義と自動化レベルの見直し

- 自動運航に関する用語の定義の策定

- 自動運航船固有の優先課題への対応

(6) 第 104 回海上安全委員会 (MSC104) 2021 年度

- ・ゴールベース型の自動運航船の基準作成、リスク評価や性能標準等を含むガイドラインの策定をはじめとする優先検討事項の全ての検討を進めることが合意された (MSC105 から検討を開始)。

3 自動運航船の研究・開発動向について

リモート会議システムで開催された国際コンファレンス「Autonomous Ship Expo virtual 'Live」及び「International MARISSA DAYS」の発表内容から抜粋して紹介する。

(1) 「Autonomous Ship Expo virtual 'Live」

Autonomous Ship Expo virtual 'Live」は、船舶と荷役の分野で、衝突防止支援や完全自律運航など、様々な自動化を可能にする最新で次世代のシステムと技術に特化した国際バーチャル会議である。

①ZULU Associates Group

ZULU Associates Group はベルギーに所在し、物流チェーンの海上部門における

イノベーションの創始者、開発者、運営者としての活動している。企業は、近海、沿岸、内陸水路の商業船舶において、自律航行と代替推進によるゼロエミッション運航の実現を目標に掲げている。

ZULU から船舶の自律運航により船舶物流の主要コストである人件費等の削減が可能となり、そのコスト削減の効果として、比較的小型の船舶が大型の有人船舶を競合相手として物流にかかる競争に参画できる可能性を発表していた。

また、既存の船舶を自律的かつ持続可能なものに改造または更新することは、従来型エンジンの交換はコストがかかること、船舶ごとにそれぞれ構造が異なるので改造するために毎回計測が必要であることなどから、経済的にも技術的にも実行不可能であり、新規に建造する必要があるとしていた。

そこで、自律型の船舶を建造するうえで、組立ラインを標準化し、整備を容易とすること船体寿命までの整備とアップグレードを可能とし、エネルギー効率を最適化する船体設計による持続可能性のある新しいシステムを構築することを目指している。

②Kongsberg

Kongsberg はノルウェーの船用機器会社である。同社からは、船舶の遠隔操縦による出港前～出港の手順、レーダーや ECDIS を使用して、内陸部の水路を航行し荷揚地への通信をする一連のデモンストレーションの発表があった。今後、ベルギーのタークに 2021 年の年末まで、ウィンタムに 2021 年度末までにリモートオペレーションセンターを設置し、試験エリアとして設定するとのことであった。

③Solis Marine Engineering

Solis Marine Engineering はイギリスとシンガポールにそれぞれ船舶設計者、エンジニアリング、サルベージをメンバーとしたチームがある企業であり、再生可能エネルギー、グリーン SHIPPING とその研究開発、サルベージと難破船の除去を業としている。グリーン SHIPPING では、自動運航船の船体設計、電気フェリーの設計、プロペラやスラスターの設計、水素アンモニア燃料の実現可能性および設計の研究を実施している。

同社からは、MARLAB と呼ばれる AIS データを取得できるサービスの開発状況について紹介があった。

④ANDATA

ANDATA はオーストリアに所在し、数学、機械工学、交通工学分野の開発を行っており、アウディ・エレクトロニクス・ベンチャー社と共に、ドイツで合併会社を運営し、自動車の安全分野に技術を提供している。

同社は、ビックデータの分析も得意としており、ヨットを完全自動で沖合から任意の港に着岸させるシステムの開発状況について発表があった。その開発では、自

動車分野と異なる潮流、波などの環境情報、船型が同じでも大きさや構造の種類が多様であること、人間とのコミュニケーションには行動の予測が必要となること、システム上の予測制御よりも作動装置の待機時間が長いこと、海上の操船には（船員の常務のような）曖昧な規則があり、高い安全基準が必要となることによる課題を挙げつつ、衝突回避には船舶の動きを数学的モデルにより蓄積させ、AI を活用し、衝突リスクを最小化する進路の選択を可能としたことの発表があった。

⑤BMT

BMT はイギリスに所在する海事部門の技術コンサル会社である。同社からは、自動運航システムに必ず課題として存在するサイバーセキュリティに関して発表があった。

自動運航船の自動レベルには程度があるが、遠隔操作による操船を行う場合には、第三者からの乗っ取りが懸念され、万が一発生した場合の損害額は相当額となる。同社はデータ管理、識別・認証・認可・監査、サイバーレスポンス（IT システムの監視とサイバーインシデントへの対応、報告から修復、自己修復までの方法）、完全性（システムは正常に作動していること）を考慮することが重要であり、そのためにシステムの暗号化と信頼できるシステムの構成とすることを提唱した。

⑥Super Radio

Super Radio はノルウェー研究評議会から資金提供を受け、世界初の海上 5G 通信プロジェクトを 2016 年から実施している。2018 年には②記載の Kongsberg 社等とともに自動運航船と 5G LTE の実地試験を、2019 年には Yara-birkeland 号（完全電動化の自律運航船を目指して建造されたコンテナ船）とプロトタイプのターミナルで 5G の実地試験を実施した。同社からは、ノルウェーでの海上 5G と関連分野の実地試験に関して発表があった。

自動運航船の実現に際し、船からはギガバイトのデータ送受信やリアルタイムの通信が必要であり、求められる通信速度は最大 10Mbps を供給しなければならないところ、既存の WiFi や LTE では短距離しか届かず、かつ不安定信号であることから海上では不適切であるため、多くの船は高価な衛星通信を行っている現状にある。同社は、実地試験を通じて、最大 200Mbps の通信速度により沿岸から 70km の範囲を高解像度で高い安定性のある船舶通信や自律航行のための遠隔操作が可能な状態でカバーできたことを確認した。

⑦Fraunhofer CML

Fraunhofer CML は Fraunhofer Material Flow and Logistics IML 研究所の一部としてドイツに設立された海事物流、港湾、海運、造船の分野の研究機関である。Fraunhofer CML からは、ミニチュア版の港湾タグを完全な遠隔操作する実地試験結果について発表があった。開発には 7 つの企業等がデータ送信、リモートコント

ロールシステム、タグの設計等をそれぞれ技術協力している。

実験では、AR (Augmented Reality : 現実世界に仮想世界を重ね合わせて表示する技術) と AV (Augmented Virtuality : 仮想世界に現実の情報を重ね合わせて表示する技術) を融合させ、AR リモートコントロール室で元パイロットやベテラン航海士がミニチュア版の港湾タグに取り付けられた 360° カメラを通し、遠隔で操作しており、通信回線の安定性、反応速度、ハンドルの役割を果たすジョイスティックの感度について確認した。操船者からは設置されたカメラの実際の映像にジョイスティックと腕がバーチャルで表示されるように見えており、腕の動きも連動している。試験結果は通信回線の安定していたこと、操船者の動作と実際の動きとのタイムラグが 1.5 秒であること、ジョイスティックの感度は実際の港湾タグのものと同様で違和感なく操作できたと評価していた。今後は、実際の港湾タグでの検証を行う予定となっている。

(2) MARISSA (Maritime Safety and Security Applications) Days

MARISSA は 100 以上の技術的・経済的に優れた企業や研究機関によるオープンネットワークであり企業間で補完的な技術を組み合わせ新しいシステム等を開発し、サービスを向上させることを目的としている。

2017 年、2019 年に 2 回の国際シンポジウムを開催し、第 3 回目の開催を計画していたが、COVID-19 の世界的な感染拡大の影響を受け、2022 年 6 月までの延期を決定した。海上安全の最新技術、トレンドについては日々変化するため、そのギャップを埋めるべく、2021 年 1 月から 8 回のワークショップを開催することとなった。

今回はそのうちの MARISSA Day3 に自動運航船にかかるテーマが設定されていたので、以下、抜粋して紹介する。

①Massterly

Massterly 社は自律船舶を運用するために設立された、世界 200 以上の拠点を持つ海洋産業会社である Wilhelmsen 社と Kongsberg 社の合併会社である。

Massterly 社からは海上輸送市場において、現在のトラックやコンテナによるフィーダー¹によるものの他に自動化したコンテナフィーダーに新たな市場があると着目している。同社が言う自動化は船舶のみならず、荷揚げについても自動化することを指しており、また、自動化は無人化ではなく、コスト削減の一つの手段として考えている。その実現のためには、リモートオペレーションセンターのシステムを出荷計画、航海計画、積載量と安定性、荷揚げとバラスト等のデータを考慮したものにする必要があり、船と港がコラボレーションすることが鍵を握っていると

¹コンテナフィーダーとは仕出港から仕入港までの直行便がない場合のコンテナ輸送をする際に、仕入港付近の巨大な港を経由して仕入港まで運ぶ仕組みのこと。

ている。

②SINTEF Ocean

SINTEF Ocean はノルウェーに所在するヨーロッパ最大の研究機関である SINTEF グループ内の研究機関である。

まず、船舶を自律させるには、高額なセンサーやコントロールシステムが必要でありコストがかかるだけでなく、自動化とは言え、コントロールセンターに常時人が必要であり、船舶のみならず港湾インフラの自動化も必要であると考えている。すでにオートパイロットや ARPA などのように高度に自動化されているが、そこには常に乗組員が存在し、介入する準備ができていなければならない。自律化には、乗組員が制御位置から離れ、定められた期間（「特定の条件下」）の制御を自動化に委ねることができるようになるかという評価が必要であるとしている。

③Schulte Group

Schulte Group は船舶所有、船舶管理、海事ソフトウェア開発、新造船管理、その他の海事サービスを行うグループ会社である。90 隻以上の船舶を保有あるいは共同保有し、630 隻を管理し、改修・整備等も行っている。

Schulte Group からは、船舶事故のうち、15%は航海中で発生していること、その損害請求額は約 50%占めることに着目し、航行安全に寄与するカメラを用いた機器の紹介があった。

そのカメラは特に交通渋滞や視界の悪い場所での状況認識の向上させるために船舶周辺の情報を可視化（バーチャル）し、適切なアラートを提供することを可能とすることで乗組員をサポートするものである。そのカメラは実航海だけでなく、乗組員の操船訓練や海岸監視にも活用できる。さらに 2019 年から B Zero という受託研究開発プロジェクトにおいて、昼夜の外洋における航海当直の無人化（8 時間まで）に向けて検証を重ねているとのことであった。

3 おわりに

自動運航船の開発・研究の状況について、本調査を通して、諸外国では特に欧州の企業、研究機関等で盛んに自動運航船のバーチャル試験や実証実験が行われてきており、さらには経済的な観点から港湾（荷役）の自動化の重要性を述べている企業や研究機関が大半を占めていた。自動運航船の実用化に向けた海上交通の安全の確保には、システム構築にかかる技術的な課題だけでなく、自動化のレベルによっては、遠隔操作する人の能力基準やその養成も今後課題となることが容易に予想できる。今後もこれら課題にかかる開発や進捗の動向に着目していくこととしたい。

4 調査研究委員会

第1回委員会議事概要

第2回委員会議事概要

第3回委員会議事概要



令和3年度第1回「海事の国際的動向に関する調査研究委員会（海上安全）」
議事概要

1 開催日時及び場所

日時：令和3年4月12日（月）14：00～15：00

場所：リモート会議

2 議題

- (1) 令和3年度委員会実施計画(案)について
- (2) 令和3年度調査テーマ(案)について
- (3) IMO第102回海上安全委員会(MSC102)審議結果
(海事局安全政策課)
- (4) IMO第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR8)対処方針(案)の検討
ア NCSR8議題について(事務局)
イ 議題3 航路指定措置及び義務的船位通報制度
(海上保安庁交通部企画課)
ウ 議題6 他の既存規則の関連改正を含む、GMDSS近代化のためのSOLAS条約
附属書第III章及び第IV章の改正
(海事局安全政策課)
エ 議題9 海上安全情報(MSI)に関するガイドラインを含む、GMDSSサービスの
発展
(海上保安庁海洋情報部航海情報課水路通報室)

3 出席者（敬称略、（ ）書きは代理、[]書きは同席）

(1) 委員

竹本 孝弘、奥蘭 淳二、岡村 知則、吉野 高広、竹林 哲哉、中田 治
岩瀬 恵一郎、三次 亮、丸山 謙一郎、宮野 直昭

(2) 関係官庁等

長谷川 裕康(千原 光輝)、前田 崇徳、峰本 健正(奥川 雄士)
藤林 健太郎(小澤 卓弥)、坂本 誠志郎(枝村 和茂) [岡田 直樹、永野 達也]
内海 雄介(奥村 太) [榎本 貴行、石橋 克己]、筒井 直樹(佐々木 慧)
川上 誠(徳 玲希)、木下 秀樹(新村 陽輔)、中林 久子(富山 栄隆)
岩川 勝(野口 秀毅) [中島 智哉]、内田 浩平(宮地 龍啓) [小西 貴彦]

(3) 事務局

大久保 安広、池寄 哲朗、尾崎 直樹

4 配布資料

- IR21-1-1 令和3年度調査研究委員会名簿
IR21-1-2 令和3年度委員会実施計画(案)

IR21-1-3 令和3年度調査テーマ（案）

●MSC102 審議結果関連

IR21-1-4 MSC102 審議結果（広報資料）

●NCSR8 対処方針（案）検討関連

IR21-1-5 IMO 第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR8)議題

IR21-1-6 議題3に係る対策資料

IR21-1-7 議題6に係る対策資料

IR21-1-8 議題9に係る対策資料

5 開会等

(1) 挨拶

（公社）日本海難防止協会 大久保専務理事から開会の挨拶があった。

(2) 委員等の紹介

事務局から資料 IR21-1-1 に基づき、各委員及び関係官庁等からの出席者の紹介が行われた。

(3) 委員長の選出

本年度委員会の委員長として東京海洋大学 竹本教授が選出された。以後、竹本委員長により議事が進行された。

6 議事概要

(1) 令和3年度委員会実施計画（案）について

事務局から資料 IR21-1-2 に基づき、本年度の委員会を IMO の会議スケジュール（MSC103, 104, NCSR8）の開催に合わせ、3回開催する旨の説明し（NCSR9 が設定された場合は別途審議の場を設ける）、本年度の実施計画は承認された。

(2) 令和3年度調査テーマ（案）について

事務局から資料 IR21-1-3 に基づき、本年度の調査テーマについて説明し、特段の意見なく承認された。

(3) IMO 第102回海上安全委員会(MSC102) 審議結果

○ 海事局安全政策課から資料 IR21-1-4（MSC102 の広報資料）に基づき、MSC102 の審議結果報告が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

(4) IMO 第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR8) 対処方針(案)の検討

○ 事務局から資料 IR21-1-5 に基づき、「IMO 第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR8)」の説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

○ 海上保安庁交通部企画課から資料 IR21-1-6 に基づき、「航路指定措置及び義務的船位通報制度」についての対処方針等の説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなく承認された。

- 海事局安全政策課から資料 IR21-1-7 に基づき、「他の既存規則の関連改正を含む、GMDSS 近代化のための SOLAS 条約附属書第 III 章及び第 IV 章の改正」についての対処方針説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなく承認された。

- 海上保安庁海洋情報部航海情報課水路通報室から資料 IR21-1-8 に基づき、「海上安全情報(MSI)に関するガイドラインを含む、GMDSS サービスの発展」についての対処方針説明が行われた。

竹林委員から国内船社の対応状況を説明しようとするも、機器の不調のため、次回委員会時に説明することとなった。

本件説明に関し、特段の質疑はなく承認された。

(5) その他

事務局から、次回の委員会開催は実施計画に基づき令和 2 年 4 月 19 日（月）を予定している旨の周知があった。

以上

令和3年度第2回「海事の国際的動向に関する調査研究委員会（海上安全）」
議事概要

1 開催日時及び場所

日時：令和3年4月19日（月）14：00～14：50

場所：リモート会議

2 議題

IMO 第103回海上安全委員会(MSC103)対処方針(案)の検討

- (1) MSC103 議題について（事務局）
- (2) 議題5 自動運航船(MASS)の利用のための規制の枠組みに係る取り組み(RSE)
(海事局安全政策課)
- (3) 議題14 第8回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会(NCSR8)からの報告
(海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室)
- (4) 議題18 関連 VDES 導入のための SOLAS 条約の改正および関連文書の作成に関する新規作業提案
(海上保安庁交通部企画課)

3 出席者（敬称略、（ ）書きは代理、[]書きは同席）

(1) 委員

竹本 孝弘、岡村 知則、吉野 高広、竹林 哲哉、中田 治、岩瀬 恵一郎
松本 冬樹、丸山 謙一郎、宮野 直昭

(2) 関係官庁等

長谷川 裕康(千原 光輝)、前田 崇徳、峰本 健正(奥川 雄士)
藤林 健太郎(小澤 卓弥)、坂本 誠志郎(岡田 直樹) [永野 達也]
内海 雄介(奥村 太) [榎本 貴行]、筒井 直樹(佐々木 慧)
川上 誠(柴田 理香) [稲葉 亮太]、木下 秀樹(新村 陽輔)
中林 久子(富山 栄隆)、岩川 勝(野口 英毅) [中島 智哉]
内田 浩平(宮地 龍啓) [小西 貴彦]、藤吉 克博(森本 真人)

(3) 事務局

大久保 安広、池寄 哲朗、尾崎 直樹

4 配布資料

IR21-2-1 令和3年度調査研究委員会名簿

●第1回委員会議事概要(案) 関連

IR21-2-2 第1回海事の国際的動向に関する調査研究委員会議事概要(案)

●MSC103 対処方針(案) 検討関連

IR21-2-3 IMO 第103回海上安全委員会(MSC103) 議題

IR21-2-4 議題5に係る対策資料

IR21-2-5 議題 14 に係る対策資料

IR21-2-6 議題 18 に係る対策資料

5 出席者の紹介

事務局から資料 IR21-2-3 に基づき、人事異動に伴い年度途中に交代の生じた関係官庁からの出席者についての紹介が行われた。

6 第1回委員会議事概要（案）について

事務局から資料 IR21-2-2 に基づき、第1回委員会議事概要（案）の説明が行われ、特段の意見なく承認された。その後、第1回委員会時に機器のトラブルによりご発言できなかった竹林委員より、国内船社における GMDSS 設備としてのイリジウム社の採用動向について、以下の説明があった。

（竹林委員）

外航船社の状況が主であるが、元々イリジウムについては、サービスが開始されたときからインマルサットの不具合や海賊等に襲われた場合等の有事の際に外部と通信するための主たる手段として既存のイリジウムのサービスを利用しているケースは一定数ある。

しかしながら、GMDSS としての採用状況は、既存船では型式承認を受けているイリジウム社の GMDSS 対応機種が1機種ということもあり、敢えて換装することは、現時点ではどの船社もしていない。新造船においては、各社、様子見の段階であり、現在のところ採用を計画している船社は確認した限りではない。現状、イリジウム社の GMDSS は、ソフト面（MSI や MRC の契約）がインマルサット社と同等レベルになるまで時間を要する状況であり、これらが導入するうえでネックとなっている可能性がある。

これら情報等のソフト面におけるインマルサット社とイリジウム社の差が解消されるころ、各社導入を検討するのではないかとと思われる。

7 議事概要

（1）IMO 第103回海上安全委員会(MSC103)対処方針(案)の検討

- 事務局から資料 IR21-2-3 に基づき、「IMO 第103回海上安全委員会(MSC103)」の議題説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

- 海事局安全政策課から資料 IR21-2-4 に基づき、「自動運航船(MASS)の利用のための規制の枠組みに係る取組(RSE)」についての対処方針説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

- 海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室から資料 IR21-2-5 に基づき、

「第 8 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会 (NCSR8) からの報告」についての対処方針説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

- 海上保安庁交通部企画課から資料 IR21-2-6 に基づき、「VDES 導入のための SOLAS 条約の改正および関連文書の作成に関する新規作業提案」についての対処方針等の説明が行われた上で、次の応答があった。

(竹林委員)

VDES の普及によりユーザー側が享受できるメリットについて、現段階で具体的に検討が進められているものがあれば、ご教示頂きたい。

(野口専門官)

1 つ目の利点は今まではテキストによりナブテックスで受信後、船員により海図などに落とし込まなければならなかったが、海上安全情報などの地理的な情報をデジタルデータ化することで ECDIS 上にそのまま表示させることができることが想定されている。

2 つ目は衛星を介しての情報提供が可能となることから、白黒の紙程度であれば送信できるので、例えばワード文書の交換や簡単なテキストの交換が全海上で可能となることが考えられる。

将来、普及することで価格が安くなり簡易 AIS のように簡易 VDES のようなものができれば、小型船にも普及が進みテキストによる情報交換が可能となることも考えられる。

航海情報以外の具体的な活用方法は今後 IMO 等で審議されるものと認識している。

(2) その他

事務局から、次回の委員会開催は実施計画に基づき令和 2 年 9 月下旬を予定している旨の周知があった。

以上

令和3年度第3回「海事の国際的動向に関する調査研究委員会（海上安全）」
議事概要

1 開催日時及び場所

日時：令和3年9月28日（火）14：00～15：40

場所：リモート会議

2 議題

- (1) IMO 第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR8) 審議結果報告
(海事局安全政策課)
- (2) IMO 第103回海上安全委員会(MSC103) 審議結果報告
(海事局安全政策課)
- (3) IMO 第104回海上安全委員会(MSC104) 対処方針(案)の検討
ア MSC104 議題について(事務局)
イ 議題12 第8回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR8)からの報告
(イリジウム Safety Cast サービスマニュアル関連)
(海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室)
ウ 議題15 新規作業計画(アンモニア燃料船、VDR、防火設備、MASS 関連)
(海事局安全政策課)

3 出席者(敬称略、() 書きは代理、[] 書きは同席)

(1) 委員

竹本 孝弘、岡村 知則、奥藪 淳二、吉野 高広、竹林 哲哉、中田 治、
岩瀬 恵一郎、松本 冬樹、三次 亮、西室 麻里花

(2) 関係官庁

長谷川 裕康(千原 光輝)、貴島 高啓、峰本 健正(井原 拓真、堀内 隆史)[清
水 勇吾]、宮沢 正知(池田 隆之)、藤林 健太郎(小澤 卓弥)、坂本 誠志郎(岡
田 直樹)[伊藤 大輝、永野 達也]、清水 巖(奥村 太)[榎本 貴行]、小幡 章博
(綿貫 陽介)、筒井 直樹(佐々木 慧)、川上 誠(稲葉 亮太)、木下 秀樹(太田 毅
徳)、中林 久子(富山 栄隆)、岩川 勝(野口 英毅)[中島 智哉、福井 久祐]、
内田 浩平(宮地 龍啓)[小西 貴彦]、藤吉 克博(森本 真人)

(3) 事務局

佐々木 幸男、池寄 哲朗、尾崎 直樹

4 配布資料

IR21-3-1 令和3年度海事の国際的動向に関する調査研究委員会(海上安全)名簿

●第2回委員会議事概要(案)関連

IR21-3-2 第2回海事の国際的動向に関する調査研究委員会(海上安全)議事概要(案)

●NCSR8 審議結果関連

IR21-3-3 NCSR8 開催結果概要（広報資料）

●MSC103 審議結果関連

IR21-3-4 MSC103 開催結果概要（広報資料）

●MSC104 対処方針（案）検討関連

IR21-3-5 IMO 第 104 回海上安全委員会(MSC104) 議題

IR21-3-6 議題 12 関連対策資料(イリジウム Safety Cast サービスマニュアル関連)

IR21-3-7 議題 15 関連対策資料（アンモニア燃料船関連）

IR21-3-8 議題 15 関連対策資料（VDR 関連）

IR21-3-9 議題 15 関連対策資料（防火設備関連）

IR21-3-10 議題 15 関連対策資料（MASS 関連）

5 交代のあった出席者の紹介

事務局から資料 IR21-3-1 に基づき、担務変更や人事異動に伴い交代の生じた委員、関係官庁からの出席者についての紹介が行われた。

以降、竹本委員長により議事が進行された。

6 第 2 回委員会議事概要（案）について

事務局から資料 IR21-3-2 に基づき、第 2 回委員会議事概要（案）の説明が行われ、特段の意見なく承認された。

7 議事概要

(1) IMO 第 8 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会(NCSR8) 審議結果報告

○ 海事局安全政策課から資料 IR21-3-3 に基づき、NCSR8 の審議結果報告が行われ、次の応答があった。

(竹本委員長)

「みちびき」に関して、最終承認は MSC104 で行われるのか。

(井原課長補佐)

ご理解のとおり。正確には、NCSR8 からの報告ということで、MSC104 に文書が提出されており、その中で NCSR8 にて最終化をしたので、次の MSC で「みちびき」を追加する承認がなされることになっている。

(竹本委員長)

「みちびき」は「QZSS」と呼んでいたが、国際的にも「みちびき」という名称か。

(井原課長補佐)

IMO の文書上では QZSS という表現がされているので、そのような呼称になる
と考える。

(竹本委員長)

では「みちびき」は国内向けの名前ということか。

(井原課長補佐)

そのとおりである。

(2) IMO 第 103 回海上安全委員会(MSC103) 審議結果報告

○ 海事局安全政策課から資料 IR21-3-4 に基づき、MSC103 の審議結果報告が行われ、次の応答があった。

(奥菌委員)

VDES に関して、容量の増大によって具体的にどのような使い方が有り得るのか。広報資料には、「将来的には海上安全に係る画像情報等の送受信も可能となり」と記載されていて、いかにも有効そうであれば導入したいと思う船がいっぱい出てくるのが期待できるが、どのようなデータを送受信することを想定しているのか？役所というよりは、業者の方の話かもしれないが、どのようにアナウンスしていくかも参考までに教えてほしい。

(井原課長補佐)

まさしく VDES は現状、民間ベースでいろいろな取組みがなされている。VDES は気象海象の予測に役立てることや船同士で予定進路上に関する情報を交換するための通信手段として活用できると考えられる。VDES は陸上の基地を通じて通信するものと衛星を使う VDES があるが、衛星が多くあることから、これまで想定されていなかった公海上での通信が可能となる。IMO での議論では、画像データ等を送付するために VDES を義務化とすることは、(船主の) 負担も大きく時期尚早であるので、現状は AIS の代替として使用可能という状況である。

(竹林委員)

2 点確認したい。船社からすると ETA (非常用えい航設備) の適用船舶の拡大が関心事項である。大型船のサイズはこれから小委員会で検討し、最悪 SOLAS 適用船になる可能性があるという理解でよいか。また、昨今多発している流出したコンテナに関する対策について、今回の新規作業計画にも入っていたが、その点について情報共有をお願いする。

(井原課長補佐)

1 点目は、今後 SDC (船舶設計・建造小委員会) で議論される。今後内容を含めて適用範囲を見直すなどの議論はあり得る。SDC での対応では必要に応じて、適切な範囲を意見していく予定。

2 点目は、どの小委員会で取扱うことになるかが明確に定まっていない。コンテナが崩れないようにするための対策であれば、CCC (貨物運送小委員会) であるし、一部コンテナを流出した際に、そのコンテナをトレースするための対策であれば、NCSR (航行安全・無線通信・捜索救助小委員会) となるし、コンテナをゴミとして扱って、それを防止するというのであれば、別の小委員会となる。どの小委員会に議題として提案されるか不明であるが、関係の業界団体に相談しながら対処していきたいと考えている。

(3) IMO 第 104 回海上安全委員会(MSC104) 対処方針(案)の検討

○ 事務局から資料 IR21-3-4 に基づき、「IMO 第 104 回海上安全委員会(MSC104)」の議題説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

○ 海上保安庁海洋情報部情報利用推進課水路通報室から資料 IR21-3-6 に基づ

き、「議題 12 関連イリジウム Safety Cast サービスマニュアル」についての対処方針及び海上保安庁の航行警報発出におけるイリジウムの試行運用状況の説明が行われた。

本件説明に関し、竹林委員から国内船社の対応状況について、前回委員会時から変化がないことの情報共有のほか、特段の質疑はなかった。

- 海事局安全政策課から資料 IR21-3-7 に基づき、「議題 15 アンモニア燃料船関連」についての対処方針等の説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

- 海事局安全政策課から資料 IR21-3-8 に基づき、「議題 15VDR 関連」についての対処方針等の説明が行われ、次の応答があった。

(竹本委員長)

30 日間とは VDR 本体への記録期間のことか。

(井原課長補佐)

VDR の記録期間であるので、ストレージの活用も可能である。

(竹本委員長)

カプセルへの保存期間は 48 時間か。

(井原課長補佐)

そのとおりである。

- 海事局安全政策課から資料 IR21-3-9 に基づき、「議題 15 防火設備関連」についての対処方針等の説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

- 海事局安全政策課から資料 IR21-3-10 に基づき、「議題 15 MASS 関連」についての対処方針等の説明が行われた。

本件説明に関し、特段の質疑はなかった。

以降、事務局より議事が進行された。

8 閉会挨拶

委員会が今年度の最終回であったことから、(公社)日本海難防止協会佐々木専務理事から本閉会の挨拶があった。

以上

＜参考資料＞

- ・ IMO 2021 年会議プログラム
- ・ IMO 2022 年会議プログラム

4 ALBERT EMBANKMENT
LONDON SE1 7SR
Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

PROG/129/Rev.2
9 July 2021

PROGRAMME OF MEETINGS FOR 2021¹

18 – 22 January	<i>33rd meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMSBC Code)²</i>	Remote meeting
1 – 5 February	<i>Council Open-ended Working Group on Council Reform²</i>	Remote meeting
15 – 19 February	SUB-COMMITTEE ON HUMAN ELEMENT, TRAINING AND WATCHKEEPING (HTW) – 7th session	Remote meeting
22 – 26 February	<i>Council Working Group on Applications for Consultative Status of Non-Governmental Organizations²</i>	Remote meeting
8 – 12 March	<i>IP Code Working Group on the Carriage of More Than 12 Industrial Personnel On Board Vessels Engaged on International Voyages²</i>	Remote meeting
15 – 19 March	<i>34th meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMDG Code)²</i>	Remote meeting
22 – 26 March	SUB-COMMITTEE ON POLLUTION PREVENTION AND RESPONSE (PPR) – 8th session	Remote meeting
29 March – 1 April	IOPC FUNDS	Remote meeting
7 – 13 April	<i>Communications Working Group on the Revision of SOLAS Chapters III and IV for Modernization of the GMDSS²</i>	
8 April	COUNCIL – 33rd extraordinary session	Remote meeting
12 – 16 April	<i>44th meeting of the LC Scientific Group – 15th meeting of the LP Scientific Group²</i>	Remote meeting
19 – 23 April	SUB-COMMITTEE ON NAVIGATION, COMMUNICATIONS AND SEARCH AND RESCUE (NCSR) – 8th session	Remote meeting
26 – 29 April	IMSO Advisory Committee (IMSO AC) – 45th session	Remote meeting
5 – 14 May	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 103rd session	Remote meeting
24 – 28 May	<i>8th meeting of the Intersessional Working Group on the Reduction of GHG Emissions from Ships²</i>	Remote meeting

1 – 7 June	FACILITATION COMMITTEE (FAL) – 45th session	Remote meeting
9 – 15 June	<i>4th meeting of the Expert Group on Data Harmonization²</i>	Remote meeting
10 – 17 June	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 76th session	Remote meeting
28 June – 2 July	COUNCIL – 125th session	Remote meeting
12 – 16 July	SUB-COMMITTEE ON IMPLEMENTATION OF IMO INSTRUMENTS (III) – 7th session	Remote meeting
19 – 21 July	IMSO SES Conference	Postponed
22 – 23 July	IOPC FUNDS	Remote meeting
26 – 30 July	LEGAL COMMITTEE (LEG) – 108th session	Remote meeting
6 – 10 September	SUB-COMMITTEE ON CARRIAGE OF CARGOES AND CONTAINERS (CCC) – 7th session	Remote meeting
6 – 10 September	<i>28th meeting of the ICAO/IMO Joint Working Group on Search and Rescue²</i>	Remote meeting
13-17 September	<i>35th meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMDG and IMSBC Codes)²</i>	Remote meeting
15-17 September	<i>9th meeting of the Intersessional Working Group on Reduction of GHG Emissions from Ships²</i>	Remote meeting
20 – 24 September	TECHNICAL COOPERATION COMMITTEE (TC) – 71st session	Remote meeting
27 September – 1 October	IMSO Assembly - 27th (Extraordinary) session	Remote meeting
4 – 8 October	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 104th session	Remote meeting
11 – 15 October	<i>27th meeting of the Technical Group on the Evaluation of Safety and Pollution Hazards of Chemicals (ESPH)²</i>	Remote meeting
18 – 22 October	<i>10th meeting of the Intersessional Working Group on Reduction of GHG Emissions from Ships²</i>	Remote meeting
21 – 22 October	<i>13th meeting of the LP Compliance Group²</i>	Remote meeting
25 – 29 October	<i>5th meeting of the Expert Group on Data Harmonization²</i>	Remote meeting

25 – 29 October	43rd CONSULTATIVE MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON CONVENTION 1972) 16th MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON PROTOCOL 1996)	Remote meeting
1 – 5 November	IOPC FUNDS	To be confirmed
1 –5 November	<i>17th meeting of the Joint IMO/ITU Experts Group on Maritime Radiocommunication Matters²</i>	To be confirmed
8 – 12 November	COUNCIL –34th extraordinary session	Remote meeting
15 – 19 November	IMSO Advisory Committee - 46th session	To be confirmed
22 – 26 November	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 77th session	Remote meeting
6 – 15 December	ASSEMBLY – 32nd session	Remote meeting
16 December	COUNCIL – 126th session	Remote meeting

OTHER EVENTS

TBC	Orientation seminar for IMO delegates	To be confirmed
25 June	Day of the Seafarer	Remote event
30 September	World Maritime Day	To be confirmed
Postponed	World Maritime Day Parallel Event	To be confirmed

¹ Given the uncertainty regarding the COVID-19 pandemic, delegations should expect that all Council, committee, sub-committee and other meetings taking place before 31 December 2021 will be held remotely. Should the IMO Headquarters building become available for hybrid meetings, delegations will be given at least 30 days' notice. Delegations will be given at least 90 days' notice before full physical meetings resume, so that proper arrangements can be made.

² Meeting to be held in English only.

4 ALBERT EMBANKMENT
LONDON SE1 7SR
Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

PROG/130
16 December 2021

PROGRAMME OF MEETINGS FOR 2022

17 – 21 January	SUB-COMMITTEE ON SHIP DESIGN AND CONSTRUCTION (SDC) – 8th session	Remote meeting
7 – 11 February	SUB-COMMITTEE ON HUMAN ELEMENT, TRAINING AND WATCHKEEPING (HTW) – 8th session	Remote meeting
28 February – 4 March	SUB-COMMITTEE ON SHIP SYSTEMS AND EQUIPMENT (SSE) – 8th session	Remote meeting
7 – 11 March	<i>36th meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMSBC Code)*</i>	Remote meeting
7 – 11 March	<i>IMSO TMLA WG-1</i>	Remote meeting
14 – 18 March	<i>The eleventh meeting of the Intersessional Working Group on Reduction of GHG Emissions from Ships (ISWG-GHG 11)*</i>	Remote meeting
21 – 25 March	LEGAL COMMITTEE (LEG) – 109th session	Remote meeting
28 March – 1 April	IOPC FUNDS	Remote meeting
28 March – 1 April	<i>Forty-fifth meeting of the Scientific Group under the London Convention and the sixteenth meeting of the Scientific Group under the London Protocol (LC/SG 45)*</i>	Remote meeting
4 – 8 April	SUB-COMMITTEE ON POLLUTION PREVENTION AND RESPONSE (PPR) – 9th session	Remote meeting
20 – 29 April	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 105th session	TBC
9 – 13 May	FACILITATION COMMITTEE (FAL) – 46th session	TBC
16 – 20 May	<i>6th meeting of the Expert Group on Data Harmonization*</i>	TBC
16 – 20 May	<i>The twelfth meeting of the Intersessional Working Group on Reduction of GHG Emissions from Ships (ISWG-GHG 12)*</i>	TBC

* Meeting to be held in English only.

23 – 27 May	<i>First Intersessional Working Group on Relations with Non-Governmental Organizations</i>	Remote Meeting
6 – 10 June	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 78th session	TBC
13 – 17 June	IMSO ADVISORY COMMITTEE – 47th session	TBC
13 – 17 June	<i>Experts Group on Ships' Routing*</i>	TBC
21 – 30 June	SUB-COMMITTEE ON NAVIGATION, COMMUNICATIONS AND SEARCH AND RESCUE (NCSR) – 9th session	TBC
11 – 15 July	COUNCIL – 127th session	TBC
18 – 22 July	<i>IMSO TMLA WG-2*</i>	TBC
25 – 29 July	SUB-COMMITTEE ON IMPLEMENTATION OF IMO INSTRUMENTS (III) – 8th session	TBC
12 – 16 September	IMSO SES Conference (15-16)	TBC
19 – 23 September	SUB-COMMITTEE ON CARRIAGE OF CARGOES AND CONTAINERS (CCC) – 8th session	TBC
19 – 23 September	IMSO Assembly 28th session	TBC
26 – 30 September	<i>37th meeting of the Editorial and Technical (E&T) Group (IMSBC Code)*</i>	TBC
29 – 30 September	<i>14th meeting of the LP Compliance Group*</i>	TBC
3 – 7 October	44th CONSULTATIVE MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON CONVENTION 1972) 17th MEETING OF CONTRACTING PARTIES (LONDON PROTOCOL 1996)	TBC
17 – 21 October	TECHNICAL COOPERATION COMMITTEE (TC) – 72nd session	TBC
17 – 21 October	<i>29th meeting of the ICAO/IMO Joint Working Group on Harmonization of Aeronautical and Maritime Search and Rescue*</i>	Outside IMO HQ
24 – 28 October	IOPC FUNDS	TBC
2 – 11 November	MARITIME SAFETY COMMITTEE (MSC) – 106th session	TBC
28 November – 2 December	COUNCIL – 128th session	TBC

5 – 9 December	<i>18th meeting of the Joint IMO/ITU Experts Group on Maritime Radiocommunication Matters*</i>	TBC
12 – 16 December	MARINE ENVIRONMENT PROTECTION COMMITTEE (MEPC) – 79th session	TBC

OTHER EVENTS

25 June	Day of the Seafarer	TBC
12-14 September	Orientation seminar for IMO delegates	TBC
29 September	World Maritime Day	TBC
[10-14 October]	World Maritime Day Parallel Event	Durban, South Africa

公益社団法人 日本海難防止協会

〒151-0062

東京都渋谷区元代々木町 33-8

元代々木サンサンビル 3階

TEL 03 (5761) 6080

FAX 03 (5761) 6058